

令和 7 年 9 月 定例会

総務常任委員会記録

令和 7 年 9 月 12 日 (金)

令和 7 年 9 月 17 日 (水)

令和 7 年 9 月 26 日 (金)

令和 7 年 9 月 29 日 (月)

令和 7 年 10 月 1 日 (水)

場所：鳥栖市議会 第 1 委員会室

目 次

令和 7 年 9 月 12 日 (金)	9 頁
令和 7 年 9 月 17 日 (水)	63 頁
令和 7 年 9 月 26 日 (金)	73 頁
令和 7 年 9 月 29 日 (月)	131 頁
令和 7 年 10 月 1 日 (水)	169 頁

令和7年9月定例会日程

日 次	月 日	摘要
第1日	9月12日（金）	<p>審査日程の決定 政策部審査 議案乙第17号、議案甲第30号 〔説明、質疑〕 報告（総合政策課） オフィススペース創出事業における参加事業者の辞退について 鳥栖市地域おこし協力隊の着任について 〔報告、質疑〕</p> <p>総務部審査 議案乙第17号、 議案甲第29号・第31号～第33号・第40号 〔説明、質疑〕 市民環境部審査 議案乙第17号～第19号、議案甲第34号・第36号・第37号 〔説明、質疑〕 報告（市民課） サンメッセ鳥栖における諸証明発行の廃止について 〔報告、質疑〕</p>
第2日	9月17日（水）	<p>自由討議 議案審査 議案乙第17号～第19号、 議案甲第29号～第34号・第36号・第37号・第40号 〔総括、採決〕</p>

		<p>審査日程の決定 政策部審査 議案乙第25号</p> <p>[説明、質疑]</p> <p>報告（総合政策課）</p> <p>公共施設等総合管理計画の進捗状況について 第7次鳥栖市総合計画令和7年度実施計画の変更について 第7次鳥栖市総合計画重点戦略の見直しについて 第7次鳥栖市総合計画前期基本計画における令和6年度 指標実績について 企業版ふるさと寄附の申出について</p> <p>[報告、質疑]</p> <p>総務部（総務課・財政課）、議会事務局審査 議案乙第25号</p> <p>[説明、質疑]</p> <p>報告（総務課）</p> <p>防災井戸整備事業について</p> <p>[報告、質疑]</p> <p>総務部（契約検査課・庁舎建設課）、出納室、選挙管理委員会 事務局、監査委員事務局審査 議案乙第25号</p> <p>[説明、質疑]</p>
第4日	9月29日（月）	<p>市民環境部審査 議案乙第25号～第27号</p> <p>[説明、質疑]</p>

		自由討議
		報告（総務課）
		市庁舎への落雷被害について
第5日	10月1日（水）	[報告、質疑]
		議案審査
		議案乙第25号～第27号
		[総括、採決]

9月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和7年9月12日付託]

議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）	[可決]
議案乙第18号令和7年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	[可決]
議案乙第19号令和7年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	[可決]
議案甲第29号鳥栖市情報公開条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第30号鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の 一部を改正する条例	[可決]
議案甲第31号鳥栖市長等のハラスメント防止等に関する条例	[可決]
議案甲第32号鳥栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例	[可決]
議案甲第33号鳥栖市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第34号鳥栖市税条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第36号鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正す る条例	[可決]
議案甲第37号鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第40号財産（災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ式）の取 得について	[可決]

[令和7年9月17日 委員会議決]

[令和7年9月26日付託]

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について	[認定]
議案乙第26号令和6年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について	[認定]
議案乙第27号令和6年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について	[認定]
	[令和7年10月1日 委員会議決]

2 報 告

オフィススペース創出事業における参加事業者の辞退について（総合政策課）
鳥栖市地域おこし協力隊の着任について（総合政策課）

サンメッセ鳥栖における諸証明発行の停止について（市民課）
公共施設等総合管理計画の進捗状況について（総合政策課）
第7次鳥栖市総合計画令和7年度実施計画の変更について（総合政策課）
第7次鳥栖市総合計画重点戦略の見直しについて（総合政策課）
第7次鳥栖市総合計画前期基本計画における令和6年度指標実績について（総合政策課）
企業版ふるさと寄附の申出について（総合政策課）
防災井戸整備事業について（総務課）
市庁舎への落雷被害について（総務課）

3 その他

なし

令和 7 年 9 月 12 日 (金)

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 伊藤克也

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 江副康成

委員 永江ゆき

委員 松隈清之

委員 池田利幸

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

政策部長 松雪努

総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 田中大介

総合政策課企画政策係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長 小柳洋介

総合政策課長補佐兼都市デザイン係長 中垣秀隆

政策部次長兼駅周辺整備課長 向井道宣

駅周辺整備課長補佐兼鳥栖駅周辺係長 木原智範

政策部次長兼情報政策課長 山本英規

情報政策課DX推進係長 大塚隆正

総務部長 小柳秀和

総務課長 田中秀信

総務課防災対策監 村上敏章

総務課長補佐兼庶務係長 斎藤了介

総務課防災係長 前田良介

総務課長補佐兼文書法制係長 小森敏幸

総務課長補佐兼職員係長 長野稚佐

財政課長 古賀庸介

財政課財政係長 中山和憲

市民環境部長 緒方守

市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄

市民協働課地域づくり係長 小柳桂子

市民協働課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼市民相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長 築地美奈子

市民課長 有馬秀雄

市民課長補佐兼整備係長 脇友紀子

市民課参事兼課長補佐兼市民係長 下川有美

保険年金課長 横浩喜

保険年金課健康保険係長 宮田昭江

税務課長 楠和久

税務課長補佐兼管理収納係長 横尾光晴

税務課長補佐兼市民税係長 北三希子

税務課参事兼課長補佐兼固定資産税係長 本田一也

環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長 増田義仁

環境課環境推進係長兼環境施設調整室施設調整係長 佐藤義勉

環境課温暖化対策室ゼロカーボン推進係長 井本慎太郎

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 野口晶子

5 日程

審査日程の決定

政策部審査

議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案甲第30号鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を

改正する条例

[説明、質疑]

報告（総合政策課）

オフィススペース創出事業における参加事業者の辞退について

鳥栖市地域おこし協力隊の着任について

[報告、質疑]

総務部審査

議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案甲第29号鳥栖市情報公開条例の一部を改正する条例

議案甲第31号鳥栖市長等のハラスマント防止等に関する条例

議案甲第32号鳥栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第33号鳥栖市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第40号財産（災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ式）の取得について

て

[説明、質疑]

市民環境部審査

議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案乙第18号令和7年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案乙第19号令和7年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案甲第34号鳥栖市税条例の一部を改正する条例

議案甲第36号鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第37号鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

[説明、質疑]

報告（市民課）

サンメッセ鳥栖における諸証明発行の停止について

[報告、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時30分開会

中村直人委員長

ただいまから、令和7年9月定例会の総務常任委員会を開会いたします。

~~~~~

**審査日程の決定**

**中村直人委員長**

まず、委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

お手元にあらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。

付託議案につきまして乙議案3件、甲議案9件となっております。

審査日程につきましては、本日12日は政策部、総務部、市民環境部の順に関係議案の審査を行いたいと思います。

16日は休会。

17日は現地視察、自由討議、総括及び採決ということでお願いしたいと思います。

また、現地視察につきましては、後ほど副委員長から御説明をいたします。

審査日程については以上のとおり決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして説明をお願いしたいと思います。

**伊藤克也副委員長**

委員の皆さんから、御希望の視察先があれば、本日中に私のほうまで申し入れていただきたいと思います。

もしなければ、17日は現地視察を行わず、自由討議、総括、採決とすることについて御確認をいただきたいと思います。

以上です。

**中村直人委員長**

それでは、現地視察につきましては、以上のとおりとさせていただきたいと思います。

最初申し上げなければならなかつたんですが、担当書記の前田書記が退職しまして、後を

野口書記が担当しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、政策部準備のため暫時休憩をいたします。

午前10時32分休憩

~~~~~

午前10時33分再開

中村直人委員長

再開いたします。

~~~~~

政策部

議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

中村直人委員長

これより、政策部関係議案の審査を行います。

議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

資料については書記からタブレットに送信をいたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

田中大介総合政策課長

議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）中、政策部関係分について御説明申し上げます。

資料は2ページをお願いいたします。

歳入から申し上げます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の内示に伴う補正1億4,952万1,000円につきましては、こども育成課による子育て応援給付金事業、税務課による定額減税調整給付金給付に対応するものです。

### **向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長**

次に、款20繰入金、項1基金繰入金、目8都市開発基金繰入金、節1都市開発基金繰入金6,400万円につきましては、鳥栖駅周辺短期施策検討業務委託料として繰り入れるものでございます。

### **田中大介総合政策課長**

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入15万4,000円につきましては、令和6年度鳥栖地区広域市町村圏組合負担金返還金のうち、組合運営費に係る返還金の受入れに伴うもので、返還の主な理由は人件費の確定に伴うものでございます。

### **山本英規政策部次長兼情報政策課長**

次に、歳出について御説明いたします。

委員会資料3ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目4情報管理費、節12委託料3,126万7,000円につきましては、12月分からの基幹系標準準拠システム運用支援管理業務委託料及びガバメントクラウド利用に係る基幹系ネットワーク運用管理補助業務委託料でございます。

節13使用料及び賃借料3,508万5,000円につきましては、12月分からの基幹系標準準拠システムの使用料及びA I – O C R 使用料でございます。

A I – O C R 使用料につきましては、健康増進課の業務においてこれまでO C R 読取装置によりデータ取込みを行っていたものをシステムの標準化を機に、A I – O C R での手法によるデータ取込みを行うこととしたためなどにより、今回補正するものでございます。

### **向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長**

その下でございます。

款8土木費、項4都市計画費、目6まちづくり推進費、節12委託料につきましては、5ページをお願いいたします。

目的といたしましては、鳥栖駅などの鉄道施設で分断されております中心市街地の東西連携など課題解決に向けた取組、そして、まずは鳥栖駅東側の利便性向上などを目的とした短期施策の実現に向けて予備設計を行うものでございます。

事業の内容といたしましては、鳥栖駅東短期施策の跨線橋予備設計、それから杭基礎予備設計、関係機関との協議資料等々によるもので委託料6,400万円でございます。

次に、繰越明許費について申し上げます。

4ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費、事業名、鳥栖駅周辺整備事業、金額6,400万円につきましては、鳥栖駅周辺短期施策検討業務委託料として必要な履行期間を確保するために繰り越すも

のでございます。

以上で簡単ではございますが、説明といたします。

#### **中村直人委員長**

それでは執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **池田利幸委員**

御説明ありがとうございます。

3ページの項1総務管理費、節13使用料及び賃借料のところの説明の1番下、A I – O C R利用料っていう、そこでお伺いしたいんですけれども、先ほど御説明の中で健康増進課の読み込みの部分で使ってましたっていうふうに御説明いただいたと思うんですけど、これなんかコロナ禍のときにコロナの受発注というか診断とかいう部分でもO C Rを使ってるっていうようなことを健康増進課が言ってなかつたかな、内容的にどういうことで使用してて利便性とかそういう部分のメリットがどうなのかを教えてもらっていいですか。

#### **山本英規政策部次長兼情報政策課長**

今回予算計上していますA I – O C Rの利用料に関して対象業務としては、妊婦健診の受診票、乳児健診受診票などでございます。

これまで、専用のO C Rの用紙に書いていただいて、専用の機械に読ませて基幹系システムで読み込みを行っていたんですけども、先ほど少し申し上げましたように、A I – O C Rに変えますと、専用の読み取り装置とか必要なく、通常のスキャナーでテキストができるメリット等がございますので、今回A I – O C Rの読み取り方式に見直すものでございます。

以上でございます。

#### **池田利幸委員**

そしたら職員さんたちとか利用者さんの負担っていうか、手間っていうのは削減されるってことになるんですか。

#### **山本英規政策部次長兼情報政策課長**

これまでO C Rでの処理を行ってましたんで、特段、職員、あと市民さん向けの作業負荷というか、記入負荷が変わるものではございません。

以上でございます。

#### **池田利幸委員**

ありがとうございます。

あと基幹系情報システムクラウドサービスとかシステム運用支援をずっと取り組んで入れてきてる部分になるんですけど、使用の部分はいろんな運用の形があると思うんですけど、どこまで今、使えるようになってるっていえば分かるんですか。

単純に言えば、昨日、永江議員が一般質問でも心のメンタルのケアをということを言われてたと思うんで、僕もずっと何年も言ってきてて、心の体温計を入れてくれって言ってたときに、基幹システムの中とか行政の部分でシステムを変えるときに、そういうメンタルチェックもできるやつを導入しますからとか、それが入ってますからとかいうようなことをずっと御説明いただいてたと思うんですけど、それがどこの部分に入ってて運用ができる状態にあるのかがどこで聞けばいいのか、どこの機関の中に入ってるのか分かんないんで教えてもらってもいいですか。

**山本英規政策部次長兼情報政策課長**

以前から、池田委員から御要望ございました職員のメンタルに関するツールの部分なんですけれども、あれにつきましては、基幹系システムではなく、内部情報系システムの一部に今年度から稼働しております人事評価システムの中のメニューとして導入しているところでございます。

**池田利幸委員**

そしたら、それを聞くと議案外になるんでもう別でお伺いいたします。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**松隈清之委員**

基幹系情報システムクラウドサービス利用料を12月からということですけれども、11月に接続の予定ではなかったんですか。

**山本英規政策部次長兼情報政策課長**

稼働予定日につきましては、現時点で11月25日を予定しているところでございまして、ベンダーと協議いたしまして、実際の利用につきましては、12月分からということで現在調整がついているところでございます。

以上でございます。

**松隈清之委員**

基本的には業務が極端に変わることではないと思うんですけども、標準化することで若干仕様が変わったり、勝手が変わるっていうこともあるのかもしれないんですけども、そのトレーニングとかっていうのはその接続前に相応の時間が取られてるってことですか。

**山本英規政策部次長兼情報政策課長**

まず、昨年度までに現行システムと標準システムの仕様を書類上で一応原課のほうとしてはその際にについて認識しているところでございます。

現在、ベンダーが作成しておりますテスト用のシナリオに基づいて、原課でその動作確認等を行っているところでございます。

以上でございます。

### 松隈清之委員

ありがとうございます。

これが12月からなんで4か月分ぐらいあると思うんですよね。恐らく来年は年間分が計上されるということで、ガバメントクラウドに接続するのに結構お金取られるんだみたいな気はするんですけど、それはそれとして、これで今までできなかつたところとやりづらかつたことができるようになるっていうことは、それはそれでいいことだと思いますし、基幹系システムでどこまでできるのか分かんないですけれども、先ほど池田委員も言われましたけど、せっかくデジタル化していくんであれば、職員の負荷を下げていく方向、なるだけ職員が頑張ればいいっていうのは結果、仕事も時間もかかるし、ミスも誘発するっていうこともあるし、最近いろんなミスの報告が上がってくるんですけど、そのたびにどんどん、どんどんチェックが追加されていくわけです。ということは一つの仕事に対する工数が増えていくわけですね。

これはこれで、また職員の負担が出てくるので、こういうデジタル化を進める中では、なるだけ工数を短縮できるようなこととか基幹系システムとか内部情報系システムでできること、できないことあるかもしれないんですけど、一部の自治体ではノーコードのキントーンとか導入してるところとかもありますし、いろんなツール使いながら、とにかくデジタルができるところはなるだけデジタルでやっていって、それができない人とのフェースツーフェースの対応とかっていうのはどうしたって時間取られるんで、これを機にもっとデジタル化を進めなければと思います。

以上です。

### 中村直人委員長

ほかにございませんか。

### 江副康成委員

鳥栖駅周辺のために検討業務委託を今回こういった形で決断していただきまして、非常にありがとうございましたなと思ってるところでございます。

その中で、例えば西依議員とか、二重投資はやめてくれというような話もあれば、私が所属している自民党鳥和会、あるいは自民党系のところは高架を求めてるような意見もありまして、そういう形で市長の答弁とか聞いておりますと、西九州新幹線がどうなるか分からんと。

もしそうなると、交通量の流れもある程度固まつてくるから、それに合わせて施策も取れるんだけどというようなことを言われておりますけれども、その西九州新幹線、私もいろいろなんかやっておりますけど、感覚的にそう遠くない将来、可能性がないとは言えないというふうに流れを見ながら思つてはるんすけれども、もしあした、これが新鳥栖から武雄までフル規格でつなぎますという方針が定まつた場合に今回の短期施策といつても結構時間がかかるじやないですか。その中において、そういう所要の条件が変わつた場合には、どういうふうに影響を受けていくのかというのをお聞きしたいというふうに思つてゐるんです。

#### 向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

仮に、明日、西九州ルートのルートが決まって、仮にフル規格でというお話だと思うんですけども、それにしても、要は新幹線が開通するまでには工事用地等も含めると、数十年かかるのではないかというふうに考えておりますので、その間、その時間軸としてはどの程度を想定するべきかというのは、この場では申し上げられませんけれども、我々としてはその間の短期施策として駅東側の利便性を上げたいということを一番に考えてますので、そういう施策に基づいて、今回、以上です。

#### 江副康成委員

通常、鉄道の付替えというか新しく申請するときには何十年の事業ですよ。それはお金の件もあるかもしれないけれども、おおよそ土地の取得、今言われたけど、土地を取得して暫定的に線路を移すとか、そういうところに結構長い時間かかるんですよ。

鳥栖駅の場合はそれこそ高架用地という形で用地も確保されてて、そういったところの手間暇を除くと、一つはそこまで時間がそんなにかかるのかという部分もあつたりするわけです。何十年という事実、そういう通常の標準的なスケジュールの中で一番時間がかかるところは、既にもう与えられてる分がありまして、基本的にそこまでかかるのかという部分もあつたりするんですよ。

ただ、短期施策を進めもらいたいんやけれども、例えば、どういう材質で、そういう何か短期施策として、仮に、暫定的にという言葉を私よく使うんですけども、これが最後じゃないですよと、その先に中長期のビジョンがあるんですよというところの短期施策のときに20年、30年もつのような形のやつをやるのか、あるいは一応5年ぐらいもてばいいけれどもそのあと駄目だったらそれを補修っていうかもう一回使えるように——鳥栖の場合は長寿命化というのをよく使いますね。一回使えるやつをもっと長く使える長寿命化形ですよ、もつと使えるようにするとか、どちらかというと、小刻みに5年終わつたら、また初めから20年、30年もつんじやなくて、5年ぐらい使って、そのあと様子見ながら、変わつたらまた何か延ばしながらやるとか、そういうようなことも考えてもらいたいというふうに思うんですけれ

ども、その辺りはまだ整理はなかなかできないかもしだれんけど。

#### **向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長**

今回はその実施設計の前の予備設計という形になって、そういう材質等々もその中で検討していくことになりますけど、我々としては国庫補助等のメニューを取りに行きたいと考えておりますので、国の基準に沿った形での材質なり、鋼材を使っていくことになると思いますので、となると、例えばもう木造でも5年とかいうのは多分ないと思いますので、十数年、数十年使えるような鋼材になる可能性が高いと考えております。

#### **江副康成委員**

私は木造を望んでいるわけではなくて、木造というような言葉も質問の中で出てきたなということでお引出ただけなんですかけれども、結局、安全性っていうか、そういったところはきちんとやっぱり保てるようなやつじゃないといけないと思うんです。

ただ、それが華美にきれいに装飾したりとか、快適性とかそういうところまで求めるというよりも暫定的に人の流れ、安全を確保するという最低限、特によく私なんか、担当課には長崎駅前の国道の上に立派なきちんとした架橋を造られてまして、でも、そんな華美でもないし、工事現場のところにあるような仕様の作り方をされている部分もあったりして、当面とかしばらくして、いろんなところの条件が整えば、造りえるんだろうなと思わせるような造り方されてるわけですよ。

だから、そういうことも考えて、あくまでも暫定的だということで、将来、造りえるんだと。高架を望んでるけれども、橋上というところもまだ望んでいるかもしれませんけど、そういう最終目的じゃないようなところの暫定でつないでいくというようなところをいま一度確認したいと思って質問してるところでございます。

条件が変わると、なるべく早く最終形、鳥栖市のまちの発展につながるようないいものを作りたいというのが非常にともどそういうエネルギーがありますんで、そこになるべく最短で行けるような形の暫定的な短期施策を考えてくださいということを念押し的に聞いているところでございます。

#### **松雪努政策部長**

先ほど向井が申し上げたように、我々は国庫補助を取ろうと思ってますので、国庫補助の申請に耐え得るような構造物になると思っております。

ただ、市長もその高架化の検証というのは言っておりますので、その検証も一定めどがついたところではされる、そういう指示があるものと思っておりますので、我々もそういう指示に従いまして進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

### **松隈清之委員**

私ももちろん江副議員と同じ会派で、将来的な鉄道高架については非常に期待をしたいって思ってるんです。

それで、今回、一般質問もありましたけれども、その中でも触れられておりましたけれども、以前、平成17年の県の調査の中でのBバイC、その当時のBバイCに関して言えば、まず当時の基準っていうか、それ以降法律が変わって、ベネフィットの部分に積める要素が増えたんで、今やったら、必ずしも当時と同じではないとは思うんですけども、それでもBバイCが0.3幾つとか。

だから、BバイCを1に近づけて、国庫補助を受けられる、あるいは県に事業主体になつていただくっていう環境を考えると、1に近づけていくためには当然ベネフィットを積み上げるけれども、コストもやっぱり下げないかんわけですよ。

そうなると、現実的にはやはり今の鳥栖駅の機能がもう縮小できる、西九州ルートを開通して並行在来線として、それが鳥栖にとっていいかどうか分かんないけれども、少なくともホームの長さとか、線路の本数とかっていうのがある程度整理されて、コストがあらかた減るということが見込めてこそ実現性が高まるのかなっていうふうに思うわけですよ。

そうすると、一定のめどがついて、鉄道高架の検討はしていいと思うんですけど、事業化できるかどうかっていうのは相応の時間がかかると思うわけですよ、今のことを考えると、まず西九州ルートのフル規格での開通が決まる、新鳥栖駅が分岐駅となる、工事が進んで開通する、それまでには並行在来線の取扱いが分かると思うんですけど、そこから並行在来線の取扱いが決まって、駅の機能が今よりも縮小できるとなってから、実際、決断できる環境が整うってことは検討するとしても、その決断までには相当の時間がかかるって想定をしてしまうんですけど、そういう時間軸で捉えていいですか。

### **松雪努政策部長**

非常にお答えづらい期間の問題だと思ってます。

我々といたしましても、松隈委員がおっしゃるように、その西九州ルートがどうなっていくのか、鳥栖駅の機能が果たすべき役割は何なのかはJRのお考えもあるでしょうし、ただそのことを判断できる時期っていうのは私も悩ましいところだと思ってますし、今、一定のめどがついたときがどこの時期なのかっていうのは確かにありますけれども、そうなったときに仮にその時期で検討を始めた場合、複数、いろいろなパターンを考えて検討する必要があると思うんです。

例えば今、連続立体交差4.3キロが0.36でしたけれども、連続じゃなく限度額ではどうなんだっていうような検討も必要かとも思ってますし、じゃあ、これが西九州ルートを鳥栖駅の

機能はそのままで、本数要るよってなったときにそのまま高架できるのかっていう問題もあると思います。

あと、技術的にそんだけ上に上げができるのか、近い将来、検討する場合はそういういろいろなパターンを考えて検討する。

ただ、おっしゃるように、一定確定した後に検討を始めたほうがそれは確定しますので楽だと思ってますけれども、ただ、その時期については、いかんせん私もいつっていうのはお示しできないというふうに思っています。

ただ、近い将来、検討を始めなさいっていうような指示が来た場合には、いろんなパターンの検討が必要だとは思ってます。

以上です。

#### **松隈清之委員**

検討は始めるべきだと思うんですよ、それは検討に時間がかかるって、仮にそれが向門市長の在任中であろうとなかろうと、相当の時間を考えれば、ただ、検討していいし、すべきだと思うんです。

それは法律もずっと同じではないかもしれないし、途中で変わる可能性もあるし、特にベネフィットの部分っていうのは、いろんな可能性があるし、そのベネフィットの部分で、どういうまちづくりができるかっていう部分が大きく影響してくるので、その検討はしていいと思うんですけど、いかんせんやっぱりそのBバイCを考えるときにはコストの部分が絶対出てくるわけですよ。

コストを考えるときには、やはり、どういう連続立体交差で考えると、どういう形でやるのかによって大きく変わってくるし、逆にベネフィット積み上げていったときに、鳥栖駅のホームの長さとか、本数とかが現実的に今と同じであれば、やっぱりどこまでベネフィット積んでも駄目だろうっていう話になれば、その時点では結論出す必要が出るかもしれないし、もし機能縮小してここまで抑えられるようになるんであれば可能かもしれないみたいな、そういう検討ができるかもしれないんで、特にベネフィットの部分は研究をしていきたいだときたいと思います。

よろしくお願ひします。

#### **中村直人委員長**

ほかにございませんか。

#### **池田利幸委員**

この鳥栖駅周辺整備事業の今回のやつは、予備設計に係る分で予算とかではあるんですけど、こっから先も僕も一般質問で言ったんですけど、新産業集積エリアもしかり、今度のサ

ザン鳥栖クロスパークもしかりなんですけど、大型事業はもう民間主体になってきてる中で、ここも基本ＪＲさんが主体になるんだろうと思ってはいるんですけど、今もう高度成長期ではないんで、大規模な工事ってこれも含めてそう多くはないと思うんですね、どうしても地元さんの成長を促すっていう部分を考えたときに、こういう事業に関しても地元企業の成長をするため、参入っていうか、下で受けて仕事をするとかてくるんでしょうけど、そういう部分っていうのは考えられるのかどうなのがなって。いろんな分野でやはり地元企業さんの経験を積ませるっていう機会もそうないのかなって、こういう特殊な部分に関しても、30年、50年で下手すりや駅の部分だったら100年とかもないっていう部分で、携われるのかとかいう部分で大分経験、知識っていう部分が変わってくるんだろうと思うんですけど、後々そういう部分の地元業者の参入とか考えれるような体制になっていくのかどうなのがなっていうのだけお聞かせ願えれば。

#### **向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長**

鉄道工事の場合、これまでの実績を見ると今までの事例はJRさんへの受託事業になるかと思います。

その中で当然、市内業者、事業者さんも下請けで入ったりとかされることも聞いておりますので、我々がそこから先に関して、どこまでJRさんに働きかけられるのかってのは現時点では分かりませんが、そういう地元業者さん、事業者さんの育成のためっていうのは、JRさんにはどこかの時点で伝えられるのであれば伝えたいとは思います。

以上です。

#### **伊藤克也委員**

すいません、全員協議会等でもし説明があったら、繰り返しになって申し訳ないんですけども、今回短期施策が一定の方向性を見たわけで、検討会については、今後どのようにされていくのか。

恐らく解散とかということは私もまだ聞いておりませんので、今後継続して検討会を開催していくのであれば、どういった内容の検討会をやられていくのか、その辺を聞かせていただきたいと思います。

#### **向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長**

まず今、えき・まちづくり協議会は今後も続けて協議していくように考えています。

その協議の中身につきましては、今回、駅東口について一定の方向性を出していただきましたけれども、当然、駅周辺、虹の橋とか、この駅の西側、東側へのにぎわいづくりとか、そういうしたものについても今後、駅舎の部分も含めてでしょうけど、継続してまちづくりに関する協議をしていくように考えておりますので、そのまま継続します。

以上です。

**伊藤克也委員**

はい、分かりました。

全員協議会の中でも虹の橋の利用の仕方とか等についても質問があつたので、なおかつ東と西側のまちづくりに関して総合的にまた今後いろいろ協議を重ねていくということになるわけですね。そういう受け取りでいいということですね。

**向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長**

おっしゃるとおり、まちづくりに関して、この前全協でも頂いた御意見もありますし、今回東口を設置するにも、まだ課題等もございますし、限定的ではございますけれども限られた範囲の中でのまちづくりというものを検討していくために、今後も継続していくということにしております。

以上です。

**伊藤克也委員**

はい、分かりました。

ある程度専門家の方も入っていらっしゃるわけで、それと東西、いろんな関係各団体等も入っていただいていると思うんですが、そういう中で、例えば必要に応じて、中の委員の方を変えていくとか、何か今後そういうことも出た場合はそういうことも考慮しながら進めていかれるんですか。

今の一定のメンバーの方で、今後もずっと続けられていくっていうことでの理解でいいですか、その辺柔軟に考えておられるのかを聞かせていただきたいと思います。

**向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長**

今のメンバーは都市計画に明るい先生だったりとか、構造に強い先生だったりとか、景観に強い先生に携わっていただいて、かつ、実務者のJR九州で構成をしております。

今後、例えばその状況に応じて佐賀県さんが委員として入ってくるとか、そういうことも状況に応じて変わってくる部分と、あと広く意見を聞くという意味では、ワークショップ的な、そういういろんな方たちの意見を聞くような場を、今、考えているところでございます。

以上です。

**永江ゆき委員**

今、ワークショップっていう言葉が出てきたんですが、牧瀬議員からも質疑があったように、やっぱり障害を持ってある方とか、そういう方たちの意見をぜひ取り込んでいただけたらと思っています。

その理由としましては、西側の広場のところに点字があるんですけど、その点字が分かれにくいとか、バス乗り場のところに行くときに点字と待ってる人たちが重なってしまう。荷物が重なったりとか、後からいろいろなことを言われ、御意見を頂くんですけど、そこをやり直すってすごく難しいので、先に聞いてみんなに合わせることはできないかもしれませんのが、声を集めることを本当にやっていたらと思います。

それともう一つ、3ページの情報管理費のところです。

今回は、妊婦健診受診票などの読み取りってお伺いしましたけど、この先の計画があれば教えていただけますか。

#### **山本英規政策部次長兼情報政策課長**

A I — O C R に限っては、現時点で今後の計画というのございません。

以上でございます。

#### **永江ゆき委員**

私も詳しくないのであれなんですけど、先日、なかよし会で現場の方から相談いただきて、勤務状態をリーダーさんにチェックしてもらうようになってるそうなんです。

その中で、勤務状態、何時から何時までっていうだけではなく、働き方は100分の何とか、すごい難しいような計算までしてくださいっていうふうに仕事がおりてきてるらしいんです。

それでやっぱりミスがあって、なかなかそこが自分たちは難しいっておっしゃってたんですね。なおかつ、タブレットに何か入力をしなきゃいけないっていうふうに言われて、それがまた難しいっておっしゃるんです。それをやってると時間をどんどん食っていくし、保育のほうが手薄になってしまってっていう情報が来たんです。

その辺が少しこう、システムでどうにかならないかと思うんですけど、どうでしょうか。

#### **山本英規政策部次長兼情報政策課長**

先ほどの A I — O C R につきましては、今後計画がないとお答えしたんですけども、A I — O C R は基本的に紙でございます。基本的には、今後はもう紙をなくして、オンラインでの手続でいろんなことがもう可能になる流れでございますんで、どちらかといえばそちらのほうで推進していきたいと考えております。

以上でございます。

#### **永江ゆき委員**

はい、ありがとうございます。

やっぱりそこがネックになって、精神的に自分たちができないことが何か悪いって思つてあるみたいなんですね。

だけど、一生懸命やろうとしてるので、その辺をよかつたら進めていっていただければ

と思います。

先ほど松隈委員も言われたように、人が、職員さんが楽になるようなそういう取組でお願いします。

#### **尼寺省悟委員**

東口設置の件ですけれども、この前の全協のときに幾らかな、30億円とか言われたけれども、その費用負担ね、JRと鳥栖市がどれぐらいの割合でしていくかということで言及はなかったように記憶してるんだけど、その辺も記憶がないかもしれんけど、もう一回あつたら教えてほしいです。

#### **向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長**

JRさんと費用負担について、まだ協議してるとこではございません。

今後協議になると思います。

以上です。

#### **尼寺省悟委員**

今後協議をしていくということなわけね。

鳥栖市が言い出したことだから鳥栖市が全面的に負担するということじゃなくて、ちゃんとJRに対しては物を言って、それなりの負担をしていただくというのが基本的なスタンスだということでいいわけですね。

#### **向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長**

今おっしゃったとおり、請願駅で、請願改札になります。

請願改札でございますので、JRさんの立場としてはJRさんの主張をされるでしょうし、我々としては我々の主張をしていく中で、どこかで落としどころはあると思いますので、最初から請願駅なので全くその負担を求めないということではなくて、そこは最初からお互いに持ち出しをどうしましょうかというような協議はするということです。

以上です。

#### **中村直人委員長**

質疑を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

### **議案甲第30号鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例**

次に、議案甲第30号鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

資料はタブレットに送信をいたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

### 山本英規政策部次長兼情報政策課長

それでは、議案甲第30号鳥栖市個人番号の利用及び特定個人番号の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

説明は、鳥栖市議会定例会議案により御説明いたします。

定例会議案10ページをお願いいたします。

改正の理由といたしましては、基幹系情報システムの標準化に伴い、本市に住民登録がないが、記録しておく必要がある市外在住者の氏名、住所などの住登外者宛名情報に関し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法に定められた個人番号利用事務処理のため、庁内連携が行えるよう条例改正するものでございます。

改正の内容でございますが、独自利用事務として個人番号の利用範囲に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報管理に関する事務を追加する、特定個人情報の庁内連携を行う事務または同一地方公共団体内の他の機関への情報提供を行う事務に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報管理に関する事務を追加するものでございます。

改正条例の施行日につきましては規則で定める日とし、標準準拠システムの稼働予定日でございます11月25日を予定しているところでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらさせていただきます。

### 中村直人委員長

それでは執行部の説明が終わりましたので、質疑を行います。

いいですか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

~~~~~

報告（総合政策課）

オフィススペース創出事業における参加事業者の辞退について

鳥栖市地域おこし協力隊の着任について

中村直人委員長

次に、議案外の報告が2件ありますので、これをお受けしたいと思います。

タブレットに送信をいたします。

それでは報告をお願いします。

小柳洋介総合政策課企画政策係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長

それでは議案外報告といたしまして、オフィススペース創出事業における参加事業者の辞退についてと鳥栖市地域おこし協力隊の着任についてを一括して御報告いたします。

議案外報告資料の2ページを御覧ください。

まず、オフィススペース創出事業における参加事業者の辞退につきましては、JR鳥栖駅東側に新たな人流を生み出すとともに、市内で不足しているオフィススペースを供給し、クリエイティブ産業などの受皿を確保することを目的に、オフィススペース創出事業として都市広場の一部にオフィスビルを新設し、運営する事業者を募集することとしたものでございます。

本年5月に募集要項を公表し、事業者の募集を行いましたところ、代表事業者A及び構成事業者Bの2社による共同参加により応募がありましたが、本年7月17日にこの事業者から辞退届が提出されましたため、募集選定手続を中止いたしました。

事業者の辞退理由につきましては、資料に記載のとおり、当初想定していた以上の事業費の増加により採算性が不透明なオフィススペース創出事業を継続することが困難と判断したためでございます。

今回の事態に關しまして事業者へ聞き取りを行いましたところ、本事業は満床となる保証がなく、利益が見込めるか不透明であり、リスクが高いこと。事前に入居者を確定しておくか、オフィスビルの建設から経営安定までを市が支援するなどがなければ、事業の実現は困難であること。また、事業用定期借地の期間は30年では短く、50年とすべきなどの御意見をいただきました。

今後の対応につきましては、事業者からいただきました御意見などを踏まえまして、アンケートの実施や追加ヒアリングの実施を検討し、オフィススペースの創出に向けて再募集を視野に各種調整を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、議案外報告資料の3ページを御覧ください。

鳥栖市地域おこし協力隊の着任についてでございます。

本件につきましては、昨年の9月議会におきまして、市として地域おこし協力隊の活用策

について検討を進めていきたい旨、議案外報告をいたしておりましたが、今年度、地域おこし協力隊員として2人の方を委嘱いたしました。

資料の中ほどの表になりますが、お1人目は増子麻記さんで本年7月15日に着任されました。

増子さんは東京都江戸川区から本市へ移住し、株式会社サガン・ドリームスに所属しながら、地域おこし協力隊としての活動を行っていただいております。

地域おこし協力隊としての主な活動内容は、鳥栖市や佐賀県をはじめとした様々な自治体等とのイベントを企画、実施し、サガン鳥栖がより一層地域に根差したクラブとなるような取組への従事をいただくこと。また、鳥栖市が発行する広報紙に掲載する記事の執筆やSNSを活用した情報発信などを行っていただくものでございます。

お2人目は山田真実さんで本年9月1日に着任されました。

山田さんは兵庫県神戸市から本市へ移住し、SAGA久光スプリングス株式会社に所属しながら、地域おこし協力隊としての活動を行っていただいております。

地域おこし協力隊としての主な活動内容は、バレーボールやトレーニング指導、練習内容の企画などのチーム強化やホームゲームにおけるイベントの補助、アカデミー及びU-15に関する情報のSNS発信や練習のサポート、鳥栖市が発行する広報紙に掲載する記事の執筆やSNSを活用した情報発信などを行っていただくものでございます。

お2人の隊員としての任期は、着任日から3年を超えない範囲となっております。

任期後も、引き続き鳥栖市内に定住し、地域の活性化のために御活躍いただくことを期待しております。

以上、議案外報告を終わります。

中村直人委員長

それでは議案外の報告がありましたが、この際ですので何か確認をしたいことなどありましたらお願いしたいと思います。

池田利幸委員

地域おこし協力隊ですけれども、隊員さんの所属先とか、私としては、イメージと若干違う。

地域おこし協力隊、本当の地域に入ってそこの農産物とかと一緒に盛り上げますとか、そういう本当の地域に入ってっていうイメージが強かったんですけど、このお2人サガン・ドリームスに入ります、久光スプリングスに入りますっていうのは、ある意味ちょっと否定的な言い方をさせてもらうと、これは基本的にサガン・ドリームスさん、久光スプリングスさん、企業単体であるんで、自分たちでこの協力隊の方々の業務なりは自分たちで雇って自分

たちですることはできるし、今までもやってきたところに、鳥栖市として地域おこし隊協力隊ですって言って入れる必要があったのかなって、すいません、単純に僕がこれを見たときに思ったんですよ。

本来の地域おこし協力隊の姿と違うんじゃないかなっていう気がするんですけど、どうですか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

池田議員がおっしゃるように、一般的にイメージする地域おこし協力隊員というのは中山間地に入つていって、農産物を広めるような取組をされるっていうことになろうかと思いますけれども、今回鳥栖市が採用いたしました企業受入型という進め方につきましても、地域おこし協力隊として正規に認められたやり方ではございます。

そうした中で、本来、企業がすべき活動ではないかという御指摘でございますけれども、地域おこし協力隊として鳥栖市から委嘱を行うことによって、鳥栖市が地域おこし協力隊活動に対して一定関与していくことができる、この協力隊の方の活動に対しても関与していくことができるといったところで、鳥栖市から委嘱する意味があるものかなと思っているところでございます。

池田利幸委員

何となく分かった、分からぬっていう気がするんですけど、要はサガン鳥栖さんにも久光スプリングスさんにも、鳥栖市はアンバサダー高橋義希さんだったりとか鳥栖市とつなぎますって企業側からもともといらっしゃる方々が両方とも現時点でいらっしゃるじゃないですか。

なので、そういう方々と今度鳥栖市から地域おこし隊として入ってもらう方々の役割の違いはどう考えてあるんですか。

もともと地域とつながりますよは、企業が出されてるんですね、そこにさらにうちから入るってことは今までやってる部分と新たな何かが生み出されることを期待してやるっていうことになると思うんですよ。

そこの市から入れる意味合い、メリットの違ひってどうなるのかというのが今御説明を聞いて、いまいち理解ができなかつたんですけど。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

既にアンバサダーという形でチーム発意で活動されている取組というものはございます。

そうしたときに、チーム発意であればチーム側の思いとして地域貢献活動をされるものと思っておりますけれども、地域おこし協力隊という形で市が委嘱という形になりますと、市が期待する業務をお願いすることができるということで考えておりますので、主体がどちら

になるのか。チーム発意で動かれるのか、鳥栖市が主体的にお願いして業務をやってもらうのかっていったところがチーム発意のアンバサダーとの違いになってくるかなと思っているところです。

池田利幸委員

今までも鳥栖市はサガン鳥栖さんにも久光スプリングスさんにも、鳥栖市でいろいろやってくださいねっていう部分で、年間100万円でしたっけ、お金で渡してますね。それによって協力して各小学校とかでやってくださいとか。

なぜ基本的に補助を出している部分で、鳥栖市の意図をある程度お願いしますっていうふうに今までやってたと思うんですけど、それを入れることによって、その方々が鳥栖市の意図でこれをやりたいんでっていうふうにもっと動けるようになるっていうことなんですか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

地域おこし協力隊を入れることで、そういった地域に対する活動がさらに補完されていくものと期待しているところでございます。

具体的には鳥栖市報に観戦記事を載せていただくとか、中の人でないと書けない情報を出していただくことで、より市民の方に身近に感じていただく取組を進めていくこととかっていうことも期待してる業務としてございます。

また、そういう業務を地域おこし協力隊に担っていただくことによって、一例でございますが、鳥栖市の広報職員が休日の取材に割く時間を減らせることができるとか、ワークライフバランスの面でも鳥栖市職員側にも一定メリットがあるものかなと思ってるところです。

中村直人委員長

いいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、議案外の報告を以上で終わります。

次は、総務部準備のため暫時休憩をいたします。

午前11時28分休憩

so so

午前11時40分再開

中村直人委員長

再開いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

総務部

議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

中村直人委員長

これより、総務部関係議案の審査を行います。

議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

タブレットに資料は送信をいたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

古賀庸介財政課長

それでは、説明をさせていただきます。

議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）、総務部関係について説明をさせていただきます。

なお、説明は、配付させていただいております総務常任委員会資料及び参考資料により行うことといたしますので、よろしくお願ひいたします。

まず、総務常任委員会資料2ページをお願いいたします。

歳入について説明をいたします。

款11地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金、節1地方特例交付金、マイナス870万5,000円につきましては、地方特例交付金の額の確定に伴う補正でございます。

次に、款12地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、節1地方交付税13億3,989万5,000円（35ページで「1億3,989万5,000円」に訂正）につきましては、普通交付税の額の確定に伴う補正でございます。

お手元に配付させていただいております、参考資料の2ページをお願いいたします。参考資料の2ページに普通交付税の推移等につきまして、記載をさせていただいております。

令和7年度につきましては、交付額が1億3,989万5,000円となっております。当初予算からの主な変更につきましては、基準財政需要額の算定において各費目で単位費用の増減などがあり、全体として増額いたしております。

資料のほうに戻りまして、款20繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金マイナス8,172万5,000円につきましては、令和7年度当初予算及び6月補正予算で財源調整のために繰り入れておりましたものを繰越金の補正や地方交付税等の増があったことにより繰り戻すものでございます。

次に、款21繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金8億1,003万1,000円の補正につきましては、令和6年度一般会計繰越額の確定に伴う補正でございます。

お手元に配付させていただいております、先ほど参考資料の3ページでございます。こちらに、繰越金の詳細について記載をさせていただいております。

歳入繰越と歳出繰越を足しまして、翌年度に繰り越すべき財源を引いた金額が8億1,003万2,000円ということになっております。これは、国庫支出金、県支出金を約1億円超過して収入していることなどから、繰越金が増額、繰越金の今回の額となっております。

続きまして、3ページ目をお願いいたします。

款23市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明することとしておりますが、一括して御報告いたします。これも、参考資料5ページから7ページ目と併せて御覧ください。

まず、款23市債、項1市債、目4土木債、節1道路橋梁債2,700万円につきましては、道路改良事業の補正に伴うものでございます。

その下、節2河川債1,700万円につきましては、河川浚渫改良事業の補正に伴うものでございます。

次に、目6教育債、節4中学校債360万円につきましては、老朽化による基里中学校大規模改造事業に伴うものでございます。

歳入については、以上でございます。

田中秀信総務課長

続きまして、4ページをお願いいたします。歳出について御説明いたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節1報酬及び節7報償費につきましては、甲議案で提案いたしておりますハラスマント審査委員会委員5名分の報酬及び委員長謝金でございます。

節24積立金につきましては、退職手当基金積立金の補正でございます。

古賀庸介財政課長

すいません、先ほど地方交付税のところで、17ページの委員会資料2ページの2段目、地方交付税のところで、補正額が13億9,895万5,000円と申し上げましたが、正しくは1億3,989万5,000円です。おわびして訂正いたします。

続きまして、歳出のほうにまいります。

款2総務費、項1総務管理費、目12財政調整基金費、節24積立金4億1,000万円につきましては、令和6年度繰越額の確定に伴い、財政調整基金へ2億1,000万円、減債基金へ2億円の積立金の補正でございます。

なお、基金の残高見込みにつきましては、参考資料の4ページを御覧ください。

一番上の段になりますが、財政調整基金につきましては、令和6年度9月補正後現在高につきまして約38億6,000万円、減債基金は、次の段ですが、約37億9,000万円となる予定でございます。

以上で、議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）、総務部関係について説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

4ページの項1総務管理費、目1一般管理費、節1報酬のハラスメント審査会委員報酬、かなり大きな額だと思うんですけど、補正は小さいんですけど、もともとの額、補正前が、報酬全体で7,300万円ですよね。審査会委員報酬は全部の一般管理費報酬の中で、今回のハラスメント審査会委員さんへの報酬は2万9,000円だけっていうことで、よろしいですか。

田中秀信総務課長

はい、そのとおりでございます。

池田利幸委員

これ昨日、私たちも議会のハラスメントっていう部分で考えてたやつで、今後の報酬の在り方っていうのは、市のほうはどういう報酬の在り方で審査会を運営していくようになるんですか。

田中秀信総務課長

これから想定でございますけれども、今回上げているのが1回分の報酬でしておりますので、開催ごとに報酬費を計上していくような形になるかと想定しております。

以上でございます。

池田利幸委員

開催ごとの報酬謝金で行くっていうことですけど、これは固定でもう年間でずっと委員さんは御指名した状態で、開催ごとに委員さんをするんじやなくて、もう年次ごとにずっと、何年間かとか、2年縛りとかそういう部分で、固定で委員さんを任命する形になるんですか。

田中秀信総務課長

はい、議員御案内とおり、委嘱という形を想定しております、任期を定めまして、更新、更新とか、そういった形で進めていきたいと考えております。

永江ゆき委員

関連です。これは何人ぐらいの方が受けられたんですか。受けられる予定ですか。

田中秀信総務課長

一応、委員については5名以内で想定しております。

以上でございます。

永江ゆき委員

5名の委員さんに対してハラスメント審査会……、あ、そうか、そうですね、5名の方が委員でいらっしゃるところに2万9,000円が支払われるっていうことですね。

田中秀信総務課長

委嘱についてこれから打診とかを行いますので、今のところ想定という形で、5名以内で各委員さんに就任のお願い等に伺う予定でございます。

以上でございます。

永江ゆき委員

これは、今までもされてたことですね。

田中秀信総務課長

今回、新たに制定いたしましたので、新設となります。

永江ゆき委員

この効果っていうのは、どんなふうに考えられてますか。

田中秀信総務課長

効果といいますか、こちらは相談事案等、甲議案で詳しく御説明いたしますけれども、事案等が発生した場合に委員の皆様に聞き取り調査結果とか、証拠等を踏まえて、事実の認定等を行っていただくということを予定しております。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

よろしいですか。質疑を終わります。

oooooooooooooooooooo

議案甲第29号鳥栖市情報公開条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

それでは、甲議案について説明を受けておきたいと思います。

次に、議案甲第29号鳥栖市情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。

タブレットに送信をいたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

田中秀信総務課長

それでは、議案甲第29号鳥栖市情報公開条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案説明資料につきましては4ページ、市議会定例会の議案につきましては4ページとなります。併せて御覧ください。

今回の改正の理由といたしましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に準じ、条例を改正するものでございます。

主な内容といたしましては、電磁的記録の公開の実施方法として、その種別、情報化の進展状況等を勘案して、実施機関が定める方針、具体的には規則等で定めますけれども、これまで情報公開があった場合には、紙媒体での写しの交付としていたものが、今回の改正で光ディスク等への複写による写しの交付、それから電子メールでの添付による写しの交付ができるよう規定するものでございます。

以上、説明を終わります。

中村直人委員長

それでは説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案甲第31号鳥栖市長等のハラスメント防止等に関する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第31号鳥栖市長等のハラスメント防止等に関する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

田中秀信総務課長

それでは、議案甲第31号鳥栖市長等のハラスメント防止等に関する条例について御説明いたします。議案につきましては、16ページになります。

本条例は、鳥栖市長、副市長、教育長及び行政委員会の委員等によるハラスメントを防止し、及び排除するために必要な事項を定めるものでございます。

主な内容につきましては、市長等の責務、それから先ほどお話ししましたハラスメント審査会の設置、それから対応措置等でございます。

具体的な流れといたしましては、事案等が発生した場合につきましては、職員はハラスメント相談員に申出を行い、その後、ハラスメント審査会に諮問いたしまして、調査・審議によりハラスメントの事実が確認された場合には、事実の公表をすることができるというものでございます。

以上、説明を終わります。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

よろしいですか。それでは質疑を終わります。

~~~~~

**議案甲第32号鳥栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例**

**中村直人委員長**

次に、議案甲第32号鳥栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**田中秀信総務課長**

それでは、議案甲第32号鳥栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。議案につきましては18ページになります。

この条例は、育児休業、介護休業等、育児または介護、家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に準じ、条例を改正するものでございます。

主な内容につきましては、本人または配偶者が妊娠、出産等を申し出たとき等において、

育児休業制度利用に関する情報の提供を行い、意向を確認するとともに、育児休業等の取得を促進するものでございます。

以上、説明を終わります。

**中村直人委員長**

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

**池田利幸委員**

これは育児を手厚くっていうか、家族間でしっかりとやるようについていう部分で変わってきてるやつですけど、いわゆる、現時点での職員さんの育児休業取得率、特に男性、これ、消防事務組合でも出てて、消防事務組合で聞いたら、かなり率先して取らせてるって、取ってるっていう、向こうも言われてたんですけど、実際に、市としては取得の状況は上がってきてるんですか。そこだけ教えてください。

**田中秀信総務課長**

令和6年度につきましては、育児休業取得者数は男性が12名、令和5年度につきましては5名、令和4年度が10名となっております。

**池田利幸委員**

人数はもちろん増えてきてるんだろうとは思うんですけど、要は、どれだけその年の間に、御夫婦の間でお子さんが生まれて、そこに対して、男性が取得しているのかっていう部分は数字だけでは分からん部分もあります。

**田中秀信総務課長**

取得率について申し上げます。育児休業取得率については、令和6年度が78.6%、令和5年度が50%、令和4年度が48%となっております。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

**議案甲第33号鳥栖市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例**

**中村直人委員長**

次に、議案甲第33号鳥栖市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題と

いたします。

執行部の説明を求めます。

### 田中秀信総務課長

それでは、議案甲第33号鳥栖市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明します。議案につきましては21ページになります。

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、条例を改正するものでございます。

主な内容につきましては、部分休業につきましては、現在、勤務時間の初めまたは終わりにおいて30分単位で取得するものでございましたが、この改正により初めと終わりの要件がなくなることで、取得パターンの多様化を図るものでございます。

この部分休業制度というのは、育児のために勤務しないことを認める制度でございます。

以上、説明を終わります。

### 中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

### 議案甲第40号財産（災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ式）の取得について

### 中村直人委員長

次に、議案甲第40号財産（災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ式）の取得についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

### 田中秀信総務課長

それでは、議案甲第40号財産（災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ式）の取得について、御説明します。議案につきましては45ページ、議案参考資料については12ページとなります。

今回、財産を取得することについて、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

物件の表示につきましては、災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ式。取得価格につきましては、2,592万4,800円。購入の相手方は、日本乾溜工業株式会社佐賀支店。契約の方法は、指名競争入札でございます。

次に、もう一つの総務常任委員会参考資料の9ページをお願いいたします。

こちらは、ラップポン・トレッカー組立イメージでございます。右側はトイレを拡大したものでございます。台数につきましては、一式80台。この一式には、トイレ本体、凝固材、フィルムロール、バッテリー、肘かけとなるアームフレーム、それからテント、ワンタッチテントでございます。避難所である各まちセンにそれぞれ10台配置するものでございます。

以上、説明を終わります。

### **中村直人委員長**

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

### **池田利幸委員**

これは、各まちセンに10台ずつ置かれる予定ですけど、災害、これが移動自由——要は大規模災害とかになって、小学校・中学校とかを避難所にする場合はそちらへ移動も可能っていうことになるんですか。

### **田中秀信総務課長**

今回は、可動式——持ち運びができるタイプでございますので、まちセンのほうに置いておりますけど、そういった別の場所に持っていくことも可能でございます。

### **池田利幸委員**

あと、たしか勉強会のときかにお伺いしたいんですけど、要は凝固剤入れて固めてやりますっていう、これはもう自動的にこの機械やったら1人分ずつそういう対応になるんですか。

ちょっと懸念っていうか、大規模災害になって、もう車中泊とかでも泊まってますって、大規模に人がいらっしゃるときに1個ずつこうやるのか、凝固させていくのかなっていう……。凝固材の数も要るんだろうし、時間もかかるだろうしって思ったときに、この機械だったら、もう既に自動で処理終わったら全部が排出っていう形になるんですか。

### **田中秀信総務課長**

議員御案内のとおり、一人一人、ボタンで押したら、ラップが回収して約90秒程度かかった後、1個ずつというような形で終了となります。

### **永江ゆき委員**

そしたら、その後っていうのはどこかに入れるようになると思うんですけど、それも、備えてあるっていう……。

### **田中秀信総務課長**

こちらは燃えるごみという扱いになるかと思いますので、そういう集積場のところに置くものになるかと考えております。

以上でございます。

**永江ゆき委員**

そしたら、熱で一つ一つかけて、それは電池か何かですか、それとも充電式の何かでしょうか。

**田中秀信総務課長**

今回、バッテリーも一緒に、例えば充電式で置いて、それでボタン押して圧着するような形になります。

**永江ゆき委員**

このランタンは別売りって書いてありますけど、付属しておりませんって書いてありますけど、夜はどうされますか。

**田中秀信総務課長**

夜の使用等については、ランタン等今回購入しておりませんけれども、想定といたしまして、懐中電灯等を準備いたしまして、そういうものを用いて御利用していただくものと考えております。

**永江ゆき委員**

今、太陽光で簡単にランタンが充電できるようなものもありますので、それもよかったです活用していただけたら、電池なんて要らないかと思います。お願いします。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**伊藤克也委員**

すいません、要望ということで聞いていただきたいと思うんですが、災害というのは近隣市町、あらゆるところで起きる可能性が高いと思うんです。鳥栖以外で起きたときに、先ほど移動式で持ち運びができるということですので、そういう場合、近隣市町がもし必要な状況が起きた場合は、そういうところにも柔軟に対応できるような体制をとっていただくといいのかなと思ってますので、あくまでも要望ですが、よろしくお願いいたします。

**松隈清之委員**

すいません、基本的な使い方なんですけど、これ、下に出て、今ここ出てきてるじゃないですか、白いやつが。これ1回1回、この下に出てきて、使用者はこれ外に持っていくて、どつかに捨てに行くってことですか。

**田中秀信総務課長**

はい、それぞれ個人での対応で、一つ一つ燃えるごみのところに持っていたくような形を想定しております。

**松隈清之委員**

持って、普通に燃えるごみのところ持って行きづらいと思うんですよ。まあまあこういうテント、トイレを設置されるんであれば、近くにそれ専用のやつを入れたほうがいいと思うんで、運用のことなんで、ちょっと御配慮いただきたいと思います。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**中村直人委員長**

以上で、総務部関係の審査を終わります。

あと、13時10分から市民環境部を始めますのでよろしくお願ひしたいと思います。

昼食のため暫時休憩いたします。

**午後0時7分休憩**

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**午後1時10分再開**

**中村直人委員長**

再開いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**市民環境部**

**議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）**

### **中村直人委員長**

これより、市民環境部関係議案の審査を行います。

議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

タブレットに資料を送信いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

### **緒方守市民環境部長**

今議会の市民環境部関連の議案につきましては、乙議案が3件、甲議案が3件となっております。詳細につきましては、各担当課長のほうから御説明をさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

### **増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

ただいま議題となりました、議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。補正予算説明資料の2ページをお願いします。

歳入でございます。

款15使用料及び手数料、項2手数料、目2衛生手数料、節3清掃手数料、ごみ処理手数料につきましては、可燃物用ごみ袋特小サイズの作成に伴い、今年度に収入が見込まれる特小のごみ袋の販売代金でございます。

歳入については、以上でございます。

### **原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

続きまして、歳出について御説明いたします。委員会資料の2ページの中ほどになります。

款2総務費、項1総務管理費、目11まちづくり推進センター費、節18負担金、補助及び交付金の自治公民館建設等補助金につきましては、自治公民館建設等補助金交付規則に基づき、村田町が行います村田町公民館の改修工事及び松原町が行います松原町公民館の改修工事に対しまして、補助金117万円を交付するものでございます。

資料の4ページを御覧ください。

村田町公民館の改修工事内容につきましては、外壁及び屋根の改修工事を行うものです。また、松原町公民館の改修工事内容につきましては、玄関の間口を広げ、併せて扉を改修するものでございます。

以上です。

### **楠和久税務課長**

目15定額減税調整給付金給付費について御説明いたします。

対象者につきまして、6月補正時点では令和6年度対象者の55%程度として見込んでおり

ましたが、令和7年度住民税課税データが確定した時点で、国から提供されておりますツールにより算定しましたところ、6月補正時点の見込みより上回ったため補正するものでございます。

節11役務費につきましては、対象者への通知等に係る通信運搬費や口座振込手数料などでございます。

節12委託料につきましては、給付金受付審査等の業務委託料でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、給付金として給付する定額減税調整給付金でございます。

5ページをお願いします。

対象者について、当初約7,500人と見込んでおりましたが、今回約1万1,600人と見込んで補正をしております。ただし、見込みには令和6年中の転入者を含んでおりますので、それの方については前住所地に課税状況等の照会を行った上で判定することとなります。

以上でございます。

#### **増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

次に、3ページをお願いします。

款4衛生費、項3清掃費、目2塵芥処理費、節10需用費、消耗品費につきましては、特小のごみ袋作成経費でございます。

節11役務費、手数料につきましては、特小のごみ袋の販売に伴う指定販売店に対する10%の販売手数料でございます。

節12委託料、指定袋等配送委託料につきましては、特小ごみ袋の保管、管理及び指定販売店への配送にかかる経費でございます。

6ページをお願いします。主要事項説明書でございます。

事業名、指定ごみ袋作製事業。目的といたしましては、可燃物用ごみ袋に新たに特小サイズを導入することによりまして、単身世帯、高齢者世帯のごみ出しの利便性の向上を図ります。

また、スーパー等でのレジ袋としても使えるデザインとし、レジ袋の使用削減により環境負荷の低減を図ります。

事業内容といたしましては、歳入としてごみ処理手数料144万円、歳出として指定ごみ袋作製費368万8,000円、販売手数料14万4,000円、配送等委託料20万4,000円、合計403万6,000円の事業費となっております。

特小ごみ袋のサイズにつきましては、縦55センチ、横40センチ。1枚当たりの販売価格は12円といたしております。

店頭での販売の時期につきましては、来年の2月を予定しております。

資料戻りまして、3ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金、生ごみ処理機購入費補助金につきましては、電動生ごみ処理機等の購入にかかる費用に対する補助金を補正するものでございます。

以上で、議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）について、市民環境部関係分の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### **中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **池田利幸委員**

御説明ありがとうございます。

最後の6ページ、指定ごみ袋作製事業。これ、私も言ってて、スーパーとかで買物袋として使えるようにとお願いしてた中で、総務常任委員会の視察で部長も現地見てもらって、かじを切っていただいたことは大変感謝申し上げます。

もともとここ何年かずっと特小サイズのごみ袋をっていう話が出てる中で、作製する、作製とあと、特小サイズを作ることによって経費が上がるって、ずっと想定されるっていうふうに言われてたと思うんです。今回作っていただくことになって、想定っていうか、今後の部分、恒常的な費用として、今まで2種類のごみ袋だったところから3種類のごみ袋になることによって、経費としてかかる分と、また収入として入る分の差引きでどういうふうに今回、単価も12円にしてもらってると思うんですよね。もともと最初話していたとき、そんな値段では売れないよっていうふうに言われたところに、ここまで下げていただいたことによって恒常的な費用の差っていうのが、今後どれくらい出るのかだけ教えてもら正在ですか。

#### **増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

まず、収入の話からなんですけれども、今、補正で上げています144万円につきましては、今年度作製をいたしまして、今年度店のほうに販売をするもので、まずこちらを計上いたしております。したがいまして、今、大・小の袋でございますので、それが特小ができることによって、そこでの動きが今後若干出るのかなというふうに思ってますけれども、そこでの動きについては、正直ちょっと予想ができないものですから、来年度、令和8年度1年間様子を見ながら——おそらくある程度は小から特小へという流れが出てくると思いますので、そうなるとその単価差もございますので、その分での歳入の減少は幾らかあるのかなと今、思っているような状況でございます。

それから、歳出の経費でございますけれども、今回、消耗品費で計上している分につきましては、2月、3月、それから来年度分まで含めて、今回作成をしようと思っていまして、いわゆる14か月分というような予算でございますので、作成費につきましてはこれよりは少し安いような経費、それと、指定ごみ袋の販売手数料と保管につきましては、今年度の2か月分という数字になってますので、こちらが年間分の費用になるということで、今差し引きで数字を持ってませんけれども、その辺りの経費が今後見込まれるということでございます。

#### **池田利幸委員**

基本的に私は作っていただくことに賛成ですんで、これで環境問題の分でも、もちろん関わってますし、福祉の面も十分に出ると思うんで、価値は十分にあると思ってます。

昔、高齢者の方が収集場所まで持つていけないからって、狭い道のところでっていうところで、一時期は環境課として軽トラを走らせて家の前に置いてもらったら取つていこうかということを試そうって言われてた時期もあったとは思うんです。それから考えると、御高齢の方が自分で持つていける大きさにすることの価値はかなり高いと思いますんで私も評価はしますけど、それによって投入しなきやいけない税金がかなり多くなるっていうたら、また考えんといかんのかなって思いますけど、まずはこうやっていただくことは私自身、評価しております。ありがとうございます。

#### **永江ゆき委員**

関連です。本当にありがたいと思います。ありがとうございます。

最後のほうに、環境負荷の低減を図るって書かれてますけど、3ページに、最後に生ごみ処理機の購入に当たっても予算組んでいただいてます。大きな袋から小さい袋にしてもらうためには、リサイクルを持っていってもらう努力をするとか、意識を高めるとか、生ごみをコンポストに堆肥化するとか、そういう観点で意識の向上っていうのが必要だと思うんです。

なので、例えば、そのごみ袋の表の印字。とっとちゃんと知恵袋を市報に載せてあると思いますけど、そこに結構いろんな知恵が載つてまして、そういうところも啓発のために掲載してもらえるっていうことは検討されてますか。

#### **増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

市報での情報発信につきましては定期的にやっておりますので、今回、生ごみ処理機関係につきましても、また再募集するというような形になりますので、募集は募集としまして、当然掲載はしていこうと思ってますけれども、折を見ながらその辺りについても情報提供については考えていきたいと思っております。

#### **永江ゆき委員**

やっぱり見える化——市民の意識を高めるために、こういうふうにした、ただ単に小さく

しました、種類が増えますよ、サイズが増えましたよっていうのではなく、やっぱりそこに啓発——せっかくチャンスですので、その辺もしっかりと組み込んでいただけないとまだ随分違ってくるかと思いますので、ぜひその辺もよろしくお願ひします。

**伊藤克也委員**

ごめんなさい、池田議員の関連なんですけれども、確認のために。

歳出の合計が400万3,600円で、歳入が144万円なので、この差額が一応、今後発生する財政負担、鳥栖市としての負担になるってことによかったですか。それとはまた違いますか。

**増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

まず、ここで上げている歳入につきましては、この2月、3月で売れると思われる、最初仕入れていただけるごみ袋のものになってまいりますので、今回、歳出で上げてる、消耗品費で上げてる分については、来年度分まで含めて——ある程度ロットを大きくしたほうが作製単価が下がりますので、その辺も含めて作製するようにしています。

また、歳入については、この144万円というのは2か月の出荷分で、したがいまして、年間分にするともう少しこの数値が出てまいります。したがいまして、今、言われました差額ということではないんですけども、先ほどの繰り返しになりますが、手数料、委託料についても年間分で、歳入との差引きをした分がその差になってくるのかなというふうに考えております。

**伊藤克也委員**

ということは、現状では、新たに発生する財政負担っていうか、その辺は、なかなか算出は難しいのかなっていう感じで受け止める必要があるのですか。

**増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

まず、作製に伴う分の数字というのは、今言いました数字のところを積み上げていくと出てくるところでございまして、あと、先ほども言いました小から特小へという流れの分ですね、そこでの単価差による分、そこの辺りについては、影響が今のところ測りかねているような状況でございます。

**伊藤克也委員**

はい、分かりました。

ごめんなさい、それと原価を改めて教えてほしいんですが、大、小、特小の原価って大体どれぐらいかかるてるんですか。

**増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

原価ということで……（「1枚つくる……、大体でいい」と呼ぶ者あり）袋の作製費ということでよろしいですか。

特小袋については1枚当たり約9.2円。（「大と小はわかる」と呼ぶ者あり）

大まかな数字になりますが、大で約4円（57ページで「約17.3円」に訂正）程度。（「4円」と呼ぶ者あり）4円（57ページで「約17.3円」に訂正）程度。小についてが、2.6円（57ページで「約10.1円」に訂正）、その辺りになります。

#### 伊藤克也委員

分かりました。ありがとうございます。

それなんですが、もちろん私も反対するもんじやないんです。ただ目的の中で、その利便性をやっぱり上げる、特に高齢者とかいろいろ小さくしてもらったほうが持ち運びに便利になるんで、その利便性はよく分かるんです。

ただ、その環境負荷の低減を図るっていうところが、私は、この目的に沿ってるのかなっていうか、そこがどうしても引っかかるんです。これまでどおりマイバッグとかを持って行かれたほうが環境負荷にはいいのかというふうなことを思ってますので、ここについてどのように考えられているのかを、再度説明をいただければと思います。

#### 増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長

今回の特小ごみ袋の作製につきましては、大きな目的としましては単身世帯、高齢者世帯の利便性の向上ということで掲げておりまして、今、言われました環境負荷の低減につきましては、付随するものという捉え方をしております。

したがいまして、今回、ごみ袋としても使えるレジ袋ということでございますので、そこについては、一定程度レジ袋についても削減が見込めるのではないかというふうな考えがございますので、あくまでも目的は主目的がございまして、これに合わせてそこも付随するようなことの取組をすることで、合わせてできるのではないかということで、目的として掲げているような状況でございます。

#### 伊藤克也委員

そうですね、若干、気持ち程度削減につながるということであれば、目的にも付随してという考え方もないことはないのかっていう理解をしますが、これをもってゼロカーボンの取組が進んでるという理解はなかなか難しいのかなというふうに私自身は思ってます。

以上です。

#### 中村直人委員長

ほかにございますか。

#### 永江ゆき委員

今のところなんんですけど、伊藤委員が言われることすごく理解できまして、そこから先です。プラごみを減らす意識とか、分別をする意識とかをより高めないと、これ意味がないこ

とになるんです。

その先にあるごみの減量とリサイクル率とかを高めていくっていう意味では、もう一步踏み込んだ工夫が必要なのではないかと思います。ペットボトルとか生ごみとか、あと、最近では、おむつ類とかをリサイクルする会社も出てきますので、それがなくなれば随分少なくなるんです。焼却する量も減るし、焼却場の寿命も長くなると思うんです。今の段階ではプラごみが多過ぎて、過度に熱が上がり過ぎて、水をかけてる状態なので、やっぱりプラを減らしていくっていう意味では、その先の訴え方で環境負荷が本当に軽減できるものではあるので、これは工夫が必要じゃないかと思いますので、よろしくお願ひします。

#### **増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

当然、特小のごみ袋をつくっただけでごみが減ったりとか環境負荷が下がったりとかいうことは、なかなか難しいのかなと思っております。

次の段階として今、考えていますのは、資源物の回収方法については見直さなければいけないというふうに思っていますので、来年度の予算に向かまして、その辺りについては、今の回収方法については見直しを行うところで、今、準備をしているような状況でございます。

#### **松隈清之委員**

同じところで、確かに今、複数の委員から話もありましたけど、エコバック使ってる人っていうのは、その都度その都度レジ袋の代わりにごみ袋を買うっていうことはないと思うんです。そこで、この小ってばら売りもあるっていうことで、店舗で、イメージ的にはスーパーとかで買物袋を1枚何円とかで買うみたいなイメージなんだろうけど、売り方としてはばらでも買えるのか、ばらしか売ってないのか。

例えば、ばらで売ることを考えたら、それに合うようなセットの仕方とかってあるじゃないですか。例えば、エコバック持ってる人なんかは、もう5枚、10枚まとめて買いたいっていう人もいると思うんですけど、この5枚、10枚入りのパックで今売ってるような売り方があるのか、それとも5枚欲しかったそこで、5枚、があつとちぎって買うような感じになるのか、そこら辺のイメージってどう捉えられますか。

#### **増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

今回の特小ごみ袋につきましては、ばらでも買える、当然セットで——10枚にするのか20枚するのか、今、考えてるところなんですが——10枚入りなり、20枚入りということで、セットでも買えますということでござります。

あと、これからにはなるんですけども、レジ袋として置いていただける店舗については、それぞれお願ひに行こうと思っております。

今のところ、我々が作りますのは一応平型——今はロール型のやつで、10枚で販売してく

ださいということで、今、決めてますので、今後はこれを1枚でもオーケーですよということ、ああいうロール型じゃなくて、平型の、取れるタイプのやつに今度しようと思ってます。

当然、それが最終形ではなくて、今後店舗とお話しする中で、もっとこうしてほしいというようなお声は出てくると思いますので、その辺りはまた少しずつ改善しながら、置いていただける店舗を広げていきたいというふうに考えております。

#### 松隈清之委員

結局、これもプラスチックというか、燃やせばプラスチックになるんで、環境負荷の低減につながらないという意見も分かれます。

ただ、そもそもこの趣旨が、単身とか高齢者とかっていう目的がどっちかっていうとメインだと思うんで、そこを解消しようと思うという意味では僕はありかなと思うし、例えば、今まで小、ちっちゃくても小しかなかったんで、いっぱいにならなくても捨ててたという人からすると、特小にすることで、同じ量のごみを捨てるのにごみ袋にかかるプラスチックの量が減ってくるので、そういうことも期待できるのかなとはいう気はしますので、これ大変かもしれないけれども、例えば大が容量がどれくらいとかってあるじゃないですか。もちろん買いだめする人もいるから必ずしも分からないかもしれないけれども、年間の販売された量とかって、もし把握できるんであれば、容量として年間どんくらい売れたのか。過去、例えば大と小のときだけだと、容量で何万立米とか、特小にすることで、容量自体がもし減るっていうことであれば、結果として、そういうのを導入した効果はあったのかなっていう気もするんで、ちょっと大変かもしれないけれどもそういうことも検証という意味ではあってもいいのかなと思いますんで、御意見だけしておきます。

#### 中村直人委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

議案乙第18号令和7年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案乙第19号令和7年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

#### 中村直人委員長

次に、議案乙第18号及び議案乙第19号については一括議題といたします。

議案乙第18号及び議案乙第19号、以上2議案を一括議題といたします。

資料はタブレットに送信いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

### 槇浩喜保険年金課長

ただいま議題となりました、議案乙第18号令和7年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)及び議案乙第19号令和7年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入について申し上げます。

款6繰越金につきましては、説明欄記載のとおり、令和6年度国民健康保険特別会計の決算に伴う収支差引額を計上しております。

次に、歳出について申し上げます。

款6基金積立金、項1基金積立金、目1国民健康保険基金積立金、節24積立金につきましては、令和6年度繰越金から県補助金返還金を控除した額を、令和6年度国民健康保険特別会計の決算に伴う剰余金として基金に積み立てるものでございます。

款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金、節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和6年度県補助金返還金として、令和6年度の普通交付金の精算額確定に伴い補正するものでございます。

資料の4ページをお願いいたします。(1)に令和6年度国民健康保険特別会計の歳入歳出の決算状況を掲載しております。

歳入の合計は、1国民健康保険税から8諸収入までの合計額で76億1,965万9,343円となっております。歳出の合計額は、1総務費から10予備費までの合計額で74億2,774万4,073円となっております。令和6年度の収支差引額は1億9,191万5,270円となり、この額を令和7年度の繰越金として計上しております。

(2)の県普通交付金対象の保険給付費の精算につきましては、市町が支出する保険給付費は、出産育児一時金や葬祭費等を除いて県の普通交付金で全額賄われているため、翌年度に精算し県へ返還する必要がございます。

令和6年度分につきましては、上の表の歳出の2保険給付費のうち、青色で記載している普通交付金対象の保険給付費は50億813万1,988円で、歳入の4県支出金、青色で記載の保険給付費対象普通交付金は、51億5,256万3,000円でありましたので、この差額を県へ返還する必要があります。また、歳入の8諸収入のうち、第三者行為納付金返納金につきましては、過年度の普通交付金対象の保険給付費、給付費であるため、県へ返還する必要がございます。

したがいまして、県への返還金は、1億5,552万4,645円となっております。

次に、(3)の令和7年度国民健康保険特別会計の基金積立金につきましては、記載のとおり、令和6年度決算に伴う繰越金から県への返還金を差引きした3,639万625円が令和6年度の実質収支となり、この額を基金へ積み立てることとして、今回計上しているところでございます。

なお、この基金積立金につきましては、これまで同様、税率抑制財源などとして活用してまいりたいと考えているところでございます。

以上、議案乙第18号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案乙第19号令和7年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。資料は3ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明申し上げます。

款4 繰越金につきましては、令和6年度後期高齢者医療特別会計決算に伴う繰越金で、令和7年4月1日以降の出納整理期間に収納された令和6年度分の保険料でございます。

次に、歳出について申し上げます。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、節18負担金、補助及び交付金につきましては、歳入の繰越金を令和6年度保険料として後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

以上、議案乙第19号の説明といたします。

### **中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

### **池田利幸委員**

ありがとうございます。

4ページの一番下、基金積立てに3,639万625円ですかね、繰り上げて、これって例年に比べて、基金の積立額っていうのは通常どおりなのかなっていうのが1点と、最終的にこれ県一律になった場合は、各市町で調整できなくなるんじゃなかったかなって、制度的にそういう説明を受けたような気がするんですけど、これって最終的に積み上げられて、残っていく基金ってどうされるのかなを教えてもらっていいですか。

### **槇浩喜保険年金課長**

まず1点目です。基金の額っていうのは、昨年度は1,596万5,639円。実質収支として黒字という形で、基金のほうに使う……、例年、黒字の部分については基金として積み上げるという形を取ってございます。

2点目ですけれども、令和12年をめどに県の税率の統一化ということで、県内で税率を統一化していくという動きがございます。この中で、これまででは基金をそれぞれの市町で税

率を制定するときに税率の抑制財源として使用してきたという経緯がございます。

令和12年で県統一になりましたら、この部分が使えないという形にはなるかと思いますので、残った基金につきましては、それぞれ別の用途で今後考えていくということになろうかと思っております。

以上です。

### **池田利幸委員**

ありがとうございます。

昨年よりも今年度のほうが基金の額が多いってことは、それだけそんなに医療費で使われた分が少なかつたっていう判断でいいんですかね——っていうわけではないってことですか。

### **槇浩喜保険年金課長**

県の交付金を頂くわけですけれども、当然、想定額で頂くという中で、実質、実際医療費として使われた額がそれよりも下回ったということでございますので、想定より医療費のほうが低かったということでございます。

### **池田利幸委員**

ありがとうございます。

あと基金の積み残しの部分。さっき御説明いただいた分、令和12年度の部分から違う目的に使うっていう部分で、各市町とか保険、県の保険とかでも、話が多分あってたとは思うんですけど、要は、そうなってくると、いかに保険を使わなくて、皆さんが健康に過ごしていただけるためにお金を使うっていう考え方。ただ解体してほかの一般財源に戻すとかいうよりも、健康増進として、その施策に充てるお金っていう使い道の考え方は、ぜひ、考えていただいとったほうがいいんじゃないかなと思いますんで。これは意見だけです。

### **中村直人委員長**

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## **議案甲第34号鳥栖市税条例の一部を改正する条例**

### **中村直人委員長**

次に、議案甲第34号鳥栖市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

資料はタブレットに送信をいたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

### **楠和久税務課長**

それでは、議案甲第34号鳥栖市税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

資料2ページをお願いします。

1つ目が、特定親族特別控除額の創設に伴う改正でございます。所得割の納税義務者が生計を一にする親族等のうち、19歳以上23歳未満で前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の場合、その所得に応じた控除額を納税義務者の総所得金額等から控除するものでございます。

2つ目が、加熱式たばこに係る課税方式の見直しに伴う課税標準の特例の創設でございます。これまで原則として、1箱の重量ごとに紙巻きたばこの本数に換算していたものが、紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこについては、重量0.35グラムをもって紙巻きたばこ1本として換算することとなります。それ以外の加熱式たばこについては、0.2グラムをもって紙巻きたばこ1本として換算することとなります。

また、激変緩和の観点から、令和8年4月から9月の間に売渡しが行われた分につきましては、経過措置がとられることとなっております。

以上でございます。

### **中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

よろしいですか。

質疑を終わります。

~~~~~

議案甲第36号鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第36号鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長

甲議案参考資料3ページをお願いします。

議案甲第36号鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例について
でございます。

改正の理由といたしましては、令和8年2月1日から指定ごみ袋の区分を拡大し、可燃物
用ごみ袋特小サイズの運用を始めるため、一般廃棄物処理手数料について必要な改正を行う
ものでございます。

改正の内容といたしましては、条例の別表第1に可燃物用ごみ袋（特小）の手数料、1枚
につき12円を加えるものでございます。

施行日は、令和8年2月1日といたしております。

以上、議案甲第36号廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例について
の御説明となります。御審議、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

中村直人委員長

それでは、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

緒方守市民環境部長

議案乙第17号の中で、ごみ袋の原価について、大と小について原価をお話しさせていただ
いたんですけども、原価が間違っておりますので、担当課長のほうから訂正をさせてい
ただければと思います。

中村直人委員長

それでは、乙17号の中で一部間違いがあったようですので、再度説明をお願いしたいと思
います。

増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長

すいません、先ほど、乙議案の御質問の中で伊藤議員からごみ袋の原価という御質問でござ
いました。大、小、特小——特小につきましては、先ほど申しました9.2円というのには変わ
りません。ごみ袋の大につきましては約17.3円、ごみ袋小が約10.1円ということですので、
おわびして訂正いたします。

~~~~~

## 議案甲第37号鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

### 中村直人委員長

それでは、議案甲第37号鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

### 有馬秀雄市民課長

甲議案参考資料4ページをお願いいたします。

議案甲第37号鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案の概要について、御説明いたします。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき本市の住民記録システムの標準化を実施することに伴い、印鑑の登録に関し改正するものでございます。

改正内容といたしましては、これまで紙媒体で管理していました印影が、標準化に伴い磁気ディスクで管理することになるため、条文の一部を削除するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

### 中村直人委員長

それでは説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

よろしいですか。

質疑を終わります。

~~~~~

報告（市民課）

サンメッセ鳥栖における諸証明発行の停止について

中村直人委員長

次に、議案外の報告が1件あるようですので、議案外の報告をお受けいたします。

有馬秀雄市民課長

総務常任委員会参考資料、議案外2ページをお願いいたします。

サンメッセ鳥栖における諸証明発行の廃止について、御説明いたします。

平成25年11月から、サンメッセ鳥栖において住民票の写し及び印鑑証明書の発行を試行的に行っておりましたが、令和7年11月下旬をもって廃止するものでございます。

廃止理由といたしましては、現在、マイナンバーカードの保有枚数率が80%を超え、コンビニ交付利用者が増加する中、サンメッセでの交付枚数が年々減少していること、また、基幹系システムの機器更新が11月下旬になされた後、コンビニでも個人番号入りの住民票が取得可能となるようシステム改修を行うことから、この機会に廃止をするものです。

以上で、議案外の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

中村直人委員長

議案外の報告をお受けいたしましたが、何かこの際、委員の皆さんから確認したいことがありましたら、お願いしたいと思います。

池田利幸委員

すみません、これ、廃止されることは全然いいんですけど、文言的な部分で教えてほしいんですけど、平成25年から試行的になって、今、令和7年で十何年も試行的になっていくんですかね。この試行的になって基本的に試しますっていうやつで、十何年、お試しつていうことになるんですか。そこだけ、えらく言葉と表現で引っかかって。試行的っていうのをどういうふうに考えられてるのかっていうのだけ教えていただければ。

有馬秀雄市民課長

平成25年11月から試行的に始めたわけですけれども、当初の予定といたしましては、マイナンバーカードが普及していく、コンビニでの交付に移行していく中で、頃合いを見計らって、そこの期間までやっていこうというふうな当初の目標があったようとして、そのことから試行という文言をずっと使っているようでございます。（「いいです」と呼ぶ者あり）

中村直人委員長

いいですか。

永江ゆき委員

すいません、一ついいですか。サンメッセ周辺の方に、何か聞き取り調査とかされましたか。

私が言いたいことは、高齢者の方がどんなかなと思ったんですね、その周辺の、その方たちの声は、聞かれましたかってすることをお尋ねします。

有馬秀雄市民課長

聞き取りについては特段行ってはいないんですけども、データの令和6年度実績の分析をやってみました。

そうしましたところ、基里地区における高齢者、70歳以上の方になるんですけれども、印鑑証明書でいきますと大体18%（同ページで「5%」に訂正）の方で、住民票が19%（同ページで「2%」に訂正）の方がサンメッセにおける発行割合の数値を占めているところです。

それで、そのうちマイナンバーを取得されている方、70歳以上の方で見てみたんですけども、大体81%の方がマイナンバーカードを取得されている方でございました。

ですので、今後コンビニ交付の移行をしていく取組を、こちらとしてもコンビニ交付に誘導する取組をやっていきたいと考えております。（発言する者あり）

先ほど、私の説明の中で、基里地区にお住いの方の中で、しかも70歳以上の方ということで特定しますと、先ほど印鑑証明書のほうで18%と申し上げ、住民票が19%ということで申し上げましたが、正しくは印鑑証明書が5%、住民票が2%の方が、基里地区にお住まい、かつ70歳以上の方がそういう割合です。そして、そのうちマイナンバーカードを取得されている方の割合が81%になっているところでございます。

永江ゆき委員

やっぱり高齢化社会になって、マイナンバーを持ってあるとしても、歩いて、あそこだったらセブンイレブンですか、そこまで行くのも大変なんじゃないかとちょっと思ったので、やっぱりその辺で、現状5%……ですね。どうなのかなって心配が少し残るかなと思います。啓発ももちろん大事ですし、やっぱり何かそこで一つサービスがあったらいいんじゃないかなと思いますので、その辺のお声っていうか、実情を把握していただけたらと思いますので、対応策を考えていただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、議案外の報告を終わります。

~~~~~

### 中村直人委員長

以上で本日の日程は終了いたしましたけれども、確認をしておきたいと思います。

現地の視察の要望がありませんので、明日16日は休会、17日は10時から委員会を開会するということで進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

~~~~~

中村直人委員長

それでは、本日の総務常任委員会はこれにて散会をいたします。

午後 1 時59分散会

令和7年9月17日（水）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 伊藤克也

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 江副康成

委員 永江ゆき

委員 松隈清之

委員 池田利幸

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

政策部長 松雪努

総合政策課企画政策係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長 小柳洋介

総務部長 小柳秀和

総務課長 田中秀信

総務課長補佐兼庶務係長 斎藤了介

市民環境部長 緒方守

市民協働課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼市民相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長 築地美奈子

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 野口晶子

5 日程

自由討議

議案審査

議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案乙第18号令和7年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案乙第19号令和7年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案甲第29号鳥栖市情報公開条例の一部を改正する条例

議案甲第30号鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

議案甲第31号鳥栖市長等のハラスメント防止等に関する条例

議案甲第32号鳥栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第33号鳥栖市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第34号鳥栖市税条例の一部を改正する条例

議案甲第36号鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第37号鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第40号財産（災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ式）の取得につい
て

[総括、採決]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時開会

中村直人委員長

これより、本日の総務常任委員会を開きます。

~~~~~

**自由討議**

**中村直人委員長**

これより、委員間での自由討議を行いたいと思います。

付託された議案含めて、委員会で何か協議したいことがございましたら発言をお願いしたいと思います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

よろしいですか。自由討議を終わります。

~~~~~

中村直人委員長

それでは、執行部を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前10時休憩

~~~~~

**午前10時6分再開**

**中村直人委員長**

再開いたします。

~~~~~

総 括

中村直人委員長

これより総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますけれども、審査を通じて総括的に御意見等ありましたら、お願ひしたいと思います。

江副康成委員

それでは、地域おこし協力隊の議案外の報告がございましたけれども、そのときにちょっと話したかったんですけれども、時間の都合というか、この場で話させていただきます。

と申しますのは、鳥栖市の人口の中で特に生産労働人口というか、それをいかに確保するかということで、私が知る限りでも、昔パソナとか、東京都の、都会での仕事を鳥栖市でもできるような形だとか、最近であれば、河内ダム近くに居住されて、鳥栖のほうでというような努力もございました。

それが一定の成果が上がったのかどうかというのは私もよく存じ上げませんけれども、今回の地域おこし協力隊というのは、やっぱり鳥栖ならではといいますか、スポーツ都市宣言をしまして2つのプロチームがあると。そこをいかに地域に根づかせるかというところで、今回、3大都市、あるいは東京等に住まれて、向こうのほうの感覚、ノウハウ、そういうところを鳥栖市に持ち込んでいただきまして、今、2つのプロスポーツのほうで、スポーツのあるまちという形で、非常に活動も盛んになっていると思うんですけども、それを加速する意味で、また質的にも向上されていく意味でも非常に望ましい取組かなと思います。

そういうこともありますて、ぜひ、これを機に維持発展させるような感じで、結局サガン鳥栖、あるいは久光スプリングスでも、ああいうプロスポーツがあると、それにまつわる雇用が生まれるんですね、今でも雇用を生んで、そして、鳥栖市に定住される方、それを機に定住される方もおるかもしれないし、試合観戦とか交流人口も増えるということで、鳥栖市の柱になる施策だと思いますし、それを補強する意味でも、ぜひ地域おこし協力隊は頑張っていただきたいと思いますし、今朝ほど、久光スプリングスの選手の皆さんがロビーのほうでチラシ配りされておりました。ああいったところの、いろいろコーディネートをやるのが地域おこし協力隊の方なのかと思いますんで、より小まめに、密に活動していただきたいということをお願いしたいと思います。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

永江ゆき委員

指定ごみ袋の件です。仙台市に行ったようにやっぱり見える化がすごくこうなってくると思うんですよね。なので、印刷する際にはメッセージみたいな、ごみを減らすための……。もちろん利便性っていう意味では、多分皆さん感じられると思いますけど、ごみを減らすための提案だったりとか、アイデアだったりとか、その辺も踏まえて印刷のときにはしてもらえたなら、とにかく見える化を徹底していただけたらと思います。それで、市民一人一人の減量がちょっとずつでも重なれば、7万4,000人いますので、すごい大きなものになっていくと思いますから、その辺もよろしくお願ひします。

それともう一つ、東口の件ですけど、先日、総合計画審議会、有識者会議っていうのがあったときに、芹田さんが多分参加されたと思うんです。ああいう方たちに、障害を持ってある方たちにお話を伺ってもらうなり——全員っていうのはやっぱり無理だと思うので、その辺を少し計画の段階で入れていただけたら、より使いやすい駅、改札になるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願ひします。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

総括を終わります。

~~~~~

### **採 決**

### **中村直人委員長**

これより採決を行います。

~~~~~

議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

中村直人委員長

まず、議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）中、当総務常任委員会付託分について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）中、当総務常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

### 議案乙第18号令和7年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

**中村直人委員長**

次に、議案乙第18号令和7年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

議案乙第19号令和7年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

中村直人委員長

次に、議案乙第19号令和7年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

議案甲第29号鳥栖市情報公開条例の一部を改正する条例

議案甲第30号鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を  
改正する条例

議案甲第31号鳥栖市長等のハラスメント防止等に関する条例

議案甲第32号鳥栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第33号鳥栖市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第34号鳥栖市税条例の一部を改正する条例

議案甲第36号鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第37号鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第40号財産（災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ式）の取得につい  
て

### 中村直人委員長

次に、議案甲第29号、議案甲第30号、議案甲第31号、議案甲第32号、議案甲第33号、議案  
甲第34号、議案甲第36号、議案甲第37号及び議案甲第40号、以上9議案については、一括し  
て採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

それでは御異議なしと認めます。

よって、以上9議案については、一括して採決をいたします。

甲議案の9件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、甲議案9件については、原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

中村直人委員長

以上で、総務常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。なお、委員長
報告につきましては、正副委員長に一任ということでおよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

中村直人委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて令和7年9月定例会の総務常任委員会を閉会いたします。

午前10時13分閉会

令和 7 年 9 月 26 日 (金)

1 出席委員氏名

委員長 中村直人
副委員長 伊藤克也
委員 森山林
委員 尼寺省悟
委員 江副康成
委員 永江ゆき
委員 松隈清之
委員 池田利幸

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

政策部長 松雪努
総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 田中大介
総合政策課企画政策係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長 小柳洋介
総合政策課長補佐兼都市デザイン係長 中垣秀隆
総合政策課秘書係長 夏秋真理子
政策部次長兼駅周辺整備課長 向井道宣
駅周辺整備課長補佐兼鳥栖駅周辺係長 木原智範
駅周辺整備課長補佐兼新鳥栖駅周辺係長 山内一哲
政策部次長兼情報政策課長 山本英規
情報政策課DX推進係長 大塚隆正
情報政策課長補佐兼広報統計係長 徳渕英樹

総務部長 小柳秀和
総務課長 田中秀信
総務課防災対策監 村上敏章

総務課長補佐兼庶務係長 斎藤了介
総務課防災係長 前田良介
総務課長補佐兼文書法制係長 小森敏幸
総務課長補佐兼職員係長 長野稚佐
財政課長 古賀庸介
財政課財政係長 中山和憲
財政課長補佐兼管財係長 西山美沙
契約検査課長 加藤正彦
契約検査課長補佐兼契約検査係長 真子寛盛
総務部次長兼庁舎建設課長 古澤哲也
庁舎建設課庁舎建設係長 森田智博
庁舎建設課庁舎建設係総務主査 牛島直茂
会計管理者兼出納室長 牛嶋英彦
出納室長補佐兼審査出納係長 高島香織
議会事務局長 江下剛
議会事務局庶務係長 小迫義典
選挙管理委員会事務局長 三橋和之
選挙管理委員会事務局次長 繩田明久
監査委員事務局長 天野昭子

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 野口晶子

5 日程

審査日程の決定

政策部審査

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について

[説明、質疑]

報告（総合政策課）

公共施設等総合管理計画の進捗状況について

第7次鳥栖市総合計画令和7年度実施計画の変更について

第7次鳥栖市総合計画重点戦略の見直しについて

第7次鳥栖市総合計画前期基本計画における令和6年度指標実績について

企業版ふるさと寄附の申出について

[報告、質疑]

総務部（総務課・財政課）、議会事務局審査

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について

[説明、質疑]

報告（総務課）

防災井戸整備事業について

[報告、質疑]

総務部（契約検査課・庁舎建設課）、出納室、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局

審査

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時35分開会

中村直人委員長

これより、本日の総務常任委員会を開会いたします。

~~~~~

**審査日程の決定**

**中村直人委員長**

まず、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元にあらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。

付託議案につきましては、乙議案3件となっております。

審査日程につきましては、本日26日は政策部、総務部関係議案の審査を行いたいと思います。

29日は市民環境部関係議案の審査。

9月30日は休会、10月1日は現地視察はありませんので、自由討議、総括及び採決ということでお願いしたいと思います。

また、審査日程の内容については現地がありませんので、副委員長から報告をしていただきたいんですが、説明は省略させていただきたいと思います。

以上のような審査日程についてお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおりと決しました。

なお、執行部からの決算審査の説明は、概要が主要施策の成果の説明書に記載されておりますので、昨年に引き続きまして、主なもの（原則1,000万円以上）、不用額の大きかったもの、新規の事案だったものなど簡潔な説明の中で審査を進めていきたいというふうに思いますので、御了解いただいてよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、そのように進めてまいります。

それでは、政策部準備のため暫時休憩をいたします。

午前10時37分休憩

~~~~~

午前10時39分再開

中村直人委員長

再開いたします。

~~~~~

政策部

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について

中村直人委員長

これより、政策部関係議案の審査を行います。

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

なお、決算書のほか、参考資料として、タブレット本棚の令和6年度決算における主要施策の成果の説明書も説明に使用されます。

資料につきましては、書記からタブレットに送信いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定中、当総務常任委員会関係分のうち政策部関係について御説明いたします。

資料は、令和6年度鳥栖市歳入歳出決算書、並びに令和6年度決算における主要施策の成果の説明書を御覧ください。

令和6年度鳥栖市歳入歳出決算書55、56ページをお願いいたします。

歳入から申し上げます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金中、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金8億8,131万8,454円につきましては、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活支援事業者に対し、地方公共団体が地域の実情

に応じて実施する事業に要する経費の受入れに伴うものでございます。

充当事業の主なものといたしましては、商工観光課によるプレミアム付商品券発行事業第4弾や地域福祉課における住民税均等割非課税世帯等への支援給付費でございます。

#### **山本英規政策部次長兼情報政策課長**

その下、デジタル田園都市国家構想交付金1億4,402万9,737円は、教育委員会が導入いたしました図書館システム、施設予約システムなどの導入経費に対する補助金でございます。

その下、デジタル基盤改革支援補助金9,671万2,000円は、自治体情報システムの標準化・共通化に係る経費に対する補助金でございます。

その下、社会保障・税番号制度システム整備費補助金1,560万2,000円は、市民課が実施いたしましたマイナンバーカードへのローマ字表記に係るシステム改修等の経費に対する補助金でございます。

その下、マイナンバーカード交付事務費補助金2,397万5,000円は、マイナンバーカード交付に要する経費に対する補助金でございます。

#### **田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

決算書83、84ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入中、シンポジウム助成金300万円につきましては、市制施行70周年記念シンポジウムについて一般財団法人自治総合センターのシンポジウム助成事業の採択を受けたものでございます。

続いて、決算書73、74ページをお願いいたします。

すいません、戻りました。

款19寄附金、項1寄附金、目3総務費寄附金、節1総務管理費寄附金中、企業版ふるさと寄附金140万円につきましては企業版ふるさと納税による寄附金、まち・ひと・しごと創生包括連携協定寄附金108万4,800円につきましてはまち・ひと・しごと包括連携協定に基づき、頂いた寄附金の総額でございます。

#### **山本英規政策部次長兼情報政策課長**

次に、歳出について御説明いたします。

決算書の101ページ、102ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目3広報費につきましては、令和6年度決算における主要施策の成果の説明書13ページをお願いいたします。

事業名、広報活動事業でございます。

事業の目的といたしましては、市報や市公式ホームページなどの広報媒体を活用し、行政と市民が情報を共有化するとともに、市内外に本市の魅力を発信するものでございます。

事業の内容について御説明いたします。

市報とす1,054万7,000円につきましては、市報の発行に係る印刷製本費でございます。令和6年度の発行部数といたしましては、34万9,274部となっているところでございます。

次の市公式ホームページ270万2,000円につきましては、市公式ホームページのサーバー機器の使用料などでございます。

市公式ホームページの令和6年度の閲覧件数といたしましては、154万8,036件となっているところでございます。

次のテレビ広報とす184万8,000円につきましては、委託料でございまして、市政等に関する情報番組の収録から放送に至るまでの経費でございます。

毎月第3週の日曜日から土曜日までの1日5回、市政等に関する情報番組を放送したところでございます。

次のデジタルテレビデータ放送49万5,000円につきましては、システムの使用料でございます。

九州朝日放送KBCが提供する地上デジタルデータ放送地域発信サービス、dボタン広報紙に市の専用ページを設けまして、防災情報や市民生活に直結する緊急情報等をデジタルテレビの文字放送を活用して情報提供を行ったところでございます。

事業の効果といたしましては、多様な情報発信ツールを活用し、市内外に情報提供を行い、広く市の魅力を周知できたところでございます。

次の目4情報管理費の節12委託料、節13使用料及び賃借料につきましては、主要施策成果の説明書14ページをお願いいたします。

事業名、自治体DX推進事業でございます。

事業の目的といたしましては、国の自治体DX推進計画により、自治体情報のシステムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化等を推進し、住民の利便性の向上や業務の効率化を図るものでございます。

それぞれの事業内容について御説明いたします。

基幹系情報システムの標準化移行9,186万1,000円につきましては、令和7年度までに自治体の基幹系情報システムの標準化・共通化を達成するため、令和6年度より17項目のシステムについて移行作業を行ったところでございます。

次の公共施設予約システム及び施設使用料のキャッシュレス決済の導入2,612万8,000円につきましては、オンライン上の行政手続の窓口として市民ポータルサイトから新たな市民サービスとして施設予約ができるよう整備し、併せて施設使用料金の精算のキャッシュレス決済を導入したところでございます。

次のオンライン申請システム、市民ポータルの運用促進2,831万4,000円につきましては、オンライン上の一元化された窓口として市民ポータルを構築し、手続のオンライン化やG I S、地図情報システムの仕組みをひもづけることで、市民の方がアクセスする情報、サービスの一元化及びプッシュ型の情報発信を行ったところでございます。

次のA I - O C R、R P Aの活用712万円につきましては、地域福祉課、健康増進課、こども育成課などに加え、学校給食課での活用も開始したところでございます。

事業の効果といたしましては、公共施設予約システムの整備などにより市民の利便性の向上が図られた。

また、A I - O C R、R P Aの活用により事務負担の軽減を図るとともに、業務効率化が図られたところでございます。

引き続き、既存のシステムの拡充を図りながら、自治体D X推進事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

決算書にお戻りください。

103ページ、104ページをお願いいたします。

中ほどの節13使用料及び賃借料のうち事務機借上料等3億2,448万4,762円につきましては、基幹系情報システムのクラウドサービス利用料、財務会計システム及び文書管理システムなどの内部情報システムの賃借料、パソコン、プリンター及びネットワーク機器などの情報機器借上料等でございます。

#### **田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

次に、決算書109ページから112ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目9企画費のうち節12委託料中、70周年記念式典開催業務委託料451万3,270円につきましては、令和6年度決算における主要施策の成果の説明書15ページを御覧ください。

70周年記念式典並びに記念シンポジウム等開催に係る記念式典開催業務委託料295万4,000円のほか、70周年記念高校生のじかん制作協力業務、70周年記念ラジオ体操実施に際してのピアノ運搬業務委託料の合計でございます。

次に、節18負担金、補助及び交付金中、一番下にございます全国高等学校駅伝大会出場補助金100万円につきましては、鳥栖工業高等学校駅伝部の同大会への出場に際し、予備費を充用し補助したものでございます。

#### **向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長**

それでは、決算書の203ページ、204ページをお願いします。

款8土木費、項4都市計画費、目6まちづくり推進費、節12委託料、鳥栖駅周辺調査委託

料1,996万2,500円につきましては、鳥栖駅周辺の利便性の向上のために短期的な施策の検討を行ったものでございます。

節16公有財産購入費 1億396万1,508円につきましては、鳥栖駅周辺整備用地として用地を購入したものでございます。

節24積立金 1億103万6,263円につきましては、都市開発基金として積み立てたものでございます。

#### **中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **松隈清之委員**

14ページの自治体DXの部分で、RPAの活用ということで、載ってる使用料344万6,300円か。記憶が正しければ、令和6年度は結構本格的に導入した年になったと思うんですよね。令和6年度でどれぐらいの業務がRPAで処理されて、その成果をどう見ているのか。

#### **山本英規政策部次長兼情報政策課長**

RPAにつきまして令和6年度までに導入した事務事業につきましては、まず、健康増進課の高齢者インフルエンザ予防接種予診票の入力作業が76%の事務量の削減となってます。

次に、地域福祉課の避難行動要支援者名簿情報等入力作業、これらについては作業量として90%削減されております。

次に、令和5年度に新たに追加しましたこども育成課の保育所入所申込書入力作業、これにつきましては約53%の削減、次の教育総務課の就学援助申請書入力作業につきましては60%の削減、令和6年度、先ほど言いました学校給食課の多子世帯学校給食費助成申請書入力作業につきましては23%の削減となっております。

以上でございます。

#### **松隈清之委員**

今もう令和7年度既に動いてますけれども、今御説明いただいたやつでも独自に事務の軽減図られてると思うんです、おそらくもっと活用する余地はいろんなところであるんだろうなと思うんです。

そのためには何をRPAができるのかっていう判断ができないといけないと思うんですけど、今、実際シナリオづくりとかも含めて、どれくらいRPAを活用できる土台ができるのかっていうのは、教えていただけますか。

#### **山本英規政策部次長兼情報政策課長**

委員がおっしゃられるように、一定の一連の事務作業については今年度から新たな導入というのではなく、今後ないのかと思っておりまして、今後はそれぞれの事務の中で部分的にどう

といった単純作業があって、それについてRPAを導入するのが効果的だと考えております。

そういう中で昨年度からデジタル推進研修等を始めておりまして、その研修の中で業務改革の基礎研修とか、RPAの研修等を盛り込みまして、今後広げるというか、そういった部分部分のRPAの活用を推進していきたいと考えているところでございます。

以上です。

### 松隈清之委員

今、ライセンスがある端末があると思うんですけど、稼働率っていうか、RPAでの稼働率って先ほどの御紹介いただいたやつだとそんなに高くない気がするんです。

だから、もうちょっと活用していかないと、基本的にはシステム使用料ってどんだけ業務をこなしたかじゃなくて、もうライセンスごとにお金が決まってるんで、どれだけ活用できるかで費用対効果変わってくると思うんです。

だから、もっと進めていっていただきたいし、RPAに限らず、RPAではこれは難しいけれども、別のローコード、ノーコードの業務アプリ等を活用して効率化していく。

何が言いたいかっていうと、もちろん事務負担軽減するっていうのも結構大きい要素なんですけど、もう1個は、やっぱり人がやるとミスするんですよ。そのミスがどこにあるかって人はなかなか気づけないので、なるだけITを活用してできる業務は、ITに振る、積極的に振っていくように進めていただきたいと思います。

### 池田利幸委員

すいません、同じところになるんですけど、昨年もずっと言い続けてはいたんですけど、このDXを推進していくことに当たって、各課の情報連携、情報共有っていう部分も進めてくださいっていうふうにずっと言い続け——要は書かない窓口に関連する部分もありますけど、一つの窓口で基本的な情報を入れると共有できる環境、要は市民さんにとって毎回同じ手続をしなきゃいけないとかいう部分で、たしか私の記憶が正しければ、福祉と子供と教育からまず始めますっていうふうに言われてたと思うんですけど、そこの情報連携とか情報共有の部分で今どこまで進んだのか教えていただきたいですか。

### 山本英規政策部次長兼情報政策課長

現状で申しますと、まず、標準化前のシステムですんで、各システムが持ってるデータベースとかレイアウトがばらばらになってる部分がございまして、今その情報共有をすると非常に費用的にかさむという部分がございます。

今後、標準化を実施するまで標準化作業を行ってますけれども、標準化がなされると各業務ごとに持っているレイアウト等が民間企業もきっと国の仕様書で示されてましてきちんと把握ができますんで、情報共有できるソリューションなりツールが恐らく開発されると期

待しているところでございます。

その後、役所内で庁内調整いたしまして、そういう情報の一元化で市民サービスの向上に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

### **池田利幸委員**

その辺にかなり期待してる部分がその辺の市民サービスの向上ももちろんだし、職員さんの手間っていうのも省けるはずなんです。

今、市長が出されて重点政策をこなしていきますって、今まで皆さんがあられた仕事があるところにさらに重点政策が下りてるはずなんで、業務量っていうのは基本的に増えてるはずなんですね。それをこなすためには、やらなくていい仕事はもう極力任せられるやつはコンピュータにもう任せてしまって、人は考える時間を生み出す時間を作っていただきたいと思い、今からかなり重要なところになるだろうとは、もうぜひともその辺早めに共有化できるようよろしくお願ひいたします。

### **永江ゆき委員**

同じところなんんですけど、幾つかあります。

約15億円の規模の支出があるんですが、その費用対効果はどのような形でされようとしてるのかが一つと、システムの更新とか維持管理で今後どれだけランニングコストがかかると思われてるのはもう一つと、標準化システムっていうのは国主導でされるということですが、セキュリティーとか、あと事故とかシステム障害とかが起きたときの自治体としての対応というのをどういうふうに考えられてるのかっていうことと、最後に市民ポータルサイトの利用状況というかLINEとかの登録数がどういうふうになってるのか、ひとつお願いします。

### **山本英規政策部次長兼情報政策課長**

まず、こちらに掲げてます費用につきましては、もう半分以上が標準化の費用でございまして、これは10割国庫補助で運用して国の施策として進めている部分でございまして、標準化をすれば、いろんなサービスが新しい基幹系システムに対するソリューションとか開発されて一層、先ほど池田議員からも御指摘ございましたように、市民サービスの向上や職員の負担軽減が図られるものと期待しております、現時点で費用対効果について申し上げることはなかなか難しいところでございます。

次に、システムの更新費用といたしましては、基本的にシステムにつきましては5年おきの更新でございまして、市民ポータル等につきましては令和5年度導入、施設予約等は令和6年度で導入、その時イニシャルコスト等につきましては国のデジタル田園都市国家構想交

付金等を2分の1活用いたしまして、極力市の負担にならないように努力しているところでございます。

次にセキュリティーの部分でございますけれども、基幹系システムにつきましては、国のガバメントクラウド上にデータを格納するというか、通信先がガバメントクラウド上になりますので、国とガバメントクラウドの運用業者、うちが委託する通信の運用管理補助といいますか、そういった補助委託を結んでますんで、セキュリティーについては国のガバメントクラウド上で民間のデータセンターよりも高いレベルにあると思いまして、トラブルが発生したときにつきましては先ほど言いましたようにいろんなベンダーさんが絡んでおりますんで、早急な対応が実現するものと期待しているところでございます。

次に、ポータルサイト関係の状況でございますけれども、現在市民ポータルそのものの登録者数につきましては514名でございますけれども、アクセス数といたしましては累計で1万件ほどあってるところでございます。

あと、L I N Eの登録者数につきましては令和7年の7月末時点での約5,400人となっているところでございます。

以上でございます。

#### **永江ゆき委員**

ありがとうございます。

令和6年度ではL I N Eの登録者数はどれぐらいから見ると伸びてるってこと。

#### **山本英規政策部次長兼情報政策課長**

L I N Eの登録者数に関しまして、すいません、令和7年の2月12日時点でのございますけれども、5,096件となっているところでございまして、先ほど申し上げました令和7年の7月末現在につきましては5,404人となっているところでございます。

ですので、約300ほど伸びているところでございます。

傾向といたしましては、すいませんはつきりした数字が手元にないんですけども、市民ポータルを始めたときにL I N Eの登録者数もこれまでの伸び率に加えて、かなり伸びたのを記憶してるのでございます。

以上でございます。

#### **永江ゆき委員**

はい、そうですね。L I N Eから入るのがすごく入りやすいなと思うんですよね。

ただ、そこからの通報システムのやり方っていうのが一々メールアドレスを入れなきゃいけないんですよ。

なので、すごくやりにくいというふうに思うんですけど、その辺の改善はされる予定あり

ますか。

**山本英規政策部次長兼情報政策課長**

本市が導入してます通報システムにつきましては、委員御指摘のとおりメールの登録を必須としているところでございまして、そのメリットとしましては、実際こちらが通報があつた部分について担当課のほうで処置して、その結果のお知らせがいくというメリットがございまして、そういった分もありますんで、現時点ではメールの入力について除外する考えはないところでございます。

以上でございます。

**永江ゆき委員**

実際、何件ぐらいの通報がそれありますか。

**山本英規政策部次長兼情報政策課長**

まず、令和6年3月から運用開始して令和6年度につきましては、通報件数といたしましては10件ございました。

令和7年度につきましては、4月から9月22日時点でございますけれども、31件の通報がございまして、昨年度と比べますと約3倍となってるところでございます。

以上でございます。

**永江ゆき委員**

多分すごく使いやすいと思うんですね、やっぱり登録者数を増やしていくっていうことに力を入れていただけたらと思います。

はい、よろしくお願ひします。

**池田利幸委員**

地方創生移住支援事業、これさっき聞いてて、御説明は多分なかった。ありましたっけ。なかつたですよね。

で、県が結構お金を出してやってる事業ではあるんですけど、まあまあな額を移住される方には世帯に対して400万円で、子供1人当たり100万円という加算で来てくださいっていう分にかなり大きな額を出してるっていうイメージがあるんです。

もう一回確認させていただきたいのが、この事業内容が県が選定した中小企業等に就職したこと、県が実施する起業支援金の交付決定を受けたものっていう、その選定の部分をもう一回教えていただきたいのと、これで1世帯に当たり、2世帯に出されてるみたいで、どちらも1世帯で子供が2人いるというのが2世帯あるっていうところですけど、これは鳥栖市として2世帯来てもらってるっていう結果なんでしょうけど、これが鳥栖市として想定ちゅうか呼び込みたいっていう部分で2件っていうのが妥当だったのかどうなのかっていうの

と、来てもらうことによって、今後どういう、要は来ていただく、移住してもらいますで、理由にも書いてあるんですけど、来てもらってお金を1件当たり600万円もつぎ込むっていう今後の効果をどういうふうに捉えられるのかなっていう、今後はどうされていくのかっていうのはどうかなって、1世帯に600万円やりますっていう話はかなりなんで、普通の市民さんから見れば、何でここまで金を出す理由があるのって多分言われるんですよね。その部分どういうふうに考えられてるのか。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

この地方創生移住支援事業につきましては、財源内訳で県支出金が主なものとなっておりますが、この事業といたしましては国の事業でございまして、東京圏から地方への人の流れをつくるという目的の下に実施をされているものでございます。

本市といたしましては、東京圏からの移住が見込める事業として実施しているところでございまして、受給の条件につきましては、国で定められた子育て加算等が手厚い制度となっているところです。

先ほど申し上げました、さが暮らしスタート支援事業につきましては子育て加算がないところでございますけれども、国の移住支援事業につきましては子育て加算が非常に手厚いというもので、主要施策の成果に載せております世帯につきましては共にテレワークの方でございまして、東京圏でされていた仕事をテレワークの形で本市に移住後も続けられている方ということでございます。

以上でございます。

**池田利幸委員**

すいません、まず訂正させてください。

僕、1世帯400万円の子供100万円、100万円って言ってしまったんですけど、世帯100万円、子供も100万円、100万円ですね。まず額を間違ってたことを訂正いたします。

来てもらって、首都圏の先進技術を持ってきてもらうっていうのが活性化につながるっていうことなんだろうなと思うんで、今後これを続けていかれるおつもりなのか、続けていくのであればもっと呼び込むなり、そういう政策は市として取るのか、その辺はどうお考えですか。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

全国的に進められている国の施策の一つでございますので、本市といたしましても国の施策に協調する形で継続させていきたいと考えているところでございます。

首都圏から本市への呼び込みということに関しましては、移住相談セミナーと県や国が主体として行うセミナー等に本市からも参加をいたしまして、本市の地理的優位性ですか、

近隣福岡との近接性等をPRしながら東京圏での暮らしをそこまで変えずとも続けられる本市の魅力の普及に努めてまいりたいと考えてるところです。

**池田利幸委員**

はい、ありがとうございます。

すいません、最後です。

主要施策の14ページ、オンライン申請システム市民ポータルの運用促進、オンライン上で一元化された窓口として手続をやるっていう部分ではあるんですけど、その上で、公共施設予約システム及び施設使用料キャッシュレス決済の導入、これ体育館にしても運動場にしても、今まで各体育館に行って争奪戦が行われてたっていう理解なんんですけど、これを導入することによって、入れてみて、そういうトラブルだったりとかなくスムーズにいけたのか。

あと、これになったことによって、皆さんがこのオンラインでの申請1本でいけたのか、それとも別で現場でもずっとやってますっていうのがあれば、その割合、比率とかがどれぐらい——各施設によって違うんでしょうけど、現状どうだったのかな。

スムーズにいけたのか、またアプリ決済とかで結構全体的に使用があったのかどうかだけ教えていただいていいですか。

**山本英規政策部次長兼情報政策課長**

施設予約システムのトラブルについては、報告等はあってないところでございます。

すいません、比率につきましては把握してないところでございます。

アプリ決済につきましては体育施設のほうが比較的高い使用率でございまして、12%ほどあったと記憶しているところでございます。

以上でございます。

**池田利幸委員**

導入して最初の頃なんで、まだまだ皆さんのところにはいってないんだろうっていうところで、その12%決済っていうことを見ると、まだ現場で予約をされて決済もお金を払ってるっていう現状なんだろうという部分があるんで、今後、せっかく導入してもらったんでそれが浸透していくように、これをすることは市民ポータルを経由しなきゃいけないっていう部分があるんで、その辺も使用者の皆さんに周知していただきながら、促進していただくようによろしくお願ひいたします。

**伊藤克也委員**

すいません、池田議員と全く同じところで私も質問しようかなと思ってたんですね。

キャッシュレス決済、例えば駐車料金とかっていうのは物すごく利用者も多くて、利便性が高いと思うんですね。

公共施設の使用に関するキャッシュレス、確かにDXを進めていく上の一つとしては必要なことかも分かりませんが、公共施設のキャッシュレスが果たしてどれぐらい効果があるのかなあということも一方では思ったりするんです。

だから、もちろんさっき言わされたようにマイナポータルからしかアクセスできないということであればもう少しそのやり方を考えることも一つあると思うんですが、例えば、私も最近ある飲食店に行って、前のお客さんが会計を現金じゃなくてそういうことでやられたんですけど、トラブルが発生して15分ぐらい次の私たちが待つというようなことも実際あるんです。

だから、果たして公共施設とかそういう公共のキャッシュレスがどれだけ効果があるのかなっていうことをちょっと考えたりもしますので、その辺どの程度効果を考えられてされているのか教えていただきたいと思います。

#### **山本英規政策部次長兼情報政策課長**

まず、キャッシュレス決済の導入につきましては世の中の流れというか、そういった部分もございまして導入した経緯もございます。

施設につきましては12%ですけれども、本庁の市民課とか税務課での証明発行手数料につきましてもキャッシュレス決済を導入しているところでございまして、証明書発行手数料につきましては5%で、それに比べると施設の予約システムというか施設の利用料のキャッシュレス決済率は倍以上ございまして、一定効果があるのかなと思ってるところでございます。

ただ、まちセンにつきましては利用者の方が比較的年配の方でございまして、その部分の影響がございまして使用率として低くなっているところでございますけれども、うちのほうとして以前やっておりましたデジタルデバイド対策としてスマホの教室をまた今年度下半期で予定してるところでございまして、その中でも高齢者向けのスマホ教室の中でキャッシュレス決済のメニュー等を組み込んで、そういった普及に努めたいと考えているところでございます。

以上でございます。

#### **江副康成委員**

110ページの企画費の節12委託料の不動産鑑定委託料49万5,000円ですけど、これは総合政策課の御担当、要は龍谷短大の件ですか。確認したかったです。

#### **田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

龍谷短期大学用地につきまして、あらかじめ不動産鑑定をするために要した経費でございます。

#### **江副康成委員**

その結果はどういうふうな結果だったのかというのを教えてください。

**中村直人委員長**

答弁整理のため暫時休憩します。

**午前11時23分休憩**

~~~~~

午前11時25分再開

中村直人委員長

再開いたします。

答弁を求めます。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

龍谷短期大学用地当該地につきましては、令和8年度末の閉学を決められて以降、この跡地の取扱いについて大学側と交渉を進めているところでございます。

現状、大学側と事務方の交渉を行っている最中でございまして、具体的な進展、お示しできる進展はございません。

江副康成委員

既にこちらのほうとして、判断する材料として結果が一つ不動産鑑定として出てるわけですね。

それを受け、当然相手があることでしょうけれども、聞くところによると、運動公園にするために全部除却してやりたいという話がありましたけど、それに向けて進めるというような確信を持って今やられている段階なのかということの確認をしたいんですけど。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

当該地につきまして、市の活用目的の一例といたしましては多目的グラウンドが考えられるものと思っております。

また、本市が土地を取得するに当たりましては、原則といたしましては、更地になってからの引渡しになるものかなと想定しているところでございますので、引渡しの条件等、金額等を含めまして、先方と調整を行っているところでございます。

江副康成委員

今、大学が建ってます、学校ですよね。

それを除却して運動公園にするという形で、もともと調整区域で、ある目的を持って建物建てて使うということをやられてますよね。

今の目的から流用することがどこまでできるような権利関係になってるかという、その辺りを確認したいんです。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

当初の開発目的からいきますと大学用地でございますが、市が多目的グラウンド等を行うことに関しましては許容されるものと考えておりますけれども、例えば事業用地になり得るかということでございますとか、大学の建物を活用してオフィス機能が移転できるかっていう件に関しては、都市計画上困難であるということを理解しております。

江副康成委員

実は4年前、厚生常任委員会の委員長をやってまして、所管事務調査で鳥栖市にグラウンドが足らんということで、隣の池田議員も一緒だったんですけど、1年間か2年間か長きにわたって提言をまとめまして、ぜひそういうかぶせてくださいという流れもつくりました。

そういうことを受けて、どこかに流さないといかんと。

その時に龍谷短大が結局、もう使わないとなるなら、グラウンドを使えるんだったらグラウンドかなというような一つの流れになったかもしれないけれども、果たして、あそこが皆さんのが集まって運動公園、どういうグラウンドっていうのか分かんないけど、本当に望ましいのかどうかということを考えた場合に、相手の意向もあるでしょうけれども、あまり決め打ちしてやっていいのかどうか、せっかくしても、そういうような大きな市政の課題がありながら、そこに来たということでそれでうまくいけばと思われたかもしれないけれども、それが本当に行けるんだったら進んでもらっていいけど、難しそうであれば幅広に考えてもらわないといけないんじゃないかなというふうに思って、どこまでやれるのかってことを確認したかったから聞いたところでございます。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

今の件確認なんんですけど、今、大学があるんですけど、大学が閉学をしますって、その用地について先方から買い取ってくれないかみたいな打診があったということで、要はそこを何に使えるかっていうことで言ったときに、今の答弁だと多目的グラウンドは可能だろうけれども、事業用地としては都市計画法上難しい。

この都市計画法上難しいっていうのは、もう絶対不可ということなのか、いや何かハード

ルが高いとかいうことなのか。

でも、絶対不可であるならば、逆に多目的グラウンド以外で活用する可能性が市としてあるのか、なければ買わなきゃいいだけの話だと思うんですけど。

今どちら辺まで想定してるんですか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

事業用地への転用につきましては、とても難しいというふうに理解をしております。

なお、当該地の市としての活用目的といたしましては、現時点といたしましては多目的グラウンドを念頭に検討しているという状況でございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

質疑を終わります。

以上で、政策部関係議案の質疑を終了いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

報告（総合政策課）

公共施設等総合管理計画の進捗状況について

第7次鳥栖市総合計画令和7年度実施計画の変更について

第7次鳥栖市総合計画重点戦略の見直しについて

第7次鳥栖市総合計画前期基本計画における令和6年度指標実績について

企業版ふるさと寄附の申出について

中村直人委員長

次に、議案外の報告がありますので、これをお受けいたしたいと思います。

資料はタブレットに送信をいたします。

それでは、報告をお願いいたします。

中垣秀隆総合政策課長補佐兼都市デザイン係長

それでは、議案外報告といたしまして、初めに、公共施設等総合管理計画の進捗状況について御報告いたします。

議案外報告資料の2ページを御覧ください。

鳥栖市公共施設等総合管理計画に関しましては、平成29年3月に策定しております、今回は令和6年度の進捗状況を報告するものでございます。

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に基づく令和6年度の取組につきましては、資料2ページから4ページにかけまして、公共施設、道路、橋梁、上水道、下水環境、公園に関しまして、それぞれの進捗の概要を示したものでございます。

このうち、資料2ページの公共施設につきましては、鳥栖まちづくり推進センター分館の解体工事の設計や各スポーツ施設の改修などを記載したものでございます。

続きまして、資料5ページからの公共施設中期保全計画についてですが、この計画は、所管する建設課が建設経済常任委員会で別途報告されるものでございますが、公共施設等総合管理計画との関連性がございますので、今回参考資料としてお示ししております。

資料7ページから8ページにかけましては、令和11年度までの中期保全計画といたしまして、施設ごとの具体的な改修箇所を示したものとなっております。

表中の網かけをしている部分につきましては、昨年度報告の分から変更した箇所でございまして、各施設の点検状況などを考慮の上、更新を前倒しするなどの対応を行うこととしたものでございます。

なお、表中のアルファベットにつきましては、表の下に凡例で示しておりますように、それぞれの改修箇所をお示ししたものでございます。

また、今回の報告の個別の内容に関しましては、各担当課へお尋ねくださいますようお願いいたします。

公共施設等総合管理計画の進捗状況につきましては、以上でございます。

小柳洋介総合政策課企画政策係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長

続きまして、議案外報告資料の9ページをお願いいたします。

まず、第7次鳥栖市総合計画、令和7年度実施計画の変更につきまして、今年度の実施計画に掲げております下水道施設整備事業は、この事業に包含されておりますストックマネジメント、下水道管渠の耐震化、浄化センターの耐水化をそれぞれ管理していくこととしたため、下水道管渠ストックマネジメント事業、下水道管渠耐震化事業、浄化センター耐水化事業の3本に再編することといたしました。

また、公立保育所再編事業に関しましては、8月に鳥栖市公立保育所再編計画案を公表し、今後の事業の進捗を管理していくため追加するものでございます。

資料の10ページをお願いいたします。

第7次鳥栖市総合計画重点戦略の見直しにつきましては、対象事業を6事業を追加し、合計59事業としたものでございます。

追加の6事業につきましては、先ほど申し上げました下水道課と子ども育成課の4事業のほか、既に実施計画に計上しておりました水道施設整備事業と人事管理制度の充実の2事業

も追加するものでございます。

資料の10ページから12ページにかけての表にあります事務事業名欄の着色した部分が、今回、追加の事業となりますので御確認をお願いいたします。

続きまして、資料の13ページから16ページをお願いいたします。

14ページに第7次鳥栖市総合計画指標別進捗状況一覧を掲載しております。

総合計画の前期基本計画で定めました6つの基本目標の取組における指標の進捗状況を一覧表としております。

進捗状況一覧表、中ほどの基準値欄につきましては令和元年度のものを用い、右隣の欄に令和6年度の実績値を掲載しております。

また、右の欄には総合計画の前期基本計画の最終年度である令和7年度の目標値を掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

なお、評価結果につきましては、毎年度、市のホームページに掲載することとしております。

併せまして、今回の一覧表に掲載しております各指標の個別の中身につきましては、各担当課へお尋ねくださいますようお願いいたします。

最後に、資料の17ページを御覧ください。

株式会社Cygames様から企業版ふるさと寄附の申出をいただきましたので御報告いたします。

今回の企業版ふるさと寄附につきましては、株式会社Cygames様から本市へ寄附の打診を頂き、本市から「スポーツのまち鳥栖！」実現プロジェクトとして御提案したところ、本プロジェクトの趣旨に共感いただき、寄附の申出に至ったものでございます。

本プロジェクトでは、スタジアムなどの施設の魅力向上やプロスポーツチームと市民の交流機会の充実によるシビックプライドの一層の醸成、鳥栖駅からスタジアムに至るエリアを子供たちが安心、安全に利用できる環境をつくるため、資料17ページの中ほどに記載しております4つの事業への充当を考えており、スポーツを地域の宝として実感できるスポーツのまち鳥栖を推進してまいりたいと考えております。

以上、議案外報告を終わります。

中村直人委員長

この際ですので、何か皆さんのはうから確認したい点などがありましたら、お聞きしたいと思いますが。

よろしいですか。

永江ゆき委員

最後の企業版ふるさと寄附の申出についてのところなんんですけど、これはサッカーに限るものですか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

鳥栖スタジアム周辺と、プロスポーツチーム地域交流推進事業につきましては久光スプリングスも対象とするところでございます。

以上でございます。

永江ゆき委員

それじゃあ、バレーとサッカーに限るっていうことですか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

充当事業につきましては、そのとおりでございます。

永江ゆき委員

株式会社C y g a m e sさんの要望としてそういうふうにされてるってことですね。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

株式会社C y g a m e sの御意向も踏まえたところで検討したところでございます。

池田利幸委員

すいません、僕も最後のところなんですけど、これさっきC y g a m e sさんからの意向はサガン鳥栖に対してじゃなかったですかね、久光もあるんですか。

さっき説明をいただいたときにサガン鳥栖の趣旨って何か言われたような気がしたんですけど、気のせいですか。僕が聞き間違ったんですか。

小柳洋介総合政策課企画政策係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長

先ほどの御説明の中では、プロスポーツチームの魅力向上というふうにお話をさせていただいたところでございます。

池田利幸委員

すいません、そうしたら僕の聞き間違いでした。

充当事業としてスタジアム夜間照明施設L E D化事業に充てますって書いてあるやつは、今、既に始めてるやつにもう先に使って、これを後から充当で充てますっていうことなのかなっていうのが1点。

あと鳥栖駅スタジアム周辺防災照明整備事業、これも電気つけて明るくして皆さんのが足元を照らしますってやつでしょうけど、これは駅東側をやるっていうことなのかどうなのか。

若干、今、季節柄な懸念だけなんですけど、西側はムクドリで全国的にもテレビでもやってますけど、駅周辺で明るくすればするほどムクドリ被害というかそういう被害が害鳥類被害って増えて、今も市でも対策どうしようかって考えてもらってる部分があると思うんです

けど、西側をさらに明るくしますって言ったら、大分そういう鳥たちが来るんだろうなと思うし、東側をやりますって言ったら、時期によってはそういう被害も考えられるんだろうかなとは思うんですけど。

これは単純にどっち側を明るくする、全体なのかなっていうのはどう考えてあるのかを聞いていいですか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

ここに上げております充当事業のうち、上3つにつきましては、令和7年度当初で予定していた事業への財源充当で計画をしております。

なお、一番下、鳥栖駅スタジアム周辺防災照明整備事業につきましては、今後、新規で事業を計画しているものでございますけれども、設置箇所につきましては駅東がメインにはなると考えておりますけれども、駅西にも若干設置をしたいと現時点では考えておりますが、議員おっしゃるとおり、ムクドリの問題等最近新たに出てきた問題もございますので、設置箇所につきましては今後慎重に検討していきたいと考えております。

以上です。

永江ゆき委員

すいません、同じところなんんですけど、私この間、公園にちょっと行ってきたんですけど、手を洗うところが欲しいとか、今防災って出たので、防災井戸を増やすことに使ったりとかはできない、駄目なんですか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

先方との御意向もあって、今回の防災という言葉につきましては、太陽光で発電し、夜間、照明が点灯するっていう仕組みのものを想定して防災と、災害発生時にも停電時にも使えるという意味で防災という表現を使っておりますが、事業としては、この前照灯といいますか、街路灯のようなものを想定している事業でございます。

松隈清之委員

個別の件は別ですけど、第7次総合計画の指標別進捗状況あると思うんですけど、目標値は令和7年度、今年度ですよね。

見ると、もう達成してるやつも、令和6年度で数字的に見れば達成してるやつもあるし、これはどう考えても無理じゃないかみたいな数字もあるんですよね。

もちろんつくったのは基準年があって、そこからここに向けて頑張りましょうみたいな計画として立てるんですけど、個別になるんで、総合政策課に言ってもしょうがないやつももちろんあるんですけど、進捗として達成する気が本当にあるのかなみたいな気が実はしてまして、それ以上にそもそもこの指標で皆さん本当にいいと思ってますかみたいなやつもある

んです。

今後、また、後期かありますよね。指標も含めて、本当にそれが自分たちの事業の成果を図る指標としてふさわしいのかっていうのは後期に向けて考え直したほうがいいと思うやつあるわけですよ。

例えば、目標値から大分乖離しててやつとかもういっぱいあるんですけど、見ると、例えば商工とかの中小企業者への小口融資件数を年100件にしようとかって書いてあるんですよ。

令和元年が64件で、実績57件なんんですけど、そもそも小口融資の件数が増えたら振興されてるのかどうかっていうのもよく分からなくて、100件だったらよかったですと前向きに投資として融資を求める場合もあれば、資金繰りに困って融資を求めるケースもあるわけですよ。

必ずしも融資件数増えたから、プラスに考えていいのかどうかって実は分からないじゃないですか。

だから、ここはテーマとしては商工業の振興というテーマなんだけど、総合計画の進捗を図るために一応出してる指標だったりするんですけど、後期に向けてもう一回ちゃんと見直したほうがいいかなっていうことで御意見を申し上げたいと思います。

中村直人委員長

それでは、以上で議案外の報告を終わります。

以上で、政策部関係の審査を終わります。

あとはこういう時間ですので、13時10分から総務部関係に入りたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩

~~~~~

#### 午後1時10分再開

#### 中村直人委員長

再開いたします。

~~~~~

総務部（総務課・財政課）、議会事務局

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について

中村直人委員長

これより総務部関係の審査を行います。まず、総務課、財政課及び議会事務局関係議案の審査を行います。

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

小柳秀和総務部長

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について、総務部関係の審査に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

総務部関係は総務課、財政課、契約検査課、庁舎建設課の4課及び出納室、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局の1室3局でございます。

主なものといたしましては、歳入は各種交付金、地方交付税、繰越金などであり、歳出は、議会費、総務費、消防費、公債費などでございます。

2度に分けて、それぞれ担当課長、室長、局長から主なものについて説明をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

古賀庸介財政課長

それでは、議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について、総務部関係の主なものについて御説明申し上げます。説明は、令和6年度鳥栖市歳入歳出決算書などにより行います。

まず、41ページ、42ページをお願いいたします。

41、42ページの下段になりますが、款2地方譲与税につきましては、項1地方揮発油譲与税をはじめ——次に、43、44ページになりますが——項2．自動車重量譲与税、次の項3森林環境譲与税ございまして、地方税譲与税として2億4,757万9,000円の交付を受けたところでございます。

次に、款3利子割交付金から款8ゴルフ場利用税交付金まで各交付金の交付を受けておりますが、この中で款7地方消費税交付金につきましては20億6,375万5,000円の交付を受けておりますが、別の主要施策の成果の説明書も一緒に御覧いただきたいと思います。主要施策成果の説明書124ページのほうも一緒に御覧ください。社会保障財源化分の使途を掲載しております。地方消費税交付金のうち、10億7,544万9,000円が社会保障財源化分として交付され

ております。この社会保障財源化分の使途につきましては、社会保障4経費、年金、医療、介護、少子化、その他社会保障施策に要する経費に使用することとされておりまして、本市におきましては、その全体経費が約125億円ございます。国県支出金等を除いた一般財源分が約52億8,000万円ございますので、これに充当しているということになっております。

次に、決算書に戻っていただきまして、45ページ、46ページをお願いいたします。上から2段目になりますが、款9環境性能割交付金から、47、48ページにかけての款13交通安全対策特別交付金まで各交付金の交付を受けております。

次に、前のページに戻りますが、款12地方交付税につきましては、18億798万8,000円の交付を受けておりますが、その内訳といたしましては、普通交付税が14億1,497万8,000円、特別交付税が3億9,301万円となっております。

以上でございます。

田中秀信総務課長

次に、決算書の55、56ページのほうをお願いいたします。

中段でございます。款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金、子ども・子育て支援補助金は、児童手当拡充に伴うシステム改修に対する補助金でございます。

次に、決算書の61、62ページをお願いいたします。一番上の段でございます。目7消防費国庫補助金、節1消防費国庫補助金、消防団の力向上モデル事業は、水防用機材購入費等に対する補助金でございます。

古賀庸介財政課長

次に、ページが飛びますが、71、72ページになります。款18財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金につきまして、総務課・財政課関連の基金利子でございますが、財政調整基金利子をはじめ、減債基金利子、退職手当基金利子、公共施設整備基金利子でございます。

次に、73ページから76ページにかけて、款20繰入金、項1基金繰入金でございますが、それぞれの基金を取崩し、財源として繰入れを行ったものでございます。このうち、財政課分といたしましては、目1財政調整基金繰入金2億9,685万2,000円、目2公共施設整備基金繰入金4億8,000万円、目3競馬事業収入活用基金繰入金4,016万6,000円でございます。

次に、75ページのほうの下段のほうになります。76ページにかけてでございます。

款21繰越金につきましては、12億1,878万8,530円となっております。

次に、79ページ、80ページをお願いいたします。款22諸収入、項5収益事業収入、目1競馬事業収入1億80万円につきましては、佐賀県競馬組合の令和5年度収益に基づいて配当さ

れたものでございます。

以上でございます。

田中秀信総務課長

79、80ページをお願いいたします。

項6雑入、目4雑入、節3消防雑入の消防団員退職報償金等につきましては、消防団員等公務災害補償金等共済基金から退団された10人分の退職報償金等を受入れたものでございます。

以上でございます。

古賀庸介財政課長

同じく、総務雑入のうち、財政課分の主なものについて申し上げます。81、82ページの中段になります。

競馬事業雑入100万円につきましては、競馬場周辺市道維持補修費として、ミニ場外発売所での売得金の一部を佐賀県競馬組合から収入したものでございます。令和6年6月でミニ場外発売所が閉鎖されるため、収入については令和6年度までとなります。

次に、その下の新市町村振興宝くじ収益金交付金と市町村振興宝くじ収益金交付金は、ハロウィンジャンボ宝くじとスマーフジャンボ宝くじの収益金の一部についての鳥栖市配分金でございます。

次に、89ページから92ページをかけてお願いします。

款23市債でございます。総額15億580万円で、それぞれの事業等に応じて借入れを行ったものでございます。

総務部の関連といたしましては、目1総務債1,820万円のうち1,750万円については、新市庁舎整備事業に対する借入れでございます。目6消防債690万円につきましては、防災基盤整備事業に対する借入れでございまして、内容といたしましては、消火栓新設に係るものでございます。

91から92ページにかけてでございます。

下のほうになりますが、目9臨時財政対策債につきましては、普通交付税の基準財政需要額からの振替として臨時財政対策債5,300万円を借入れたものでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

江下剛議会事務局長

申し訳ございません。一部説明が飛んでおりまして、申し訳ございません。

ページ戻っていただきまして、79ページ、80ページでございます。

節4雑入のうち、議会雑入のタブレット通信費雑入につきましては、令和6年度タブレッ

ト使用に係る通信費を折半して、政務活動費で負担をいただいているものでございます。

歳入については、以上でございます。

引き続き、歳出の説明をいたします。93ページ、94ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費の主なものを説明いたします。

節1報酬は、議員22名分の報酬でございます。

節2給料から節4共済費までは、議会事務局職員7名分の給料、職員手当等及び共済費並びに議員期末手当、議員共済費でございます。

節8旅費は、議員、職員の旅費及び出席費用弁償でございます。

節12委託料の主なものといたしましては、議場音響映像設備・登退席表示設備保守点検業務委託料、議事録作成支援システム保守業務委託料及びインターネット議会映像配信業務委託料でございます。

次の95、96ページをお願いいたします。

節17備品購入費は、昨年度更新いたしました各委員会室に設置しておりますマイク及びその関連設備の購入費でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、全国市議会議長会等への負担金及び政務活動費交付金でございます。

議会費につきましては、以上でございます。

田中秀信総務課長

款2総務費でございます。

中段でございます。項1総務管理費、目1一般管理費の主なものについて申し上げます。

節1報酬につきましては、会計年度任用職員報酬が主なものでございます。

その下、節2給料、節3職員手当等、次のページの節4共済費につきましては、特別職及び職員の給料等でございます。

節12委託料の主なものといたしましては、嘱託員の委託料や次のページ、99ページ、100ページの人事給与システムの改修等委託料などが主なものになります。

下のほうでございます。節24積立金は、退職手当基金への積立金でございます。

以上でございます。

古賀庸介財政課長

次に、103ページから106ページにかけてをお願いいたします。

103ページから106ページの目5財政管理費について申し上げます。

節8旅費から節24積立金につきましては、予算編成、予算書や財務書類の作成、市債の発行及び償還管理に要する経費などでございます。

以上でございます。

田中秀信総務課長

105ページ、107ページのうち、目7財産管理費の総務課分につきましては、庁舎管理に伴う光熱水費や次のページの管理委託料などが主なものでございます。

以上でございます。

古賀庸介財政課長

次に、105ページから108ページにかけての目7財産管理費のうち、財政課分の主なものといたしまして、107ページ、108ページの節11役務費のうち、建物共済保険料につきましては、庁舎をはじめとする建物、構築物などの保険料でございます。また、その下の自動車保険料につきましては、公用車の任意保険料でございます。

次に、115ページ、116ページをお願いいたします。

115、116ページの目12財政調整基金費の財政調整基金積立金につきましては、約3億800万円を積立てておりまして、令和6年度末の残高が約40億3,000万円となっております。

次に、減債基金積立金につきましては、約3億8,300万円を積立てておりまして、令和6年度末の残高が約35億9,000万円となっております。

次に、目13公共施設整備基金費につきましては、約3億1,100万円を積立ててあります、令和6年度末の残高は約33億7,000万円となっているところでございます。

以上でございます。

田中秀信総務課長

飛びまして、207ページ、208ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費でございます。目1の総務管理費の主なものについて申し上げます。

まず、節18負担金、補助及び交付金でございますけれども、主要施策の成果の90ページをお願いいたします。こちらが、鳥栖・三養基地区消防事務組合の鳥栖市の負担金になります。下のほうに出動件数のほうを記載しております。

続きまして、目2非常備消防費の主なものについては、同じく、主要施策の成果の91ページで御説明させていただきます。こちらの節1報酬の消防団員報酬は、団長、副団長以下、消防団員の報酬でございます。

節7の報償費の退職報償金につきましては、退団した消防団員10人の退職報償金でございます。

続きまして、主要施策の成果の次のページ、92ページをお願いいたします。目3の消防施設費でございます。

節17の備品購入費及び節18負担金、補助についての記載をしております。まず、備品購入につきましては、水害救助資機材、ボート等を、それから、負担金、補助及び交付金として、消火栓の新設等の負担金でございます。

すいません、決算書のほうに戻りまして、209、210ページのほうをお願いいたします。

目4の防災費でございます。主なものについて御説明申し上げます。

節10需用費といたしまして、給付区域において市職員の災害対応の防災服の購入費でございます。

続きまして、次の211、212ページをお願いいたします。

節18の負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、一般社団法人自治総合センターから受入れた助成金を田代外町町区防災会に補助したコミュニティー事業助成、自主防災組織の結成等を推進する自主防災組織補助金が主なものでございます。

以上でございます。

古賀庸介財政課長

次に、ページが飛びますが、255ページ。255ページの下段になりますが、それから、256ページにかけてをお願いいたします。

款の12公債費についてでございます。公債費は、市債の元金と利子に係る償還金等でございます。

次に、このページの下段から258ページにかける款13諸支出金、項1土地開発基金費、目1土地開発基金費、節27繰出金につきましては、基金用地貸付料の基金への繰出金でございます。

次に、款14予備費について申し上げます。予備費につきましては、緊急の事態に対応するため、3,632万4,000円を充用いたしたところでございます。主なものにつきましては、衆議院議員総選挙が実施されたことによるもの、鳥栖小学校校舎外壁剥落に伴う外壁調査委託料、全国駅伝競走大会出場に補助するものなどでございます。なお、残額が1,367万6,000円となったところでございます。

以上で、総務部関係の決算の主なものについての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

基金の在り方について質問しますが、資料は、令和6年度決算認定資料というのがちょっと分かりやすいんで、令和6年度決算認定資料の、まずこれ何ページか……、書いてない。

令和6年度末基金現在高というのが書いてあって、財政調整基金が40.3億円、それから減債基金が35.9億円、それから公共施設整備基金が33.7億円ですね。全体で合計が145.3億円というふうなことがあります。

質問の第一は、なぜこんなに必要だったのかという質問なんですが、これはいつもずっとやりよるんですが、ちなみに平成21年のとき基金の残が36.3億円で、財政調整基金が15.3億円で、だからその当時に比べてみると、基金の残は5倍まで行かんでも4倍弱と。財政調整基金がこれ最盛期は50億円、現在40億円、3倍から4倍ぐらいになっておるんですよね。一般会計の予算の総額がせいぜい——ちょっとこれ調べてないんですけど——平成21年から比べてみて2倍も3倍もなってるわけじゃなくて、1.数倍じやなかろうかと思うんですよ。にもかかわらず、基金がこれほど、4倍から5倍と、財政調整基金もそんくらい増えてるのはちょっとどうなんかなと。異常とまでは言い過ぎかもしれないんですけど、そんな感じがするんですよ。

それで特に聞きたいのが、財政調整基金と減債基金と公共施設整備基金ですが、これがこんなに必要なのかということと、今後の推移、五年、十年——十年はちょっと長過ぎるんですけども、今後の四年、五年ぐらい見通した感じとして、どれぐらいこの現在高は推移するのかということを聞きたいんです。

古賀庸介財政課長

尼寺委員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、財政調整基金の必要性というところで、財政調整基金につきましては、御存じのように各年度の財政的な調整、それから将来の財政需要に備えるという意味合いがございます。全体の予算を執行する中で、国と県の補助金や市債が入ってくるまでの間について、現金の部分が不足をいたしますので、基金から一般会計や産業団地などの特別会計に一時運用をして、一旦現金を借りてきていろんな支払いを行うということをさせていただいております。そのため、現在の基金残高ぐらいは維持していきたいというような考え方を持っておるところでございます。

減債基金の必要性につきましては、公債費の償還に備えるためということでございますが、特には、近年で、令和4年度の市庁舎整備事業につきまして、事業が約40億円ぐらいかかっておりますが、そのときに庁舎——建物のほうなんんですけど、40億円ぐらいかかっておりまして、そのときの市債が35億円ほど起債をしております。この市債の償還が後年度出てまいりまして、令和10年ぐらいから約2億円ぐらい、毎年、市庁舎の償還についてが出てくると、元利償還金が出てくるということでございまして、そういう意味では、毎年2億円程度は、それ以上は積み立てていきたいというふうに考えておるというところでございます。

それから、公共施設整備基金の必要性につきましては、公共施設等総合管理計画に基づいた、老朽化した施設の計画的な改修を行っております。特に大きいのが、小中学校、この間9月補正で継続費を計上させていただきましたが、小中学校の大規模改造事業ですね。これが4年間で、今22億円とか23億円に近くなっています。この一般財源について、相当出ておりまして、そういうところを考えますと、大体3億円とかそういった積立てが、今後十年程度必要であるかなということで、今ぐらいの現在高が必要であるというふうに考えているところでございます。

それから、都市開発基金につきましては、将来の鳥栖駅周辺整備のため、財政状況を勘案しながら毎年1億円程度は積立てを検討しているというところで、まだ事業費が——今、基本の考え方というのをまとめているというところで確定してるのでございませんが、大きな財政需要が生じるということで考えておりますので、こういった備えが必要であるかなというふうに考えております。

それから、財政調整基金から都市開発基金の今後5年ぐらいの考え方ということでございますが、減債基金については、先ほど申しましたように公債費の備えているところで、市債償還が令和10年ぐらいから2億円出てくるというところで、2億円ずつ積立てていくような形を考えております。公共施設整備基金については、積立てながら、そして改修が今、多うございますので取崩しながらっていうところで、ここも、はっきりとした数字で申し上げることはできないんですが、財政状況を勘案しながら積立てをやっていきたいというふうに考えております。都市開発基金につきましても、今、委託で調査等やっておりますが、工事費等出てまいりますので、ここ5年ぐらいで一定の積立てが必要かなというふうに考えております。最後になりましたが、財政調整基金につきましては、国のいろんな制度の動き等ございますので、そういう状況を見ながら、これも積立てながら取崩しながらということになってまいるかなというふうに思っております。国ほうでも給食の関係とか議論をされておりますので、そういう状況ありますので、一定程度備えていくことが必要かなというふうに考えております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

さっきの資料に令和6年度実施決算比較表というのがあって、その中で、財政調整基金現在高と標準財政規模の比が、鳥栖市が23.3、佐賀市が13.3、唐津が5.3、伊万里が21.9と、こういった数字が出てるんですが、大体15から20ぐらいが適正規模だと、執行部も以前答えていましたけれども、これは平成21年のときに11.4%ぐらいでしかなかったわけなんですよ。それがだんだん大きくなって、一番ピークの令和4年のときは30.2%というふうなことで、私

はちょっとね、さっき年度始めに資金がショートをするからと、そういったことを言われましたけれども、実質的に例年の多くは大体、年度の初めに、三億円、四億円、五億円くらい取崩して、そして9月の補正でそれ以上のものを積み立てるという、そういったパターンをやるし、やはり私としては、そこに二十数%もためる必要はなくて、15から20%ぐらいでいいんじやなかろうかと。そうすると、仮に20%とすると、現在40億円ぐらいのところは35億円ぐらいで済むし、もっと、15%とするならば二十数億円でいいと。そうなってくると、かなり財政的に余裕ができる、例えば、給食費の無償化、国がそう早くないうちに無償化しようしてますけれども、あれが三億円、四億円ぐらいと言われております。そういったことも早期にできるんじやなかろうかと。ほかにもいろんな市民の要望とかいっぱいありますよ。そういったことができるんじやなかろうかなと。だからもっと、そういった意味では、かつてのように、十数%に戻してもいいんじやなかろうかと思っております。

それで、もう一点質問なんですけれども、公共施設整備基金ですけれども、今ほら、市民公園ですか、市民公園の整備計画ということで、特にその中の目玉で一番お金がかかるであろうのがスポーツ施設と。スポーツ施設の中身についてはなかなか、特に温水プールとかいうことに対して、自分の任期中は建てないということなんですけれども、将来的には建てるんじやなかろうと思いますけれども、そのときの財政負担っていうか、その辺、お金のことなんかほとんど言われてなかったんですけども、仮に1年半後、市長改選になりますけど、その時点できやると、進めるといったときには、そのときには温水プールはかつては18億円と言われとったから、今もうね、二十、三十億円近くなるんじやなかろうかと思うんですけど、公共施設整備基金、そういったものを、それを踏まえた形でやっていくっちゅうようなところは、どんなふうなことなの。もっとそれが増えるとかいうふうなところについては、どんなふうに考えるのか。

古賀庸介財政課長

尼寺委員の御質問にお答えをします。

公共施設整備基金の市民公園の改修に使うと、備えということなんですけれども、まず、今、市民公園の整備のほうは、基本設計、実施設計の段階でございまして、詳細についてはそういったものが出てきてからかなというふうには思っております。

ただ、あそこは都市公園でございますので、財源的には一番には社会資本整備総合交付金の活用を考えていくということで、あとは、その補助金の補助裏の起債、そういったものを考えていくつております。それでも一般財源が出るということで——プールとか、今、計画ではございませんので——一般論で言いますと、そういった一般財源の備えをいたしまして、公共施設整備基金のことは、一部として備えておくという考え方はあるかと思います。

以上でございます。

尼寺省悟委員

今後の五年、十年は長過ぎるんですけども、四年、五年見通した地点で、公共施設整備基金といったものについては、今のこのレベルちゅうんか、こういった水準でやっていくと。あるいはほかの基金についても、現状そういった形で推移していくというふうな考え方でよろしいですね、さっき言われたやつなんんですけどね。

小柳秀和総務部長

基金全般的なお問合せということでお答えさせていただきますが、先ほど財政課長も申し上げましたが、どういう事業をするかという部分も、今後いろいろ検討する中で、その中で、どの基金を使いながら、どの基金をためながらという形で、基金の在り方という部分で使っていく形になってくると思います。

例えば、公共施設整備基金につきましても、この7ページの資料で申し上げますと、任意の積立金は3億円プラス利子。でも実際取崩しは4億8,000万円という形で、取崩しが多くなることもあるだろうし、積立てが多くなることもあるだろうというふうに想定されますので、今後の事業の在り方、そういうものの計画を見ながら、健全な財政運営に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。大きく2点聞きたいんですけど、1個ずついきます。

まず、96ページにかかるのかどうかは分かんないんですけど、要は、もう僕、去年もずっと人を育てるってことが大事じゃないですか。市長の重点項目っていうのも下りてきた中で、もともとある業務にまた、そこに重点、優先順位がっていう部分で、そこに充てる人がいるっていうことをずっと昨年も言い続けさせてもらつとったんですけど、その環境をつくっていくっていうのが必要なのかなと。

先ほど午前中に、政策部の説明の議案外のところで、中長期計画の見直しとか変更っていう部分があって、その中に、さっき見たら人事管理制度の充実っていうのも今回入れられたんですよね。そういう部分、まずは、昨年、新しく人を登用した人がどれくらいいるのか。

また、あと各部署から何人欲しいですっていう要望があると思うんですけど、それに対して人をあてた、人を入れたのが、どれくらいの割合入れてあったのかっていうのを教えていただきたいと思っております。

長野稚佐総務課長補佐兼職員係長

ただいまの池田議員の御質問にお答えいたします。令和……

田中秀信総務課長

すいません、どうも失礼します。

まず、令和6年4月1日の採用者数について申し上げます。合計で25名採用いたしております。

もう一つの、各課からの要望ですね。日頃から各課からの事業の展開とか国の制度の拡充とかで要望が上がっておりますけれども、そういった等を鑑みながら採用数も募集を行っておりまして、その枠内で調整させていただいているような状況でございます。

以上でございます。

池田利幸委員

中途採用はなしというですか、4月の新規だけが25人なんですか。中途はいないんですか。

田中秀信総務課長

中途採用も込みで25名となっております。

池田利幸委員

退職者数は。

田中秀信総務課長

令和5年度の退職者数でよろしいですか。全部で16名で、定年が2名と自己都合14名の合計16名となっております。

以上でございます。

池田利幸委員

差引きしたら、令和5年に辞めた人が16人で、令和7年に新たに入れた人が30名。若干増えているようには感じて。

ずっと採用を必死にやってもらっているのは、もちろん分かってるんですけど、それで業務が回せる体制であるのかどうなのか。結構、現場サイドの話で、悲鳴を上げてるところもまだあるのかなっていう気もしてるんですけど。その部分は見ながら、しっかり入れていってほしいなっていう要望です。

すいません、さっき言ったんですけど、中長期計画の中に入事管理制度の充実っていうのを掲げられたのが、政策部で掲げたのか、総務部で掲げたのか、ちょっと分かんないんですけども、それにしても、鳥栖市として人事管理制度の充実っていうのを掲げられているんですよね、新たに。後でその中長期計画、見てもらえばいいと思うんですけど、てことは何かしらの問題意識があって、人事管理制度の充実っていうのは挙げられてると思うんです

けど、基本的には総務の管轄なんだろうと思いますが、どういうふうにされるおつもりなのかなと。

この決算を受けて、新たに今年度、令和7年度からやっていくっていう部分になるんでしょうし、僕も人を管理するっていう部分をしっかりとやることが効率化と市民サービスにつながると思うんですけど、どうされるような御予定、新たな取組予定とかがあるのかどうなのか、教えてもらっていいですか。

田中秀信総務課長

今、現時点で新たな取組というのはちょっとと思っておりませんけれども、人事管理制度の中では、やはり家庭と仕事の両立という側面と、業務効率化の側面という視点で取り組んでいく必要があるかと思いますので、まず働き方、働きやすい職場ということで、いろんな働き方のスタイル、勤務時間等も今年度、早出、遅出勤務等も導入しておりますので、そういういろいろな働き方を検討しながら、働きやすい職場を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

池田利幸委員

取りあえず、業務をこなすイコールやってもらうのは職員さんっていうことになるんで、職員さんが動ける体制をつくるっていうのが、一番必要だと思うんで、よろしくお願ひします。

そのままでいい、212ページ及び主要事項説明書92ページですかね。これ、先ほど、款9消防費のところの節18負担金、補助及び交付金のところで、コミュニティ事業補助金。これが、防災関係と、さっき御説明の中で自主防災組織に対して充ててるっていうふうに伺ったんですけど、令和6年時点で自主防災組織の組織率が、まず、どこまで上がったのか教えてもらってもいいですか。

前田良介総務課防災係長

池田委員の御質問にお答えいたします。

自主防災組織の組織率でございますが、令和6年度末時点で、62町区の自主防災組織が結成されておりまして、全体の75町区からしますと、約83%の結成率というふうになっております。

以上でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

83%、徐々に上がってきてもらってるなっていうのは、思っております。まず、そこからスタートなんだろうなっていうのを思ってますけど、いろんな方にお話を聞く中で、要は83%、

今、自主防災組織は設置されてるんですけど、市民さんとかその町区の皆さんには自分のところに自主防災組織があるっていう認識がまずなくて、あと、そういう体系、自主防災組織をして、要は自主防災組織をつくったのであれば、共助として、助け合う仕組みっていうのが必要ですけど、それがない、知らないっていう方がほとんどなんんですけど、今、現状、組織はつくったけどっていう、あと中身っていう部分に対しては、市から各町区に対してどのように、その辺にもちろんお金使って、やってもらうっていうのが、形だけあっても、中身が伴わないと、体を成さないっていうか、そこの部分が今どういうふうに取り組まれているのか、教えてもらっていいですか。

前田良介総務課防災係長

池田委員の御質問にお答えいたします。

自主防災組織を結成している状況につきましては、62町区というふうに申し上げましたけれども、実際に活動が伴っていないとか、そういった自主防災組織も実際ございまして、そういった相談も数件受けたりをしております。そういった中で、訓練をやりましょうというような形で御案内したりとか、訓練をする中で、私たち職員も赴いて、出前講座のような形でお話をさせていただいたりというような形をとっていることがございます。

あと、自主防災組織ではなく、町区とか、高齢者の団体さんのほうで出前講座を依頼されたりする場合については、共助の部分で、活動が大切というような形でお話をさせていただく中で、自主防災組織というような取組ありますのでという御案内をさせていただいているところでございます。

あと、それから市報であったりとか、出席に合わせたチラシを作成して回覧をしておりますけれども、その中でも共助の重要性について広報をさせていただいて、その中でも自主防災組織の御案内をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

取り組んでいただいているのは、ありがたいことだと思ってます。

ただ、結構な、僕もいろんなところでお話を聞く中で、自分の周りの町区だけじゃないところでも話を聞くんですけど、自主防災組織があって、町の文化祭とかで、取りあえず消火器使いましたとか、それくらいしかやってないとか、あと、災害のときに、水害であるのか地震であるのかって、避難誘導、経路とかがやっぱり知らないし、多分ないって言われてるところとかあるんで、根本的なところがやっぱりどこも必要なのかなと。そういうところへのアプローチはやっていただきたいなっていうことと、すいません、これ総務防災に言つてい

いのか、市民環境に言うべきなのか、市民協働に言うべきなのかちょっと分かんないんですけど、各まちセンとかで、災害時のマニュアルがないっていうふうに聞いたんですよね。なので、雨とか降ったりして避難されているときに、そこにいる職員さん、センターの職員さんたちがやっぱり戸惑った。弥生が丘だったり、下野町だったりとか、場所によって、環境が変わるもので、一元化した鳥栖市のやつだけではいかんのだろうと思うんですけど、災害時にまず采配する職員さんたちのマニュアル、そこにいる社協の人たちと職員さんたちのマニュアルっていうのがきれいに整備されてないっていうお話を、それが欲しいっていうお声を聞いたんですけども、今、現状どうなんですか。

前田良介総務課防災係長

池田委員の御質問にお答えいたします。

本年度、市の職員で災害時に避難所の対応をする職員に対しましては、マニュアルというか、簡単な開設の要領について作成して、説明会を実施しております。それに合わせて、まちづくり推進センターの職員も避難所としての対応をしていただくことになりますので、今後、要領を基に説明をさせていただこうということで、今、検討している状況でございます。

まちづくり推進センターは地域によっても状況が違ったりとかいうこともございますし、あと今年度も、防災の備品等についても拡充していくような形をとっておりますので、その取扱い等も含めて、今後お知らせをさせていただくような形で検討しているところでございます。

以上です。

池田利幸委員

よろしくお願ひします。

あと、単純に僕の素人考えなんですけど、各場所場所によって状況は違うんで、各まちづくり推進センターの中にはまちづくり推進協議会があって、その中に安全部会もあれば教育部会もあるっていう、安全部会がどこにでも多分、あるはずなんですね。なので、そういうところでも皆さんで考えていただく。たたき台はもちろん準備せんと話合いができるでしょうけど、たたき台案を提出とかで、各地域地域の皆さんが一番意味合いや重要性とか危険度は分かってあるやろうけんが、その部分では図ってもらって、各まちセンごとのやつをそこでつくっていただきくなりとかも考えていただければなと思いますんで、どうぞよろしくお願ひします。

以上です。

松隈清之委員

今の自主防災組織についてお尋ねしますけれども、どこまで自主防災組織の役割として求

めておられるのかっていうのを、ちょっと確認させてもらっていいですか。

補足しますね、要は避難困難者とかっていう方を、何かのときに、その町の共助としてどうにかしようということだけを言ってるのか、もっとその防災に関して、ここまでやってください、あそこまでやってくださいみたいな、地域で、だから、どこまで求めてるのかっていうのを確認したいんですけど、それによって多分変わってくるのかなと思うんで。

小柳秀和総務部長

自主防災組織、一応それぞれ、規約のようなものをつくっていただいておりまして、その中で、自分たちでの防災訓練とかいうのを行っていただきながら、自助とは何か、共助とは何かという部分を考えていただく組織の一つでもあるというふうに思っております。

避難が困難な方に対しては、福祉のほうで避難行動要支援者というのをつくっておりまして、そちらのほうでいろんな支援をしていただける方たちとタイムスケジュール、タイムラインみたいなやつをつくって、全部はまだできてないということなんですけれども、現在進行形で、そういう方たちのための避難行動要支援者をどうつくっていくかという部分は、福祉のほうで協議をしております。

以上でございます。

松隈清之委員

今、避難困難者の対応とか福祉のほうでっていうことなんんですけど、これ、正確かどうか分かんない、ちょっと聞いた話なんですけど、要はそういう情報を知られたくないと、だから区長さんが知らないと。だから、避難困難者なのかどうか分からないっていうので、何かあったときに、区長として、自主防災組織として、いや何で避難させなかつたんですかとかって責められることとかないよね、みたいな。

だから、個人情報の取扱いとしてどこまで、だから、防災とか共助の観点で、地域として共助の観点で共有できるのか。本人の同意があればいいらしいんですけど、本人が望んでない場合、じゃあ、そのときはもう行政のほうとかで対応してもらえるんですよねって。

何かあったときとかに、例えば、地震とか市内、同時に起きるわけじゃないですか。それって、福祉の人で対応できるのかなみたいなところも言われてたんですけど、その場合の共助っていうのは、どこまで求められるのかなみたいな。

小柳秀和総務部長

その部分は防災部局と福祉の部局と協議が必要な部分で、継続して行っているところではあるんですが、避難行動要支援者名簿というやつをつくっておりまして、それを、必要に応じて地域とか支援をする人に配布する形で考えているところです。

地震——先ほど松隈委員からも言われました、地震がいつ起こるか分からなくて、対応す

るのがなかなか難しいというのは言われるとおりで、雨とか台風であればある程度事前に予想ができるところがあるって、避難が必要な方は避難する、自宅で避難が可能な方は自宅でということができるんですけど、地震についてはどの程度の地震が来るのかという部分でも変わってきますし、医療的ケアが必要な方が、本当に地震が起きたときすぐに避難できるのかとかいう部分も含めて、福祉のほうと事業者等でいろいろ協議をしていただきながら、この方に対して、どういう避難をするのか、どういうものを持っていくのかっていう部分は、事業者と福祉のほうで協議をしてもらってる段階でございます。

以上でございます。

松隈清之委員

うん、協議してもらってるんだろうけど、じゃあ実際それが起きたときに、その人たちは対応できますかっていうことなんですね。結局、身近な人が、近くの人がそれをしなきゃいけないっていうときに、全くそういう情報共有されてなかつたら機能しないんだけども、それはもう、何ですかね、自己責任でいいのかなみたいなっていうところは結構心配されるわけですよ。何か見捨てたじゃないけど、何で周りの人はとかって言われても、そういう情報とか共有しなかつたら、あの人に助けなきやいけないとかっていう、気をしてくれる人がいなければできないっていうことがあるじゃないですか。だから、そこら辺を、今すぐどうこうではないんだけど、そこは課題なんじゃないかなと思いますんで、ちょっと検討をお願いしたいと思います。

それと——これもう結構ですが、去年の決算のときに僕申し上げたと思うんですけど、基金の、もっと運用でって、今年度、結構ちょっと運用方法、若干ポジティブにされてるのかなと思っていますが、今後、恐らく金利は上がっていく方向になってくると思うんですよ、金利上げていかなきやいけないので。

そうなってくると、先ほど財政調整基金が多過ぎるという声もありましたが、一時借り入れなんかの金利負担っていうのが今後出てくるんで、ある程度の基金残高を持つべきだと、僕は個人的には思ってますし、今が少ないとも思ってないんですけども、とはいえですよ、今回、この中で公共施設整備基金なんかっていうのは、長期に、将来的な部分なんで、割とこの部分は運用されてるのかなっていうことで、これは、令和6年度鳥栖市歳入歳出決算及び各基金の運用状況審査意見書なんですけど、これ見ると、公共施設整備基金の運用利子っていうのは、35億円の令和5年度末の残高に対して、1,000万円ぐらいありますね。もちろん財政調整基金っていうのは、ある程度柔軟に運用しなきやいけないんで、5年とか10年とかの債券運用っていうのは、全部が全部は難しいとは思うんですけども、リスクがある運用の仕方をしろとは言わないですけれども、もうちょっと、基金の運用をもう少し攻めてもい

いのかなと思ったりはいたしますけど、御見解いかがでしょうか。

古賀庸介財政課長

松隈委員の御質問にお答えをします。

今、言われたように公共施設整備基金のうち、令和6年度は、年度の後半ぐらいから20億円運用してまして、大体、これが、利息が1年間で2,000万円ぐらいになっております。令和7年度については、全体の、この公共施設だけじゃなくてほかの基金の運用も含めて、大体、3,600万円ぐらいの利子になるかなというふうに思ってます。

今、御指摘いただきましたように、今後一時借入れへの利子、それから市債の償還の利子、そういったところが、利率が現に今、上がってきているというところで、そういったものへの対応ということも含めて、基金については、報道にもありますように、決して安全なよう運用はしていかないといけないとは思っておりますので、そこを踏まえながら、もうちょっと運用ができるような基金についてはやっていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

松隈清之委員

もちろん、運用期間とかにもよりますけど、今後、金利上がっていく可能性あるんで、あんまり長期のやつを早い段階でやると逆にマイナスのこともあるんで、そんなに長期運用可能、利息が上がっていかとか、金利が上がっていくっていう中ではあんまり長期運用する必要はないんですけど、債券でもちょっと前のやつと既にもう金利10倍ぐらい違いますもんね。

だから、うまいこと運用するだけでも全然変わってくると思いますんで、うまいこと運用していただくようにお願いしとります。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

池田利幸委員

ごめんなさい、僕、先ほどの質疑の中での訂正させてください。

人事管理制度の充実っていう部分のところで、私、公共施設中期保全計画の中で改定になってますって、さっきしゃべってしまったんですけど、実際は、第7次鳥栖市総合計画、重点戦略の見直し、こここの部分で、総務課として人事管理制度の充実っていうのが新たに加わってるんですよね。

なので、逆に言えば、こっちで上げて考えた線は今からしっかり考えていただきたいと思います。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

森山林委員

消防費についての、207から212ページの中でちょっとお尋ねしますけれども、まず、消防費の中での各々、総務管理費か、それから非常備消防費、それから消防施設等、それと防災費の中での負担金、補助及び交付金ところ。この予算計上ですか、負担金は大体ほぼ前年度のこれを参考にするとかいうされ方があると思います。これは大体ほぼ決まつた形でされておるとですか、この予算の立て方は。

田中秀信総務課長

負担金の決め方なんですけれども、負担金によって、種類によって異なるんですけれども、県の負担金とかでいえば例えば人口割とか均等割とかでやって来る部分もありますし……。
すいません、失礼いたしました。

県のほうから請求された金額等を大体計上しているような形になります。

以上でございます。

森山林委員

総務管理費の中での鳥栖・三養基地区の負担金も大体ほぼ予算どおりに行っておりますね、全て。それから次の公務災害補償基金負担金とか、大きめを言いますけれども、大体ほぼ予算で行っておりますけれども、消防施設費、この中の消火栓等負担金が大体予算が1,280万円ぐらい計上されておるばってん、これが全く半分っちゅうか、700万円、こうなつとんです、負担金。

それから、防災費、これもしかり。県防災行政無線連絡負担金、大体半分ぐらいもう少なく。負担金、払ったもんやけんいいと思いますけれども、立て方が全くこれ、574万5,000円予算計上されておりますけれども、286万円ちゅうことで、負担金が半分で、少なかけんでいいほうだと思いますけれども、これだけの立て方のところがどうかなという……。少なかつた理由ですよ。少なかけん全く……。

前田良介総務課防災係長

森山委員の御質問にお答えいたします。

先ほど森山委員がおっしゃられてありました消火栓の増設に係る負担金の分につきましては、水道の工事に合わせて消火栓を設置するような形で、毎年設置箇所を検討しながら上げているところではございますけれども、令和6年度につきましては、道路の改良の事業と合わせて水管が整備されるという中で、道路工事の工期が延長したことによって、繰越しが発生した部分がございましたので、その分が令和7年度に繰越しているというところがございますので、全体として下がってるところが一つございます。

それともう一つが、県の防災行政無線につきましては、これも県のほうで、県内全体の分

での衛星通信の改修を令和6年度中にしていたんですけども、その分の工事の内容が変更になりますて、その分につきましても、令和7年度にまたがってするような形がとられて、工期が少し変更になった部分がございまして、工事内容が変わったことによって減額がされているところでございます。

以上でございます。

森山林委員

ちょっと、少ないほうやけんいいですけど、予算を立てるときの大体負担金つったら、ほぼ前年ですかね、そんな形を参考にされてると思うし、大体ほぼ決まった、補助金としてもしかり。どちらも半分ぐらいしか負担金払ってないので、お尋ねしました。はい、ありがとうございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

報告（総務課）

防災井戸整備事業について

中村直人委員長

次に、議案外の報告がありますので、これをお受けしたいと思います。報告をお願いします。

田中秀信総務課長

議案外でございます。資料等ございませんが口頭で申し上げさせていただきます。当初予算で承認いただきました、防災井戸整備事業について経過報告をさせていただきます。

10月から掘削工事を始めることとなりました。まずは10月2日に麓小学校、それから10月6日に弥生が丘小学校で掘削工事が始まります。なお、10月6日の午後、弥生が丘小学校において、マスコミから取材を受けることといたしております。

弥生が丘小学校の防災井戸の位置につきましては、敷地の北西側、北側ですね、屋内運動場プールとかがあるところの北側付近を予定しております。

市内の小学校8校において防災井戸整備事業を行い、今年度末までに整備事業の終了を予

定しております。

なお、自治体といたしましては県内初となる防災井戸整備事業ということになります。

以上で報告を終わらせていただきます。

中村直人委員長

防災井戸の関係で今、報告がありましたが、何かこの点、確認したいことがあつたらお願ひしたい。

池田利幸委員

弥生が丘のところ、どの場所って今御説明いただいたんですけど、基本的にどこに掘る、考え方として、各学校敷地のどういうところに井戸を掘るっていう定義、定義というか部分でされていくのか。やっぱり場所が重要じゃないかなとは思うんですけど、その考え方ってどういう考え方によって決められるんですか。

田中秀信総務課長

敷地内の場所の選定につきましては、災害時には多くの方がおられますので、待機スペース等と、あと車で来られる方、近くまで車で来られる方を想定、そういった動線を想定したところでの位置づけで、学校と施設管理者と協議して場所を調整したところでございます。

松隈清之委員

予算のときは1か所1,000万円と、ざっくりした予算計上でしたけど、結局、入札されたんだろうなと思うんだけど、場所によって金額って違うんですか。それとももう、出来上がりの、これ実は議会報告会でもあったんだけど、1か所1,000万円は高いだろうという声がありました——浅井戸でしたよね、そもそもね。浅井戸で、どういう井戸ができるのか。井戸があって、例えば屋根があって、何か周りにいろいろついてるとかであれば、1,000万円ぐらいかかるのかなって分かるんだけど、ちょっと出来上がりの井戸のイメージがあんまり湧かないんで、1か所1,000万円、どういう感じの井戸なのかなっていうのを教えていただければ。

村上敏章総務課防災対策監

松隈議員の御質問にお答えします。

これにつきましては、生活用水を取るのが主たる狙いで、見積り等をやっておりました。

まず、上物のポンプでありますけれども、電気のポンプであればたくさん出回ってますけれども、手動のポンプとなりますとあまり出回ってないのか価格はちょっと高くなっています。

また、一般的な浅井戸といいますと10メートル以内なんですけれども、今回、計画しているのは、当初の見積りでは50メートルを掘るつもりで予算等組んでおりました。その場合には、地下の機材につきましても特注品がつくことによりまして、上物のポンプだけでも少し

高くなっています。

また、掘削の直径ですけれども、家庭用の井戸だと小さくて済むんですけれども、災害時に使うために、他自治体、特に熊本なんですけれども、熊本の工事を参考にしまして見積りをやったところ、直径が少し家庭用よりは大きくなるため、金額が少し上がっておりまして、大体、それぐらいの価格となっております。

以上です。

松隈清之委員

50メートル掘る井戸っていうことですね。50メートル掘る井戸で、でも、それは飲用ではなくて、生活用水。それは浅井戸っていうことですか。

村上敏章総務課防災対策監

他自治体からいろいろと助言を受けまして、10メートル以内の浅井戸であれば、どうしても雑菌が入りますので、飲むのは完全に不可能ですが、50メートル近くの水であれば雑菌がないので、生活用水と言いながらも、間違って飲んでも雑菌はないので体調不良を起こすことはないということで、50メートルで当初見積りを出しました。

松隈清之委員

それでも、それは浅井戸っていう理解でいいんですか。

当初の見積りを取られたっていう、50メートルで。別に飲用をできますっていうことを言う必要はないんだけども、間違って飲んだときも大丈夫、それはそれで構わないと思うんですけど、飲用目的ではないんで浅井戸でやりますという説明を当初受けてたので、50メートルってのは浅井戸っていう理解でいいのかなと思って。

小柳秀和総務部長

基本的に井戸を掘るのを、考え方としては水が出るところまで掘りたいなというふうに思っておりまして、最大で50メートルかなというふうに思っておりました。

あと、災害時に電気が使えないで、手動式のポンプを使うことになるので、基本的には浅井戸と言われる10メートルぐらいのところなんですけれども、中に器具を入れることによって、30メートル、40メートル、50メートルぐらいまで手で上げれるようなものが、中に入れることによって、水を出しやすくなるというのも入れますので、そういう形で、浅井戸かと言われるとちょっと難しいところありますが、手動でできる井戸を掘るというところで考えております。

松隈清之委員

深いので、普通の手動では難しいから、中に倍力みたいなのを入れて、言ったら余計こがんと出てこんということだと思うんですよね。だって、余計力が要るやつをやろうと思えば

数でこなすしかないんで。

使う機会がないのが一番いいと思うんですけど、結構、それが災害時にも機能するっていうことであればそれでいいと思うんだけど、飲用とは言わないけど、間違って飲んでも害がないですよっていうのは、僕はもともとそうすべきだと思ってたんで、ただ、その飲料用について建前にすると、水質検査とかずっとしていかないかんっていう意味では、あえて飲用にしないで、間違って飲んでも恐らく問題ないだろうっていう程度でもいいと思うんです。

ただ、最初のイメージでは浅井戸で普通の家庭用の井戸のイメージだったんで、1,000万円は高いかなと思ってたけど、ちょっといい井戸がつくってすることですね。高い井戸がつくってことですよね。

小柳秀和総務部長

ちょっと、お手元にお配りすることはあれなんですが、よその防災井戸の事例という形で、ここにちょっと小さいですが写真がございまして、腐食しにくいようなステンレスのやつを使ったりとか、今回、学校に設置することによって、防災教育で使ってもらうとかという形で、実際井戸が使えるのかどうかというのも、学校のほうでできるような形で、なるべく災害時に使えるような形で造っていきたいというふうに思っております。

地中のことですので、例えば地震とかで水脈が変わったりとか、そういう、断層ができるとかっていうこともあると思いますので、その際するかというのも今後考えてはいきますけれども、考え方的には、熊本地震で熊本市周辺で造られてた防災井戸を参考に、今回、当初予算で提案させていただきまして可決いただきましたので、事務の手續が整いましたので10月から井戸を掘っていくことの御報告でございます。

以上でございます。

永江ゆき委員

一ついいですか。

先ほど言われたように、地震とかで水脈がずれたりすることもあるかと思うので、防災井戸を増やしてほしいなっていう思いが一つあります、それと公園。公園とかで井戸が欲しいなって言われる方が結構多くて、さっと手が洗えるような感じで、そういうところにここまでね、一つに1,000万円もかけなくてもいいので、防災井戸を少しづつ広げていっていただければと思ってます。よろしく。

中村直人委員長

ちょっと管轄が違うね。

議案外の報告を以上で終わります。

あの課と交代をしますので、暫時休憩いたします。

午後 2 時29分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後 2 時39分再開

中村直人委員長

再開いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

総務部（契約検査課・庁舎建設課）、出納室、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について

中村直人委員長

次に、契約検査課、庁舎建設課、出納室、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局関係議案の審査を行います。議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

三橋和之選挙管理委員会事務局長

それでは、議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について、総務部関係のうち契約検査課、庁舎建設課、選挙管理委員会事務局、出納室、監査委員事務局の主なものについて、御説明をいたします。

まず、歳入の主なものについて御説明をいたします。

決算書の71、72ページをお願いいたします。

中ほどより少し上になりますが、款17県支出金、項3委託金、目1総務費県委託金、節5選挙費委託金につきましては、令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙の県委託金でございます。

以上でございます。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

次に89ページ、90ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目1総務債、節1総務管理債、2つ目の新庁舎整備事業につきましては、市庁舎敷地の外構工事費に係る市債でございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

牛嶋英彦会計管理者兼出納室長

続きまして、歳出について御説明いたします。

まず、出納室関係でございます。

決算書の105、106ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目6会計管理費のうち、主なものについて御説明をいたします。節11役務費のうち備考欄上から3つ目の公金振替手数料等につきましては、金融機関への手数料で業者への振り込みなど、本市の公金送金業務に係る手数料及び市民税、軽自動車税、国保税などの口座引き落としや窓口収納に要する手数料でございます。

その下、指定金融機関公金取扱手数料につきましては、指定金融機関であります佐賀銀行の公金取扱事務に係る手数料でございます。

以上、出納室関係の説明を終わります。

加藤正彦契約検査課長

続きまして、契約検査課分の主なものについて御説明させていただきます。

決算書107、108ページの下段をお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目8契約検査費につきましては、契約管理システム及び電子入札システムのシステム使用料などでございます。

契約検査課につきましては、以上でございます。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

次に、115ページ、116ページをお願いいたします。

主要施策の成果の説明書につきましては、25ページになります。

目14新庁舎整備費の主なものについて申し上げます。

節12委託料につきましては、雨水排水路に係る開発行為変更許可申請等の業務委託料でございます。節14工事請負費につきましては、駐車場や多目的広場等の外構工事、また、庁舎植栽部落下防止柵取付工事等の工事費でございます。外構工事につきましては、継続費を設定しております、令和7年度へ1億9,316万円を繰越してしております。

以上でございます。

三橋和之選挙管理委員会事務局長

少し飛びます。121ページ、122ページをお願いいたします。

中ほどより少し下の、款2総務費、項4選挙費、目1選挙管理委員会費につきましては、

選挙管理委員会委員の報酬、事務局職員の人物費、選挙管理委員会に対する費用弁償や投開票管理システムのリース料などでございます。

次に、123、124ページをお願いいたします。中ほどより少し下になります。目3衆議院議員総選挙費（同ページで「衆議院議員選挙費」に訂正）につきましては、令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙に要した諸経費でございます。

以上でございます。

天野昭子監査委員事務局長

続きまして、決算書125、126ページの一番下から、127、128ページをお願いいたします。

項6監査委員費、目1監査委員費のうち主なものにつきまして、説明をいたします。

節1報酬につきましては、監査委員2名分の報酬でございます。節2給料から節4共済費までにつきましては、職員3名分の人物費でございます。節8旅費につきましては、職員の一般旅費及び監査委員の費用弁償で、西日本、九州の各監査委員会の定期総会や研修会への出席に要した経費でございます。節12委託料につきましては、工事監査を特定非営利活動法人西日本建設技術ネットに委託し、建築では基里中学校屋内運動場大規模改造工事、土木では大野川河川改修工事関連架設工事をそれぞれ監査しております。

以上で、契約検査課、庁舎建設課、選挙管理委員会事務局、出納室、監査委員事務局関係の決算の主なものについて、説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいいたします。

三橋和之選挙管理委員会事務局長

先ほど、123、124ページの目3衆議院議員選挙費を総選挙費と言ってしまいました。お詫びして訂正させていただきます。よろしくお願いいいたします。

中村直人委員長

以上で、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

128ページの款2総務費、目1監査、監査委員費の節12委託料、すいません、これちょっと私の知識不足ちゅうか勉強不足で大変申し訳なくて、教えてほしいんですけど、今御説明いただいたときに工事監査委託料2件分を建築と土木2件分をされたっていうふうにお伺いしましたんですけど、この監査の部分で工事監査委託をする基準、要は2件されたと。

ほかにもいっぱい多分あると思うんですけど、その工事監査を委託してやる基準っていうのはどこにあるのかなって。どこから以上の金額はしますなのか、その辺の監査委託、工事の監査委託をする基準がどこにあるのかを教えていただきたいなと思いまして。

天野昭子監査委員事務局長

工事監査につきましては、毎年、建築工事と土木工事をそれぞれ1件実施しております。

金額の基準につきましては特に定めてはおりませんが、1,000万円以上の工事について、その中から監査委員が選んだ工事について監査をしているところです。

池田利幸委員

ということは、件数が何件あろうと、取りあえず抜き打ち監査を1件ずつやるっていうことですか。

天野昭子監査委員事務局長

定期監査とかにつきましては、終わった分の工事を監査しているんですけども、この分については当該年度にまだ工事中の工事につきまして監査を実施しております、議員が言われるように建築で1件、土木で1件を監査委員が選びまして監査をしているところです。

池田利幸委員

選んで抜き打ち監査を1件ずつされてる、これは途中のやつをやられてる。基本的に全て終わった完了の部分はもう契約のほうで全部してるんで、監査としてはやってませんよってことなんですか。監査のほうでも終わったやつはやってるんですか。

天野昭子監査委員事務局長

通常の定期監査で実施しております。工事監査とは別に、各課分の定期監査を行っているんですけども、その分で終わった工事についても見させていただいているところです。

池田利幸委員

それは、各課でやった定期監査の報告書を書面で確認してるってことですか。

現場を見に行ってるわけじゃないけん、ここには費用として上がってきてるわけではないっていうことでいいんですか。

天野昭子監査委員事務局長

書類監査をさせていただいているところです。委託しております工事監査につきましては、監査委員事務局の職員で行うだけではなく、専門家の技術士に委託をして、専門的に書類審査から現場まで見させていただいて実施しております。

以上になります。

松隈清之委員

工事をやってるときの監査っていうのは基本的にやってなくて、土木と建築で1件ずつだけ工事中の監査を委託してやってるという理解でいいですか。

天野昭子監査委員事務局長

通常行う定期監査は、その課の実施している事務事業等を全般的にしておりますが、工事

に特化して実施をして、専門家に一部事務補助を委託したところで実施しているのが工事監査という形になります。

松隈清之委員

だから、定期監査以外の工事中の監査は、年に建築と土木で1件ずつしかやってないっていうことですね。

天野昭子監査委員事務局長

監査としては1件ずつしかしておりません。

松隈清之委員

1件ずつな理由って何かあるんですか。

外部に委託して、補助をしてもらいながら、職員と一緒にされるっていう説明でしたね。それは、例えばその職員が工事中の工事監査を見るができるようなスキルを身につけるために1件ずつやってる、職員のスキルアップのためにやってるのか、工事がちゃんと行われてるかを監査したくてやってるのか、どっちなんですか。

天野昭子監査委員事務局長

市長から独立した執行機関である監査委員が行っているのが工事監査という形になります。通常、工事がちゃんと行われているのかっていうのは執行部の市長部局のほう、契約検査課等で検査されていると思いますが、市長部局ではなく、市長から独立した執行機関である監査委員が行っている監査が今、ちょうどお話になってる工事監査になります。

松隈清之委員

いや、もちろんそうなんでしょうけど、だから、要は、先ほど抜き打ちでっていうようなこともあったけれども、幾つも工事あると思うんですね。幾つも工事ある中で、土木と建築1件ずつ、極論すると1件ずつじゃなくてもいいわけじゃないですか。3件ずつやったっていうわけじゃないですか。1件ずつな理由っていうのは何かあるんですか。

天野昭子監査委員事務局長

全て見るのが一番いいのでしょうかけれども、一つの工事を詳しく見ていくために、1件ずつ監査委員が選んでいるところです。

松隈清之委員

それは1件じゃないといけないとかっていうことじゃないんですね、結局。

その予算の問題ですか。要は、もちろん全部見るっていうのはなかなか難しいでしょうから、全部見ろとは言わないんですよ。

ただ、今回2件、1年で土木、建築1件ずつ見られてることですけれども、その中で、例えば、指摘事項とか恐らくあるんだろうと思うんです。それたまたまの1件で指摘事項が

あるってことは、言ったら、ほかの工事全般的にあり得る可能性ってあるわけじゃないですか。

全く指摘事項がなくて、もう完璧ですっていうようなことなら、それでもいいんでしょうけど、ここ何年も多分1件ずつ土木、建築でされてるんでしょうけど、そういうときに指摘事項は何かあったんですか。

天野昭子監査委員事務局長

昨年度の工事監査及び令和5年度の工事監査につきましては、特に指摘事項はございませんで、良好と認められております。

松隈清之委員

だから、1件ずつでいいっていう認識で捉えていいですか。

天野昭子監査委員事務局長

両方かどうかはしてみないと分からぬことではあります、全部はできないということから、監査委員が1件ずつ選んでいるということになります。

松隈清之委員

もちろん全部しろとは言わないんですよ。ただ、現場も職員も緊張感持てやろうと思うんだったら、件数多いほうがより緊張感高くなると思うんですよ。

だから、数ある工事の中で1件ずつしかないんだったら、運が悪かったねとかぐらいになるかもしれないけど、件数が多くれば多いほど金額がめちゃめちゃ高いからっていうと、金額的にはそんなに高くはないですよ。それで、工事をちゃんとやられてるのかどうかとか、あるいは現場の緊張感とか、やっぱり監査されるほうがやるときには緊張感ありますからね。

だから、より適正な工事ができるようにするには、そら数は多いほうがいいと。もちろん予算とか人的リソースの問題もあるんで、何でもかんでもやれとは言わないけれども、数が多いほうが、そりやあ緊張感あると思いますよ。でも、1件ずつなんですね。

天野昭子監査委員事務局長

ありがとうございます。1年間の監査につきましては、どういう監査を何件するのか、どれだけするのかっていうのは、監査委員が立てた監査計画に基づいて実行しておりますので、その計画の中で、工事監査はこの日程でと決めております。1件ずつと決めてるわけではないんですけども、現在の監査計画では1件ずつの日程を確保するっていうのが、今のところ、そういうスケジュールで動いているところです。

以上になります。

松隈清之委員

いや、分かります。こういうのは、結局、市長部局から離れたところが、ある意味、独立

したところがやるから緊張感があるわけであって、今の監査委員さんがこれでいいと、ちゃんと適正な執行というのをこれで監査できるという認識でやられてるんであれば、もうこれ以上言うことないんだけれども、やはり1件1件で決めてしまうよりは、今年は例えば3件やりますとか緊張感があったほうが、当然工事する人も、その職員さんも本当は全部ちゃんとやらなきゃいけないんだけけど、より緊張感を持って仕事をされるんじゃないかとは思いますので、その監査計画をつくる段階で今のような形できちっと監査としてちゃんと機能してるので、何かどうかを、ぜひ検討していただきたいと思いますけど、何かありますか。

天野昭子監査委員事務局長

ありがとうございます。工事監査は監査委員の技術的支援のために委託しているものではありますが、今の御意見は監査委員にお伝えしたいと思います。

松隈清之委員

ありがとうございます。要は、多分ふだんあんまりやらないし、件数もこなさないんで、多分見れる人いないからそういう委託しなきゃいけないと思うんです。それは別に否定しないですよ、わざわざそれが見れる人を置けとは言わないんだけれども、さっき言ったように独立してるっていうことがあるからこそ緊張感ってあるわけです。だから、その緊張感があって監査が機能してるっていう制度上の安心感っていうのをきちっと機能させる上では、緊張感が持てるような監査のやり方っていうのがあったほうがいいかと思います。御意見です。

池田利幸委員

すいません。選ばれるときって、その年の代表的な大きなやつを選ばれてるんじゃないかとは思うんですけども、令和6年でのやつであれば、どれくらいの期間、工事監査をされてるもなんですか。

天野昭子監査委員事務局長

令和6年度の土木工事の監査につきましては、……。すいません、ちょっとお待ちください。失礼いたしました。

12月から3月の間に工事監査をしております。1日だけ委託している業者さんに来ていただきまして、書類と現場を見ていただく期間を設けておりますので、土木で1日、建築で1日、現場確認の調査の期間を設けております。期間としては、12月から3月までの期間になっております。

池田利幸委員

そうしたら、1日だけ業者に来てもらって、あとはその報告書というかペーパーで、その3か月間の間、監査をされてるっていうことですか。

天野昭子監査委員事務局長

失礼しました。業者が来てる日には、言われるように1日だけなので2日間になりますが、監査委員としては、その期間中は監査期間として設けております。

池田利幸委員

監査委員さんは現場に出てるわけではないんですね。業者が来て、あとはペーパー報告書による監査を監査委員さんはされてるっていうことなんですか。

天野昭子監査委員事務局長

監査委員も現場に行きます。現地の、例えば、屋内運動場であれば屋内運動場に出向くのは1日だけになります。

池田利幸委員

すいません、なんでここまでしつこく聞きよるのかというと、大きな工事はもちろん、業者も職員さんも、やっぱりそれなりに緊張感持ってやられてると思うんですよ。

僕がよく聞くお話は、もうちょっと小さなやつで職員さんが書いた設計図書っていうか、設計と現場の企業さんが作業するのが設計と合わんよとか、そういう話がやっぱり今でもちょこちょこ聞くんです。なので、大きな工事はみんな緊張持ってそれなりにやってるんで、そうないのかもしれませんけど、そう大きいやつだけじゃなくて、小さいやつとかを見ることによって、別に職員さんのスキルがとかいう話じゃなく、緊張感とそれなりのそこが出ないようについていうのを、見ていただくのも大事なんじゃないかなと思って、せっかくなんでと思って、今回聞かせていただいたんで、大きいやつはそれなりにやっぱりみんなやるし、おつきい業者も入ってくる。小さいっては言わないけど、規模がもう少し小さいやつとかでも、そこは定期監査で見てますよっていう話になるのかもしれませんけど、そこを外部機関が見に来るっていうだけでも業者にしても、職員さんにも緊張感が違うと思います。そういうのがあっていただければありがたいなっていう想いでした。

加藤正彦契約検査課長

契約検査課の立場から申し上げさせていただきますと、工事が完了した後にはなりますが、書面と、それから現場を詳細に検査させていただいておりまして、そこで、書面と現場のそごがあった場合は、手法なり、指摘なりっていうのを契約検査課からさせていただいております。現状の御報告でございます。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

質疑を終わります。

以上で、総務部関係議案の質疑を終了いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

中村直人委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時8分散会

令和7年9月29日（月）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 伊藤克也

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 江副康成

委員 永江ゆき

委員 松隈清之

委員 池田利幸

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

市民環境部長 緒方守

市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄

市民協働課地域づくり係長 小柳桂子

市民協働課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼市民相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長 築地美奈子

市民協働課男女参画国際交流係長 大石文枝

市民課長 有馬秀雄

市民課長補佐兼整備係長 脇友紀子

市民課参事兼課長補佐兼市民係長 下川有美

保険年金課長 横浩喜

保険年金課健康保険係長 宮田昭江

保険年金課国民年金係長 徳渕文子

税務課長 楠和久

税務課長補佐兼管理収納係長 横尾光晴

税務課長補佐兼市民税係長 北三希子

税務課参事兼課長補佐兼固定資産税係長 本田一也
環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長 増田義仁
環境課環境推進係長兼環境施設調整室施設調整係長 佐藤義勉
環境課温暖化対策室ゼロカーボン推進係長 井本慎太郎

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 野口晶子

5 日程

市民環境部審査

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第26号令和6年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

議案乙第27号令和6年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前9時59分開会

中村直人委員長

これより本日の総務常任委員会を開きます。

~~~~~

**市民環境部**

**議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について**

**中村直人委員長**

本日は、市民環境部関係議案の審査を行います。

初めに、議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

**緒方守市民環境部長**

令和6年度決算認定の審査に当たり、一言御挨拶申し上げます。

市民環境部関連につきましては、市民協働課、市民課、保険年金課、税務課及び環境課の5課分となっております。

歳入につきましては、市税のほか各種証明やごみ処理の手数料等でございます。

歳出といたしましては、総務費、民生費、衛生費等のそれぞれの一部が主なものでございます。

また、一般会計のほかに国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の2つの特別会計を所管しております。

それぞれ担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

**楠和久税務課長**

ただいま議題となりました議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定についての市民環境部関係分の主なものについて御説明させていただきます。

まず歳入について御説明いたします。

歳入歳出決算書の41、42ページをお願いします。

款1 市税について御説明いたします。

収入済額は138億7,272万7,775円となっており、令和5年決算額と比較して4,352万6,202円の減額となっております。

減額となった理由につきましては、個人住民税において定額減税が実施されたことによるものでございます。

次に、個別の税目について御説明いたします。

項1市民税、目1個人、節1現年課税分の収入済額は36億7,386万621円。

節2滞納繰越分の収入済額は2,936万8,814円となっております。

目2法人、節1現年課税分の収入済額は15億9,993万500円、節2滞納繰越分の収入済額は119万641円となっております。

項2固定資産税、目1固定資産税の節1現年課税分の収入済額は68億8,619万9,187円、節2滞納繰越分の収入済額は2,197万5,502円となっております。

目2固定資産等所在市町村交付金につきましては、鳥栖市内に国、県が所有している固定資産に対して交付される交付金で収入済額1,789万3,600円となっております。

項3軽自動車税、目1環境性能割の収入済額は1,755万4,300円となっております。

目2種別割、節1現年課税分の収入済額は2億3,812万4,300円、節2滞納繰越分の収入済額は145万5,862円となっております。

項4市たばこ税、目1市たばこ税につきましては、収入済額6億5,226万9,369円となっております。

項5都市計画税、目1都市計画税の節1現年課税分の収入済額は7億2,590万3,847円、節2滞納繰越分の収入済額は231万6,532円となっております。

項6入湯税、目1入湯税につきましては、収入済額468万4,700円となっております。

以上、市税の現年課税分の収入済額は138億1,642万424円で収納率は99.5%となっております。

滞納繰越分の収入済額は5,630万7,351円で収納率は33.7%となっております。

### 有馬秀雄市民課長

続きまして、51、52ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項2手数料、目1総務手数料、節1総務管理手数料につきましては、印鑑証明等手数料1万9,169件分が主なものでございます。

節3戸籍住民基本台帳手数料につきましては、戸籍証明手数料1万6,353件及び住民票証明手数料3万4,669件が主なものでございます。

以上になります。

### 増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長

53、54ページをお願いします。

目2衛生手数料、節3清掃手数料のうち、備考欄1番上のごみ処理手数料1億3,124万5,200円につきましては、指定ごみ袋等の販売実績による手数料収入でございます。

57ページ、58ページをお願いします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節2清掃費国庫補助金、廃棄物処理施設整備交付金2,779万9,000円につきましては、旧ごみ焼却施設解体等工事費等の財源となる国庫補助金でございます。

#### **楳浩喜保険年金課長**

61ページ、62ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項3委託金、目2民生費委託金、節2国民年金事務取扱費委託金、備考欄1行目の国民年金事務費交付金につきましては、国民年金資格の取得、喪失等の事務経費に関する交付金でございます。

款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費県負担金、備考欄2行目の後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療制度における低所得者の保険料軽減の4分の3を県が負担したものでございます。

#### **楠和久税務課長**

69、70ページをお願いします。

款17県支出金、項3委託金、目1総務費県委託金、節2徴稅費委託金につきましては、市県民税納税義務者1人当たり3,000円を県より受け入れる県民税徴収等委託金のほか個人県民税の過誤納金還付に相当する額でございます。

#### **増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

75ページ、76ページをお願いします。

款20繰入金、項1基金繰入金、目5地域環境整備基金繰入金、節1地域環境整備基金繰入金4,546万2,000円につきましては、リサイクル施設立地協力金及びごみ処理施設周辺活性化交付金の財源として、地域環境整備基金の一部を取崩したものでございます。

#### **楳浩喜保険年金課長**

次に、77ページ、78ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節1民生費受託収入、備考欄の4行目の高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施業務委託料につきましては、本業務に係る人件費及び事務費について、県後期高齢者医療広域連合から受入れたものでございます。

#### **原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

次に、81、82ページをお願いいたします。

項6 雑入、目4 雜入、節4 雜入のコミュニティ助成金700万円のうち、500万円につきましては、幡崎町及び村田町のコミュニティー活動の備品整備に要する経費に対して助成を受けたものでございます。

**有馬秀雄市民課長**

同じく81、82ページの備考欄下から3段目の収入印紙販売代金等につきましては、収入印紙5,436枚、佐賀県証紙3,897枚の販売が主なものでございます。

**楨浩喜保険年金課長**

次に、83、84ページをお願いいたします。

同じく雑入で、備考欄の中ほどの県後期高齢者医療広域連合雑入につきましては、県後期高齢者医療広域連合への派遣職員1名分の入件費相当分及び後期高齢者のはり・きゅう助成事業に係る経費などについて、県後期高齢者医療広域連合から受け入れたものでございます。

**増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

85、86ページをお願いします。

衛生雑入でございます。

鳥栖・三養基西部環境施設組合雑入7,042万5,813円につきましては、本市から当該組合に派遣している職員の入件費551万879円及び令和5年度分の同組合負担金の精算に伴う返還金6,498万4,934円でございます。

次の佐賀県東部環境施設組合雑入5,400万3,842円は、同組合に派遣している7人分の入件費を受け入れたものでございます。

次の令和5年度佐賀県東部環境施設組合負担金返還金2,452万4,186円につきましては、令和5年度分の同組合負担金の精算に伴う返還金でございます。

その2つ下の次期ごみ処理施設建設協力金6,500万円につきましては、次期ごみ処理施設設置に伴う建設協力金で佐賀県東部環境施設組合から支払われたものでございます。

**原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

次に、89、90ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目1総務債、節1総務管理債につきましては、若葉まちづくり推進センター改修事業に伴う起債でございます。

令和7年度に実施する若葉まちづくり推進センター空調設備改修工事実施工事務に伴う起債となっております。

**増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

その3つ下でございます。

目3衛生債、節1清掃債、次期リサイクル施設整備事業1,450万円につきましては、次期リ

サイクル施設整備に係る敷地造成実施設計の財源として記載したものです。

次の旧ごみ焼却施設解体及びストックヤード整備事業1,770万円につきましては、旧ごみ焼却施設解体等工事費等の財源として記載したものでございます。

以上が歳入の説明となります。

#### 原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

続きまして、歳出について御説明をいたします。

決算書の111、112ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目10市民協働推進費の主なものにつきまして御説明いたします。

市民協働推進費につきましては、市民活動支援事業や男女共同参画推進に係る経費のほか、法律相談や消費生活相談を行うための経費、国際交流に係る経費などが主なものでございます。

113、114ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金の主ものにつきましては、市民活動センター補助金、市民活動支援補助金、市内75町区に対する自治会活動費補助金、また、まちづくり推進センター（157ページで「まちづくり推進協議会」に訂正）に対する補助金でございます。

次に、目11まちづくり推進センター費の主ものについて申し上げます。

節1報酬及び節3職員手当等につきましては、まちづくり推進センターの会計年度任用職員35人分の人事費でございます。

節10需用費につきましては、まちづくり推進センターの施設管理に係る消耗品、燃料費、光熱水費、修繕料などでございます。

節12委託料の主ものにつきましては、まちづくり推進センターの施設管理及び事業運営に係る委託料のほか、鳥栖まちづくり推進センター建設事業の着手に伴い、建設先となる現在の鳥栖まちづくり推進センター分館の敷地において地質調査業務及び分館の解体工事設計業務を行ったものでございます。

なお、鳥栖まちづくり推進センター建設工事基本設計業務委託料につきましては、令和7年度へ繰り越しております。

115、116ページをお願いいたします。

節14工事請負費につきましては営繕工事費といたしまして、基里まちづくり推進センター調理室電気温水器設置工事を実施したほか、若葉まちづくり推進センター改修工事といたしまして、老朽化が進んでおりました敷地内のジョギングロードの一部についてゴムチップ舗装の改修工事を行っております。

節18負担金、補助及び交付金のコミュニティ助成事業補助金につきましては、歳入のほうで御説明いたしました一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用いたしまして、幡崎町及び村田町の備品等の整備に対しまして補助金を交付いたしております。

また、自治公民館建設等補助金につきましては、町区の公民館等の新築、増築、改修工事を対象に助成を行うもので、令和6年度につきましては、江島町公民館、本通町公民館、弥生が丘中央区公民館の改修工事に対し補助金を交付いたしました。

市民協働課分につきましては、以上です。

#### **楠和久税務課長**

目15定額減税調整給付金給付費のうち、節1報酬から節4共済費につきましては、給付業務に要した会計年度任用職員等の人事費でございます。

117、118ページをお願いします。

節11役務費につきましては、対象者に対する通知の郵送料や口座振込手数料でございます。

節12委託料につきましては、給付金業務の外部委託等に要した費用でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、定額減税調整給付金でございます。

次に、項2徴税費、目1税務総務費のうち、節2給料から節4共済費につきましては、税務課職員34名のうち32名分の人事費でございます。

なお、2名分につきましては、国民健康保険特別会計からの支出となっております。

次に、目2賦課徴収費の主なものについて御説明いたします。

119、120ページをお願いします。

節11役務費につきましては、納税通知書、督促状等の発送に要する通信運搬費、コンビニやスマホ収納事務手数料や滞納整理に係る預貯金調査手数料でございます。

節12委託料につきましては、固定資産税の土地を適正に評価するための固定資産評価業務委託料や固定資産税土地システム標準化連携に伴うシステム改修に要した経費などでございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、滞納整理システムや土地評価システムの利用料、地方税の電子申告や共通納税サービス使用料などでございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、法人市民税の確定申告に伴う中間申告分の還付金や市県民税、固定資産税など税更正に伴う還付金でございます。

以上、税務課分でございます。

#### **有馬秀雄市民課長**

続きまして、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費について御説明いたします。

節1報酬から節3職員手当等及び121、122ページの上段の節4共済費までは、市民課職員18名分及び会計年度任用職員6名分の人事費でございます。

節10需用費につきましては、収入印紙や県証紙の購入費が主なものでございます。

次に、節12委託料のシステム改修等委託料につきましては、戸籍法一部改正に伴う住民基本台帳システム及び戸籍情報システムの改修業務となっております。

節13使用料及び賃借料につきましては、戸籍の記載や証明書の発行を行うための戸籍総合システム及びマイナンバーカード交付管理予約システムクラウドサービス利用料及びプリンター等の事務借上料でございます。

市民課分については、以上になります。

### **槇浩喜保険年金課長**

続きまして、保険年金課関係分について御説明申し上げます。

141ページ、142ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目5後期高齢者医療費の節2給料から節4共済費につきましては、県後期高齢者医療広域連合への派遣職員1名分の人事費などでございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、療養給付費負担金につきましては、本市の後期高齢者に係る医療費に対する公費負担分で市の負担割合は12分の1となっております。

節27繰出金につきましては、県後期高齢者医療広域連合の共通経費負担金及び低所得者の保険料軽減分を補填するための保険基盤安定負担金を後期高齢者医療特別会計に繰り出したものでございます。

次に、153、154ページをお願いいたします。

項4国民年金事務取扱費、目1国民年金費、節1報酬から次ページの節13使用料及び賃借料までは、国民年金事務に従事する年金保険係職員3名と会計年度任用職員2名の人事費や事務経費でございます。

保険年金課関係分は、以上でございます。

### **増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

163ページ、164ページをお願いします。

款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費、節18負担金、補助及び交付金のうち、飼い主のいない猫不妊去勢手術助成金159万2,000円につきましては、主要施策の成果50ページでもお示ししますように、昨年度申請件数46件、139匹の実績となっており、市内19町区において助成金を活用した事業が行われたところでございます。

次に、目2斎場費でございます。

節10需用費の主なものは、主要施策の成果51ページに記載しております斎場の燃料費、光

熱水費でございまして、主に火葬に要した灯油代や電気料でございます。

また、修繕料につきましては、主に火葬炉の修繕に要した費用でございます。

節12委託料の主なものは、決算書備考欄上の施設運営業務委託料1,837万4,400円でございまして、火葬炉の運転や受付業務など施設の管理運営に関する委託料で、令和4年10月から有限会社筑紫環境サービスと3年間の業務委託契約を締結しております。

項3清掃費、目1清掃総務費、節2給料から165ページ、166ページの節4共済費までは、環境課職員15人分と鳥栖・三養基西部環境施設組合及び佐賀県東部環境施設組合への派遣職員の8人分の計23人分の人物費でございます。

節12委託料につきましては、主要施策の成果56ページの旧ごみ焼却施設解体及びストックヤード整備事業に関するもので、このうち備考欄上の調査設計委託料1,496万円につきましては令和5年度からの繰越事業で、主要施策の成果56ページの2、事業内容の括弧の継続費以外の箇所に記載しております旧ごみ焼却施設解体等設計支援業務委託料として解体工事等を行うに当たって工事発注に必要な調査設計を行っております。

備考欄次の工事監理委託料330万円につきましては、同様に主要施策の成果の56ページの2、事業内容の括弧書きの継続費の下のほう旧ごみ焼却施設解体及びストックヤード整備工事監理業務委託料でございます。

節14工事請負費につきましては、先に下の旧ごみ焼却施設解体等工事費につきましては、先ほども御覧いただきました主要施策の成果56ページに事業内容の括弧書きの継続費の箇所に記載しているところでございます。

決算書備考欄の一つ上に戻りまして、次期リサイクル施設用地防災対策工事費につきましては、令和5年度からの繰越事業で主要施策の成果52ページでお示ししておりますように、次期リサイクル施設の整備に伴う埋蔵文化財発掘調査の土砂流出対策として防災対策工事を実施したものでございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、備考欄一番上の鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金4,103万8,000円につきましては、主要施策の成果53ページでお示ししておりますように、令和5年度まで稼働しておりましたみやき町のごみ処理施設の解体工事等に関する負担金でございます。

鳥栖・三養基西部環境施設組合の構成市町1市2町の当該年度の負担金総額は6,352万5,000円でございまして、そのうち本市の負担金額は4,103万8,000円となっております。

次の佐賀県東部環境施設組合負担金5億2,992万2,000円につきましては、主要施策の成果54ページでお示ししておりますように、真木町のごみ焼却施設及びリサイクル施設の建設、管理運営に係る当該組合への負担金でございます。

佐賀県東部環境施設組合の構成市町2市3町の当該年度の負担金総額は10億7,750万7,000円でございまして、そのうち本市の負担金額は5億2,992万2,000円となっております。

次のリサイクル施設立地協力金2,500万円につきましては、次期リサイクル施設整備事業の実施に伴い、当該施設が立地することとなるみやき町香田地区の生活環境の保全及び地域の活性化を図るため、協力金を交付したものでございます。

次のごみ処理施設周辺活性化交付金2,046万2,000円につきましては、主要施策の成果55ページでお示ししておりますように、佐賀県東部環境施設組合が行う広域ごみ処理施設整備事業に伴い、当該施設の周辺地域の生活環境の保全及び増進並びに地域の活性化を図ることを目的としており、真木町、立石町、下野町が実施する事業に対し、それぞれ交付したものでございます。

節24積立金の地域環境整備基金積立金につきましては、歳入で御説明しました佐賀県東部環境施設組合から支払われました令和6年度分の次期ごみ処理施設建設協力金6,500万円等について、地域環境整備基金に積み立てるものでございます。

次に、目2塵芥処理費でございます。

節10需用費のうち、主なものは備考欄一番上、消耗品費5,291万9,991円でございまして、指定ごみ袋等の作成費用でございます。

節11役務費の手数料につきましては、指定ごみ袋の指定販売店に支払う販売手数料でございます。

節12委託料のうち、主なものとして備考欄2つ目、塵芥収集運搬委託料2億1,198万5,400円につきましては、各家庭から出される燃やせるごみの収集運搬に要した委託料でございます。

その2つ下の資源物回収指導等業務委託料4,952万4,200円につきましては、主要施策の成果57ページでお示ししておりますように、真木町の資源物広場を利用される市民への分別指導や補助業務、回収した資源物の運搬等に要した委託料でございます。

その次の資源物分別コンテナ収集運搬委託料5,153万9,400円につきましては、各町区で実施している資源物回収用のコンテナの配付及び回収した資源物が入ったコンテナの収集運搬業務に要した委託料でございます。

167ページ、168ページをお願いします。

目3し尿処理費のうち、節18負担金、補助及び交付金のし尿処理負担金につきましては、収集したし尿について、下水道浄化センターで処理していることによる下水道事業会計の負担金でございます。

項4環境対策費、目1環境対策総務費でございます。

節12委託料、太陽光発電設置調査等委託料689万7,000円につきましては、主要施策の成果58ページでお示ししておりますように、公共施設への太陽光発電設備の設置可能性調査等を行ったものでございます。

対象施設としましては、本庁舎と建て替えが計画されている鳥栖地区を除く7地区のまちづくり推進センターとしており、対象施設における太陽光発電設備設置の導入規模や設置方法、整備手法等について検討を行ったものでございます。

以上で、議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定のうち、市民環境部関係分の説明でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

**池田利幸委員**

主要施策説明書の19ページなんですけど、多分、さっきの御説明では使われてないところだと思うんですけど、国際交流事業の中で主な事業の中に多文化共生事業という部分があると思うんですよ、7万3,000円。これにかかるのかどうか分かんないですけど、最近ですね、

今年に入ってからっていったほうがいいのかな、よく市民の皆さんからお話を聞く分で、最近急激に町なかで普通にごみ袋の中にごみを詰め込んで、ぽんと外国人さんが投げ捨ててるのをよく見るっていうのと、それを注意したら二、三人、グループになって追っかけてこられたとか、そういう話を最近になってえらく聞くようになってるんですよね。

うちのまち松原町ですけど、敬老会があったときに敬老会で今回、出前講座でお願いした部分でもそこの中でも外国人さんが住んでるアパート、うちの町も結構あるんで、そこでそこの近隣の方々が物すごく反発の声を老人会なんかで上げられて、目の前でごみを捨てたり、たばこのポイ捨てをやるとか、そういう部分の話が頻繁にここ最近になってえらく聞くようになったなって、前からちょこちょこあってたんですけど、最近になってすごく聞くんですよね。

で、日本語学校に行かれてる方々は結構まだマナー教育もされてるし、ごみ拾いとかも大木川の河川敷でやってくれたりとかしてもらってるのは分かってるんですよ、なんで全部がっていう話ではないんですけど。

今、受け入れをするって、留学生として受け入れるか技能実習生として受け入れるかだと思うんですけど。

外国語学校とかに行かれてる方はマナー教育をしっかり受けられてるっていうのは分かる。

技能実習生で来られてる方々とかへのマナー講習とかはどうなつとるのかなって今現状、

そこが多分今、結構問題になってて、僕も大木川の目の前のところに住んでいて外国人さんたちが夜中にごみ袋の中に缶とか詰めて川に投げ込んでるとか、そこで、そこで日本人も外国人を理解してあげましょうよっていうふうな感じのことを言われたから、その人たち反発したっていうのもあるんですけど、そういう部分の技能実習生とかの受け入れの際の日本のルール、日本人も理解しなきゃいけないけど、来てもらう方にも理解してもらうって、今その部分で若干トラブルが増えてるような気がするんですけど。

まず、鳥栖市に外国人さん何人ぐらいいらっしゃって、留学生として来られてる方と技能実習生として来られてる方ってどれくらいいらっしゃるのか分かりますか、教えていただけますか。アバウトでいいです。

#### **大石文枝市民協働課男女参画国際交流係長**

まず、鳥栖市に住んでいる技能実習生の方は令和7年1月1日現在の人口で全体の外国人の人口が2,166人おります。

技能実習生はそのうち292人です。また、留学の資格を持つ外国人は631人となります。

以上、お答えとさせていただきます。

#### **池田利幸委員**

292人と631人ですね。

ってことは、残りの方が御結婚されてそういう部分で住まわれてるとかっていうことになるんですか。全部で2,166人なんで。

#### **大石文枝市民協働課男女参画国際交流係長**

残りの資格については多い順から申し上げますと、まず、留学が最多で人数は先ほどお答えしたとおりです。

就労の資格で最も多い在留資格は特定技能が353人です。

その次が技能実習の292人となっております。

その次に多いのが技術・人文知識・国際業務、これも就労の資格になりますが、231人ということで、就労の資格とあと家族滞在といろいろな資格がありますので、資格の順番に上から申し上げると、そういう資格の人が多くなっております。

以上です。

#### **池田利幸委員**

実習というか就労で来られてる部分、いろんな制度の中で来られてるってことでしょうけど、基本的にそこの他の方々っていうのは、日本語学校を通して、滞在条件があつて日本に入られてるんですよね。

要は、日本語学校とかに通つてマナー講習とかもそこでやって在留してる方とそれ以外で

そこを通ってなく来られてる方というのがどれくらいの割合っていうか、どうなのか。

要は、問題視しているのは、国際カフェとかもやってもらっていますっていうのはもちろん分かってる話なんですよ。マナー講習とかもそこでやってますっていうのはもちろん理解はしているんですけど。

ただ、そこに来られる方っていうのは基本的に日本語学校を通じて来られたりとか、そういう部分の方々で意識がある方。そうじやない方ももちろんいっぱいいらっしゃるわけで、そこに対してのアプローチっていうのをどうしているのかなっていうのをちょっと知りたいなと思って、お伺いしております。

#### **原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

今、池田議員のほうから資料の中で主要施策の成果のほうで19ページで御質問をいたしました。

事業内容の(3)の多文化共生事業ということでいただきましたけれども、その下の(4)の外国人のための日本語教育事業、こちらの中で技能実習生として企業のほうにお勤めの方に対してのマナーであるとか日本語はもちろんなんですけれども、マナーに関する講習等についても教える環境というのを学ぶ環境というのを設けているところでございます。

こちらの教室に参加しませんかというような案内にこちらで把握している外国人の従業員がおられる企業のほうには御案内のほうはさせていただくようにはしてるんですけども、参加人数としては急激に増えたりというのはなかなか難しいような状況です。

ただ、テーマをもってこの事業を毎月やっておりますけれども、テーマによっては参加人数が多いとき少ないときというのはございますけれども、今、議員から御指摘のあったようなごみのポイ捨てであるとか、そういったマナーについては今後、徹底して指導というか、学びの中で今日、特に強調していかなくてはいけない部分かなというふうには思っております。

方法としてはそういった取組のほうを行っております。

#### **池田利幸委員**

ありがとうございます。

いろんな方、いろんなお話を聞く中で、これは鳥栖市の問題じゃない、国の問題とかそういう部分なのかもしれないんですけど、まず受け入れる際に必ずやっぱりその部分の徹底を——要は向こうから来ますって、あっせんしてる人たちっていうか仲介をしてる人たちとかももちろんいるわけで、その時点でしっかりとマナー、ルールっていうのを教えてから送つてもらわないことにはどうにもならないっていう声ももちろん多く市民さんから聞いて、区長会とかそういうところでも話題として出てたりもするんで、結構今、大きな問題、課題に

なってるんじゃないかなって思いますんで、その辺お互いに信用するっていうか理解するっていう中では、こっちも理解をしなきやいけないけど、向こうもそのルールっていうのを分かってから来てもらうっていうのが大前提になってくるんで、観光客ではないんで日本と一緒に住むっていう話になりますんで、その辺をどうやるのかっていうのをぜひ一つの課題点として考えていただければ、最近目に余るっていうか、結構クローズアップされてて話題になっていますんで、御検討よろしくお願ひいたします。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**松隈清之委員**

今のところで、多文化共生事業なんんですけど。

多文化共生っていうのが、どういうのを目指してのかっていうのが、ちょっと漠然としてるかもしれないけど、例えば文化の違いって、外国とはやっぱり文化が違う部分ってあると思うんですよ。

多文化共生と大体出てくるのがそれぞれの文化を尊重してとかって言われるわけですよ。尊重することでぶつかることって出てくるわけです。文化が違うんで。そこが先ほど池田委員言われたけど、その日本のルールとして縛っていくのか、それはその国の文化ですから尊重しましょうねとなるのか。

多分そうなってくると反発出てくるし、言ったらその反発が外国人に対する排他的な心情につながってくる可能性あると思うんで、僕もどっちかっていうとやはり多文化共生っていうのはまた国も進めてるので否定はできないんだけども、郷に入れば郷に従えというのはやっぱり必要なんじゃないかなと思うわけですよ。

だから、多文化共生ってのは表現的にはきれいな言葉なんだけど、本当に多文化で共生できるんだろうか。文化の違いによって共生できない部分が出てくると僕は正直思ってるわけです。

例えば、女性に対する考え方も日本と違う国だってあるわけですよね。

だから、そういう文化を全部尊重して許容するっていうのは多分できないことっていうのは絶対出てくると思うんで。

いわゆる食文化とか服装とかの文化、そういうのは別にあっていいと思うんだけども、生活とか価値観とかの文化で必ずしも許容、相入れない部分っていうのは出てくるので、どこまで市としてはその多文化共生事業の中でどういうところを共生できるのかっていうのも、考えいかれたほうがいいのかなと。どの部分は共生していきましょうとか、この部分は日本のルールだとか文化として逆に受け入れてもらわなきゃいけないっていうことを明確にし

ていったほうがいいんじゃないかなっていうふうに、御意見を申し上げておきたいと思います。

### **永江ゆき委員**

同じところなんんですけど、すごく本当に難しいところではあると思うんですけど、1回、ごみの分別の講座っていうか参加させてもらったんですけどやっぱりすごく少なかったんです。

ルールを教えるっていうことは、多分窓口でもされてるんじゃないかなとは思いますけど、そこがなかなか定着しないっていう理由が一つはごみ拾いとかされたこととかありますか、ごみ拾いをイベントとしてされたりとかありますか。

### **原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

市の事業ということではございませんけれども、まちづくり推進協議会の取組の中で外国人の方に参加をしていただくということは増えてきております。

### **永江ゆき委員**

捨てたら誰かが拾わなきやいけないとか、プラスチックだったり缶だったりペットボトルだったりとかそういうのは簡単だけど、結局土に戻らない、もうそのまま海に流れていく循環とかも聞いたと思うんです。

自然の原理っていうか、その辺も一緒に伝えていかないと何でそのルールができたかというその背景とか意味とかその辺も一緒に教えていかないと理解できないのかなっていうのは少し思います。

なので、ごみ拾いをする中でもし参加される場合、日本人も一緒なんですけど、そこら辺の教育、循環とかの教育とか持続可能な社会をつくるためについてその理由、なぜそのルールができたのかっていうルールも一緒にお伝えしていただければ少しはいいのかなと思いますが、日本人も一緒だと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

### **尼寺省悟委員**

外国人に対してちょっと出たんで、一言だけ。

10日ぐらい前に本通町の人から、本通町の交差点から藤木の地下道の通ってるところ、朝の8時半から9時の間、留学生が車道だけじゃなく歩道をもう突っ走ってると、競輪選手みたいって言われたけど、危なくてしょうがないと。

本来その自転車は車道の左側を通って、歩道を行くときには徐行がそのルールだと思うよね。それに反して、もう歩道をもう突っ走って危なくてしょうがないと。

だから、そういったことについて市のほうからちゃんと、その人は留学生やね、に対してちゃんと指導してほしいという話があったので、せっかく今そういった話が出たので、ど

つかのところで言おうかなと思ってたんですけど、そういうことなのでその辺の指導よろしくお願ひします。

**原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

情報ありがとうございます。

これまで自転車のマナーであるとか、ごみのポイ捨てに関しての情報を頂いた際にはその都度、学校であるとか、こちらで把握している企業にも情報としてお伝えをさせていただいているます。

公園で大人数で騒いでいてうるさいとか、そういった情報も頂くことがございますので、そういったものを一応全て学校、企業のほうにお伝えをさせていただいておりまして、該当する行為があれば指導をお願いしたいということもございますし、場合によっては警察のほうにも自転車のマナーについてルールを教えることももちろん警察の協力を頂いてますけれども、実際の現場のほうでそういったお声があった際には情報としてお伝えをさせていただいているります。

市民の方は日本人、外国人にかかわらず安心して暮らしていけるようなまちになるように国際交流担当の関わるものとして努めてまいりたいと思います。

どうもありがとうございます。

**永江ゆき委員**

それで、やっぱり参加者が少な過ぎるので周知の仕方とかも一工夫していただければと思います。

周知はどんな形でされてますか。

**大石文枝市民協働課男女参画国際交流係長**

日本語教室に関しましては、鳥栖商工会議所の会報のほう1回当たり1,300部毎年折込チラシを入れさせていただいて広報させていただいております。

ハローワークは、年に1回市内の外国人を雇用する企業に30社ほど監査というか調査に行くので、その際チラシを預けて広報させていただいております。

あとは市のホームページ、市報、そういったところでの広報をしております。

あと先ほどのルール、マナーの周知についてと関連するんですけれども、市民課で外国人が住民登録をされるときにやさしい日本語で書いた鳥栖市のサービス、マナーの周知をする案内のチラシを住民登録をする外国人に入れていただいているので、その中にも日本語教室の案内を送っております。

こくさいカフェに関しては、市報、ホームページ、市の施設、幼稚園、保育園、学校等に広報を毎回しております。

以上、お答えとさせていただきます。

**永江ゆき委員**

この参加者の数で、何というかな、もういっぱいだと思いますか。

それとも足りないと思いますか。

**原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

今、議員がおっしゃっておられるのは19ページの(4)の人数というふうに、外国人の方は年間で56人だったということですね。

率直に申し上げて、もう少し参加者を増やすような努力が必要かなというふうにはちょっとと思っておりますが、日曜日に開催をしておりますけれども、参加者増に結びつかない、ついていない現状はございます。

ただ、外国人の人口は増えておりますので、参加者も増えていってしかりかなというふうには思っておりますが、このあたりはしっかりPRのほうをしていきたいというふうに思います。

以上です。

**永江ゆき委員**

参加者の方にどうやったら増えるのかっていう、その当事者の声とかを聞くのも有効じゃないかなと思いますので、その辺も聞いていただいて、一工夫していただけたらと思います。

よろしくお願ひします。

**松隈清之委員**

成果の説明書27ページ、徴税費の賦課徴収費ですね。

徴収率を見ても悪くないんですよ。悪くないんだけれども、でも、不納欠損、収入未済額。

収入未済額の中で還付も確かにあるんでしょうけど、それよりははるかに多い額の不納欠損だったり、収入未済額あるんですけど、こここの成果の説明書の中では、初期滞納者への文書による早期催告及び納税指導を実施するとともに、高額滞納者への納税指導の強化を図った。

また、財産調査を徹底し、預金、給与、不動産等の差押えを強化することで書いてあるんですけど、実際、この最後のほうでも書いてありますように、滞納者の生活状況等を調査し、必要に応じた滞納処分停止の措置を講じたと、こら辺の線引きが大事なんだろうなと思って、取れないものを幾ら言ったところで、それは恐らく担当課のほうでも思ってると思うんです。

一方で、悪質と言うべきなのかどうか分からんけど、払わない人でここは今その数字だけではよく見えないところがあるので、現況の中を御説明いただければ、どれほど差押え等を

ちゃんとやって、もう本当に納税はもう無理だと、どう考へても無理だというところにはどれぐらいのそういう停止の措置をとったのかと。

**楠和久税務課長**

滞納処分に関してですけれども、件数でいきますと年によって異なりますが、主に約400件の差押えを行っている状況です。

**松隈清之委員**

それぞれ個別の事情はあるでしょうけど、その差押えで実際の効果っていうか、実際差し押えたやつを処分して徴収に換えているのか。

差押えしても、いや、お金払ってくれたら、差押えだから返すわけじゃないですか。それが実際その効果を上げているのかどうか。

指定をしてそのまま財産の処分してるんですか。

**楠和久税務課長**

実際、不動産等の公売等の実績はここ数年ほとんどございません。

あっても少数で、ほぼ給与もしくは預金等の差押えになりますので、今言った件数の全てが実際、収納に結びついているかというと全てではありませんけれども、給与とか預金については滞納の処分として収入として受け入れている状況です。

**松隈清之委員**

そのことでいわゆる高額滞納者と言われる方、幾らかはもちろんそれで払って差し押えてるんだろうけど、減ってるとかなくなりましたとかっていう感じになってるんですか。

**楠和久税務課長**

高額滞納者の一部については、県に委託といいますか、県のほうで徴収をお願いしますという部分がございます。

ただ、高額滞納者については、預金調査とかをしても実際なかなか見つからないので、滞納が減らないっていう現状がございますので、ただ、一定数は滞納処分によって収納をしている現状です。

**松隈清之委員**

先ほど申し上げましたように、収納率は決して悪くないです。

むしろ、近隣と比べてどうか分かんないけどいいんじゃないかなっていう気すらしますけれども、だとしても、こういう滞納をしてとか、払わなくていいっていうのは不公平感を生むわけだし、それが長期にわたってまかり通ってしまうと納税意識自体も低下してしまうので、その取れないものを布団をひっぺ返してでも取れとは言いませんけど、やはり税というのはみんな納めていただくことで公平性が保てるので、そこはまた引き続き頑張っていただ

きたいと思います。

**池田利幸委員**

すいません、ページ数が分かんなくて申し訳ないですけど、不法投棄パトロールがお金も支出の部分で出てたと思うんですけど、今、不法投棄パトロールの状況がどうなのか、あとそれに伴って監視カメラをつけているところもあると思うんですけど、それが現状何か所つけてあるのか、まず教えていただいてもいいですか。

**増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

昨年のこの場でも不法投棄の件は御質問をされたと思います。

パトロールについては、山間部、それから高速側道、それから江島町、三島町という不法投棄が多い箇所についてパトロールを行っている状況でございまして、報告がずっと上がってくるんですが、状況についてはあまり変わってないかなという気がしております。

あと、防犯カメラの設置につきましては、市内複数か所、今ついているような状況でございます。

**池田利幸委員**

昨年も言わせてもらった部分があるんですけど、これが環境課に言うべきなのか、商工課に言うべきなのか、僕も全然分からないんですけど、鳥栖市複数か所、要は流通団地付近とかでペットボトルにおしつこ詰めて捨ててるとか、そういうような不法投棄っていうのがまだ現状も続いている状況で、昨年は弥生が丘でのお話をさせてもらったと思うんですけど、やっぱり酒井西町とか酒井東町とかあっち側のほうとかでも、その話は今年出てまして、お話を聞く中で、なかなか企業さんの御協力が得られないところもあるっていうグリーン・ロジスティクス・パークとかだったら企業さんが停車場のところではやりますよってあるけど、ほかのところでは卸トラックに対して注意はしますぐらい、あとは近隣の住民さんが回収をしてるっていう状況が続いているところがやはり複数箇所ある。

なので、その部分でその近隣の住民さんいわく、もともと来ることにそんな賛成してるわけでもないのに、来てさらに清掃、汚い汚物の処理とかまで自分たちがしなきゃいけないのはおかしいんじゃないかっていう声はやっぱりいまだに複数箇所、私も話を聞くんです。

なので、行政として全部やってくれって言うつもりももちろんなくて、行政にも限界がある。

企業さんにしっかり説得をしてもらって、その企業に來るところが原因になってるっていうのは明確に分かってる部分が多いんで、そういうところの交渉が必要なんじゃないかなと。

それは中小零細企業さん、地元の企業さんたちもすごく強く思われてるっていう現状があ

るんですよ。

なんで、悪く言えば、鳥栖市は大企業に食い潰されてるだけやんって言われるような言われ方もするんです。

何かがあったときに、地元の人たちは率先して協力しますとか、そういうごみ拾いの中にそういう方もいらっしゃったりする。けど、大企業誘致で優遇されていながら、全く協力しないのは虫食いのように食われてるだけじゃないのっていうような言われ方もやっぱりするんですよね。

地元の方々が全然関係ない部分を処理しなきゃいけないっていうところが、おっしゃるとおりだと思うんですよ。

なので、その辺はある意味、若干強く交渉してもらうように、これは商工観光課にやってもらわんといかんでしょうけど、言っていただいたほうがいいんじゃないかなとは思いますんで、よろしくお願ひいたします。

#### **増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

昨年度、弥生が丘の件で不法投棄ということで企業のトラックの方が体液を入れてしているというようなことでございましたので、そういう件数が多いということで、地元の区のほうとも話をしながら、カメラをつけたほうがいいのか、看板をつけたらいいのかと様々話す中で、その辺りについて一応対応策は考えてきたところでございます。

それで、最終的にその手の問題というのはそこに限った話ではありませんので、市内全域で企業がございますので、商工観光課と話をして当然企業のリストを持ってますので、そういうものを捨てること自体をやめてくださいということで、今年度、文書は出したところでございます。

従いまして、個別にお願いするというような形じゃないですが、そういう問題があるので企業さんもそれをしないでくださいというようなお願いをしたところでございます。

#### **中村直人委員長**

ほかにございませんか。

#### **松隈清之委員**

主要施策の成果の説明書の58ページ、太陽光発電設置調査事業です。

これは、効果として対象施設における太陽光発電設備設置の導入規模や設置方法、整備手法等を把握したことなんんですけど、令和7年度にこれ対応して、どつか導入の計画とか設計とか上がってましたっけ。

#### **増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

昨年度行いました可能性調査で7施設の調査を行っております。

その中で、市庁舎についてはすぐに実施したいというふうに思っています、次の議会にでも実施設計の予算を上げるというようなことで準備を進めているような状況でございます。

それから、7地区のまちづくり推進センターにつきましては、施設の改修計画がございますので、施設改修計画、それから財源等を含めて、その辺りの設置計画については、そこと併せて検討しているような状況でございます。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**池田利幸委員**

主要施策の54ページ、効果の部分なんですけど、広域ごみ処理施設でのごみ処理量の推移（鳥栖市分）なんんですけど、令和2年から令和4年可燃ごみとかも若干量増えてると思うんですね。

増えてる要因が人口増によって増えてるのか、要は目標として可燃ごみを減らしていくままでいう目標の中で確かほかの資料で見ると、1人当たりが出してるごみの量は若干減つてたと思うんですよ。

けど、これで見ると、年々ちょっとずつやっぱり増えていってる現状、これは単純に人口増によって増えてるんですっていうことなのか。

要は、目標を減らしていかなきやいけないのか。

増えていってるっていう部分で、どのように鳥栖市として見解があるのかを教えてもらつていいですか。

**増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

可燃ごみにつきましては、まず家庭系の可燃ごみについては年々減少という傾向は今続いているところでございます。

それで増えてますのが事業系のごみです。

その分が年々、今増加傾向であるということで、先ほど言わされました人口増ということでなく、市内に立地される企業さんの事業所数、その辺りの相関がまだ我々もきちっと分析はできないんですが、事業系のごみが増えて家庭系が減るというようなことで、合計すると全体として少し増えているというような状況でございます。

**永江ゆき委員**

資源ごみのほうも減ってますよね。

これはどういうふうに考えられますか。

**増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

家庭からの可燃ごみについては減っている状況で、併せて資源ごみも今、市で回収するも

のも減っている状況がございます。

これにつきましては、今、我々も様々取組を考えているところで、以前、市役所で資源物を回収していた頃は結構多かったんですが、真木町が今一つの拠点と、あと地域のコンテナ回収、それから地域の団体の資源物回収団体による回収という体制になってますので、今の資源物の回収が減っているという傾向自体が変わりませんので、これから高齢者も増えてまいりますので、そこら辺の資源物を回収する拠点については増やさなければいけないということで、今我々考えてますのは来年度からなんですかでも、まず、古紙類、新聞とか雑誌とか段ボール関係について、市内のまちセンに回収ボックスをつくれないかということで考えてます。

そこは年次計画でつくっていきたいなというところで、今考えてるところでございます。

当然、まちセンだと距離的にそれなりにありますので、あと地域でやっていただいているコンテナ回収、今、市内全域で同じ品目で集めていただいてますが、今回、牧瀬議員の一般質問の答弁の中でもお答えさせていただきましたが、地域のほうに回収品目を追加する場合、御協力いただけますかということで、現在アンケートをお願いしてるところでございまして、地域で回収できる品目についても増やしていきたいということで、そういう形で資源物を集めの体制について整備をしてと。

今、考え方としては、可燃ごみの中、段ボールでしたら可燃ごみに入れても当然回収しているような状況でございますので、次年度以降、少しでも可燃に回ってるようなものを資源物に回すというようなところで、当然燃やせるごみも減るし資源物が増えるというような形をとれたらということで、来年度からやっていきたいと思っているような状況でございます。

### 永江ゆき委員

それに、プラスチックとかは検討されてる中に入っていますか。

### 増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長

容器包装プラスチックにつきましては今真木町でしか集めてませんので、コンテナ回収の品目追加の中に入れてますので、あと町のほうが御希望されるかされないか、当然容器包装プラスチックについては分別が難しい面もございますのでその辺りと、スペースの関係とかございますので、その辺りについてはできるような形ではやっていきたいというふうに思っています。

### 永江ゆき委員

プラスチックは積極的にやっていただけたらと思います。

説明する町の方も意外と分かってくださると思うんですよね。

個人的に話してる間では、結構御協力いただけるっていう話も聞いてますので、ぜひよろ

しくお願いします。

**中村直人委員長**

ほかにございますか。

**松隈清之委員**

今のところで54ページですか。

広域ごみ処理施設でのごみ処理量の推移なんですけど、去年も申し上げましたけど、可燃物って基本ほぼ全て集まると。

だけど、資源ごみって結局、全部が全部市が町区で回収したり、真木で回収したりとか、直接持ち込まれたりっていうのもなってないじゃないですか。

いろんなところに民間の回収ボックスがあって、この数字を見たところで去年も言ったけど、把握できないですよね。

例えば、資源ごみ減ってますって今言われたけど、この数字見たところで、皆さんのが資源ごみとして分別してないのかっていうわけじゃないですか。

結局、民間のところに資源ごみとして出していくと、市は全く関与しないまま流れていくわけなんで、だから、この数字を見ても、もう動向が見えないので、あんまり参考にならないと僕は思ってるわけですよ。

だから、把握できるのはもうほぼほぼ可燃ごみなんで、可燃ごみの中からごみの組成を見ながらどこまで分別が進んでるかとかっていうレベルでいいんじゃないかな。

むしろ、民間で回収してもらえるなら回収してもらったほうがいいわけじゃないですか。

まちセンよりもスーパーとかに置いてもらえるんだったら、そっちが絶対利用度高いですね。

だから、結果として市が集めなければならないってよりも資源ごみだったらどこで集めてもいいわけなんで、そういう協力をしてもらうほうがいいのかなって個人的に思いますけど。

**増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

松隈委員おっしゃられましたように、資源物に関しましては民間の回収ボックスも市内に数十か所前後ぐらいありますかね。

それと店頭での回収等もございますので、そちらに出していただきてもいいということをございます。

そして、この数値につきましては当然我々もこれが全てじゃないと思ってますし、我々がやってることに対する成果だと思いますので、そこは一つの目安であるのかなと。

今思ってますのは出せる場所、住民の方が出せる場所が近くにないというのは問題なのかなということで思ってますので、それが市であろうと民間であろうと、近くにお出しになれ

る場所があれば集まっていくということには変わりないので、まず、市としてもある程度の場所については確保していかないかんかなということで取組を進めていきたいと思っています。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

質疑を終わります。

暫時休憩します。

**午前11時17分休憩**

~~~~~

午前11時29分再開

中村直人委員長

再開いたします。

~~~~~

**中村直人委員長**

先ほどの審査の中で、説明に不備があったようです。訂正の申出があっておりままでの、それをお受けいたします。

**原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

先ほど一般会計の決算認定審査の御説明の中で、私のほうから発言、御説明した内容に一部誤りがございましたので、御説明をさせていただきます。

決算書の113、114ページ、目10市民協働推進費の中の節18負担金、補助及び交付金の御説明の中で、まちづくり一括補助金の部分なんですけれども、御説明といたしましては、まちづくり推進協議会に対する補助金と申し上げるべきところを、まちづくり推進センターへの補助金というふうに御説明をしておりました。

正しくは、まちづくり推進協議会への補助金でございましたので、この場をお借りして訂

正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

中村直人委員長

ありがとうございました

ଶଶିଶବ୍ଦ ପାଇଁ କାହାର କାହାର କାହାର କାହାର କାହାର କାହାର କାହାର କାହାର

## 議案乙第26号令和6年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

中村直人委員長

それでは、続きまして議案乙第26号令和6年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

檳浩喜保險年金課長

ただいま議題となりました、議案乙第26号令和6年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について、主なものについて御説明申し上げます。

歳入歳出決算書の265ページ、266ページをお願いいたします。まず、歳入について御説明申し上げます。

款1国民健康保険税につきましては、収入済額は13億6,495万8,700円で、前年度決算額と比較して8,201万303円、6.39%の増となっております。

また、節1から節3までの現年度課税分の収入済額につきましては、13億1,121万6,845円で、収納率は93.67%となっております。

節4から節6までの滞納繰越分の収入済額につきましては5,374万1,855円で、収納率は25.19%となっております。

次に、款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金につきましては、歳出の療養給付費、療養費、高額療養費などの保険給付費を対象とした県からの交付金でございます。

節2特別交付金につきましては、市長の特別な事情による財政負担の増加などに対して交付される特別調整交付金や保険者の経営努力に応じて交付される保険者努力支援制度交付金、事業評価分として県より交付される県繰越金、県繰入金2号分、市町が行う特定健診、健康診査及び特定保健指導に要する費用に対して交付される特定健康診査等負担金の合計額となっております。

次のページをお願いいたします。

款5繰入金、項1一般会計繰入金のうち、備考欄の事務費繰入金につきましては、国保事務に関わる人件費及び事務費の経費を繰入れたものでございます。

2行目の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得世帯に対する国保税の軽減措置等により不足する税収を補填するための繰入金でございます。

1行飛ばしまして、出産育児一時金繰入金につきましては、出産に伴う出産育児一時金として支払いました経費の3分の2を繰入れたものでございます。

財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の健全化及び保険税負担の標準化等に資するため、保険者の責めに帰することができない低所得者が多いことによる国保税の減収及び高齢者が多いことによる医療費増の特別な事情に対し、市町村へ交付される地方財政措置額を繰入れたものでございます。項2基金繰入金、目1国民健康保険基金繰入金につきましては、令和6年度の国保税率、税率の抑制財源として、基金から繰入れたものでございます。

款6繰越金につきましては、本会計の令和5年度決算に伴う繰越金でございます。

歳入の説明は、以上でございます。

次に、271ページ、272ページをお願いいたします。

歳出につきまして御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料から節4共済費までについては、国保業務に従事する職員7名分の人件費でございます。

節11役務費につきましては、国保連合会に支払いました被保険者の資格及び給付情報の管理業務に係る情報集約システム手数料や、被保険者の資格異動等の処理業務に係る共同電算処理手数料などでございます。

節12委託料につきましては、標準システム導入などに要した経費でございます。

次のページをお願いいたします。

款2保険給付費でございますが、令和6年度の保険給付費支出額は50億2,722万7,958円で、前年度実績と比べ2.78%の減となっております。これは団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行などにより、被保険者数が年々減少しており、令和6年度の平均被保険者数は1万1,572人で、前年度より460人減、3.82%減少したことが主な要因と考えております。一方で、1人当たりの医療医療費につきましては、主要施策の成果の説明書に記載しておりますが、50万5,644円で、前年度と比較して1.03%の増となっており、年々増加しております。

それでは医療諸費について、それぞれ御説明いたします。

項1療養諸費、目1療養給付費につきましては、被保険者の医療費を現物給付として支給したものでございます。給付額は前年度と比較して2.51%の減となっております。なお不用額につきましては、給付実績が推計より下回ったものでございます。

目 2 療養費につきましては、治療用コルセットなどの装具購入に要した経費や、あんま、はり・きゅうの治療等に対し、給付したものでございます。前年度と比較して、24%の減となっております。なお、不用額につきましては給付実績が推計より下回ったためでございます。

次のページをお願いいたします。

目 3 審査支払手数料につきましては、国保連合会で行う診療報酬明細書等の審査及び診療報酬等の支払いに関する事務手数料でございます。前年度と比較して2.72%の減となっております。なお、不用額につきましては手数料の実績が推計より下回ったためでございます。

次に、項 2 高額療養費、目 1 高額療養費につきましては、被保険者が同月内の医療費の自己負担額が一定の額を超えた場合に高額療養費として支給したものでございます。前年度と比較して、3.17%の減となっております。なお、不用額につきましては、給付実績が推計より下回ったためでございます。

項 4 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金につきましては、被保険者の出産に伴い支給したものでございます。

次のページをお願いいたします。

次に、款 3 国民健康保険事業費納付金で、項 1 医療給付費分、項 2 後期高齢者支援金等分及び項 3 介護納付金につきましては、保険者が負担する医療費や後期高齢者支援制度に対する支援金などの原資として、県に対してそれぞれ納付したものでございます。なお、毎年の納付金額は、その納付金を賄うために必要とする標準保険税率と合わせて県が算定し市町へ通知されるものとなっております。

款 5 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費、目 1 特定健康診査等事業費、節 1 報酬から節 4 共済費につきましては、集団健診、特定保健指導、また、特定健診未受診者への訪問、受診勧奨による保健師、管理栄養士、看護師などの会計年度任用職員の人工費でございます。

節 7 報償費につきましては、特定健診の受診率向上を図るため、特定健診の受診者を対象に、抽せんにより合計1,000名の方に1人につき1,000円のクオカードを贈呈する事業を新たに取り組みましたが、そのクオカードの購入費でございます。

次のページをお願いいたします。

節 12 委託料のうち、備考欄の特定健康診査委託料につきましては、40歳から74歳までの被保険者に対し、糖尿病等の生活習慣病に着目し、保健センターと医療機関で行う特定健康診査に要した経費でございます。なお、不用額につきましては受診者数が推計どおり伸びなかったためでございます。

次のページをお願いいたします。

款6基金積立金、項1基金積立金、目1国民健康保険基金積立金、節24積立金につきましては、令和5年度決算に伴う繰越金を基金に積立てたものでございます。款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険税還付金の不用額につきましては、還付金の実績が推計より低かったためでございます。

目2償還金、節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和5年度の保険給付費等交付金の精算に伴う県への返還金でございます。

以上、議案乙第26号についての説明を終わります。

#### **中村直人委員長**

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **池田利幸委員**

266ページ、歳入の一番上ですね。調定額が16億1,293万2,265円。未収入が2億円ぐらいあるんですよね。不納欠損も4,700万円ぐらいですかね。これは結構多いように感じるんですけど、これ理由って何になりますか。

#### **楠和久税務課長**

不納欠損額と未収入額ですけれども、未収入額につきましては、例えば、滞納繰越し分については、ここ数年減っている状況です。現年分につきましては、実際、徴収率も令和5年より落ちてますので、現年分については増えてます。

ただ、これまでの滞納として残ってた分が引き続き残ってるっていう状況ですが、未収入額自体は、滞納繰越し分については減ってきてる状況です。

#### **池田利幸委員**

主要事項説明書の121ページのほうにも表が載ってるんですけど、すいません、これの見方が、僕が分かってないのか、現年度分に対しては徴収率が93.67%ってなってるんですよね。で、現年の滞納は今あるって、結構あるって、徴収率落ちてるんですって、さっき課長が御説明されたと思うんですけど、それでも93.67%は徴収率があるっていうことになるんですか。

#### **楠和久税務課長**

現年分の徴収率につきましては、令和3年から申し上げますと、令和3年が95.12、令和4年が94.36、令和5年が94.61、令和6年が93.68（166ページで「93.67」に訂正）ということで、ここ数年に比べると徴収率は落ちている状況です。

#### **池田利幸委員**

すいません、私がこれの見方が分かってないのかもしれませんけど、この決算書の歳入、266ページでは調定額が16億1,293万2,000円ってなっとって、この主要事項では、調定額が13億9,962万8,700円ってなってる、この金額の違いはどういう部分の表れになるんですか。これ

が、滞納繰越し分まで加えた額が、合計ですっていうことによろしいんですかね。

**楠和久税務課長**

調定額の計16億円っていうのは、滞納繰越し分も含んだ金額になっております。ちなみに現年分が約4億円です。

**池田利幸委員**

ということは、それまで含めたら令和6年度の収納率は84%。93%じゃなくて84%っていう理解をすればいいということですね。

**楠和久税務課長**

滞納繰越し分まで含めたところでいきますと、84.61%となっております。

**池田利幸委員**

ありがとうございます。

今までこの滞納とか不納欠損を起こした人っていうのは国民保険の資格止められて、保険証を持ってない状況であって、そつから何か月分かを払って、別で、保険証っていうんですか、資格証っていうんですか、つくってもらったと思うんですけど、これってマイナンバーカードの制度に変わってから、取扱いはどう変わったんですか。

**槇浩喜保険年金課長**

マイナンバーカード、昨年の12月から始まってます。マイナンバーカードを主体としたマイナ保険証の制度になっております。マイナ保険証をお持ちでない方については、資格確認証というものを、同じような保険証の形の紙をお出しして、なおかつマイナ保険証の方には、資格情報のお知らせを出してますけれども、同じように特別療養費ということで、納期から1年以上滞納がある方については、一旦そういう給付の制限、3割が10割ということで、給付の制限をかけさせていただいております。

マイナンバーについても、提示をしたら診療所のほうで特別療養費ということでの情報が医療機関等に出るような形になっているというところでございます。

以上です。

**中村直人委員長**

よろしいですか。

ほかにございませんか。

**尼寺省悟委員**

大きく4点質問します。

決算資料の中で、ちょっと私が見つけ切れんやったかもしれません。いい資料がなかったんですね。その代わりちや何やけども、令和7年の、これちょっと3月の市議会定例会で市民

環境部から鳥栖市の国民健康保険税率の推移という資料があってますので、これを見て言いますね。

この間、これ基礎賦課分の所得割に関してだけでも、令和4年が8.79、令和5年が8.79、令和6年が9.19、令和7年が9.76ということで、3年連続上がっているわけですね。前回か前々回のときに質問したんですけども、こういった傾向が今後続くのかといったら、令和9年度に完全統一がなされると、そのときに大幅な引上げがあると。だから、それじゃあやっぱり大幅な引上げとはいかんので、軟着陸といいますか、少しずつ上げていきたいということで、結局のところ、こういった傾向が今後続いて、上げ幅は少ないかもしれませんけど引上げがずっと続していくということというふうに聞いたんです。

そういう意味で考えると、結局、県での統一化というのは一体何やったのかと。国民、被保険者の負担は増すだけやないのかと言いたいわけなんですが、今日質問したいのは、数字のことをちょっと聞きたいんですが、令和5年と6年と7年、1人当たり、1世帯当たりどれくらいずつ上がったのか、まず聞きたいんですが。

### **槇浩喜保険年金課長**

まず、令和5年の医療費分、後期分、介護分の1人当たりの保険税につきましては12万4,750円で、令和6年度につきましては13万9,449円。この差につきましては、1万4,699円上がってるというところでございます。

令和6年度から令和7年度につきましては、令和6年度が、1人当たりの保険税につきましては、13万9,449円、令和7年度が14万9,332円で、9,883円上がっているというような状況でございます。

以上です。

### **尼寺省悟委員**

ちょっと違うけれどもいいです。あと、数字がちょっとはつきりしてなかつたんで、後でまた教えてください。いいです。取りあえずそれでいい。

あと、聞きたいのは、均等割について未就学児の均等割が2022年に5割軽減されたわけですね。そのときに、基山町はその時から全部軽減してるんですが、そのときの答弁で、未就学児を全額免除すれば約400万円と、18歳以下を全額免除すれば1,940万円になるというふうな答弁がなされているんですが、直近の数字でいたらどうなりますか、一番新しいところの数字で。

### **槇浩喜保険年金課長**

未就学児の方の均等割の保険税額を全額にするという、全額でなるとどうなのかということですけれども、所得の軽減、均等割の軽減につきましては、所得により軽減というのがご

ざいますけど、それをちょっと考慮せずに、単純に未就学児の分で、全額軽減したら幾らなのかということいくと、約990万円ほどかかるということでございます。

また、同じく18歳未満の方に広げた場合どうなのがことになると、およそ3,600万円ほどになるということでございます。

以上です。

### **尼寺省悟委員**

970万円と3,600万円と言わされたわけね。

### **槇浩喜保険年金課長**

これが、概算ですけれども、990万円と、3,600万円と。

### **尼寺省悟委員**

分かりました。

あと、均等割についての考え方なんですが、そのときに基山町では、もう平成22年から未就学児の全額免除と18歳以下については第3子以降を免除されているということで、鳥栖ができるのかというふうに質問したら、このときには、いろいろ言われて、困難だという答弁があつてるんですけども、困難だという考えに、今の時点でも変わらないと、同じように困難だと見ているというふうにとつていいんですか。

### **槇浩喜保険年金課長**

県内の国保税の完全一本化、これ最終的に12年をめどに一本化を図ることとしてます。その場合、同一所得、同一世帯構成であれば、県内どこの市町に住所を有しておいても、同一税額、同一税率ということになりますので、納付はじめ税の減免など事務や事業も標準化、広域化が図られることとされてますので、同じように市独自の政策判断はできなくなるというふうなことで考えております。

以上です。

### **尼寺省悟委員**

そのときに困難だというふうに言われて、できないとは言われてなかつたわけですよね。できないとか、だから、基山町によく聞いてみると、あそこは基金があるからできたんだというような言い方であつてね。だから、私はこんなに今、物価が値上がって子育て支援つちゅう観点から見ると非常に大変な時期だから、少なくとも、子供にだけはね。どういうことかちゅうと、生まれたばかりの赤ん坊にだって税をかけるんやけんね、子供の均等割ってのは。そんなひどい税はやっぱりなくさないかんというふうに私は思つてます。

それで、最後の質問ですけど、給食費の無償化については、報道によると、来年度から小学生に関しては無償にするというふうなことで、教育委員会に一般質問したら、きつとし

た答えは来てないということなんですが、そういった観点からいって、国のはうで今、半額均等割を削減すると。これをもっと広げて、拡充するというふうなことは、そういったことは聞いてないんですか。それだけ。

**槇浩喜保険年金課長**

国、県におけるさらなる拡充についてということでございますけれども、現時点では情報は入ってきておりません。

以上です。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**池田利幸委員**

すいません、国保税の件、県統一——令和12年でしたっけ——になる分で、補正のときにも言ったんですけども、要は、今、鳥栖市にしても、基金の部分から充当してちょっと安くしてあるっていう部分がある中で、県内市町も同じ状況でやってるところももちろんあって、もう既に、暫定のところでやってるところもあれば、基金入れてやってるところもあると思うんですけど、それを一本化してどこもお金は単独で、独自に入れられませんよっていうようになるときに、鳥栖市と佐賀市の負担割合は、たしか佐賀市のほうが保険料とかもともと高いんかなっていうところあるんですけど。要は、今まで基金使ってたところ使えなくなるけど、みんな税金高くなります、保険料高くなりますだけでは納得もいかんし、各市町でとか県でルールを決めながら、健康増進に充てるお金を健康増進で保険料を使わなくて済む、下げるっていうほうにも考えないことには、ただただ上がるだけっていうふうになる。これもう毎年とか定期的に県内で国民健康保険料の話合いってたしかあってると思うんですけど、そういうところで今、一本化になった先、保険料の削減を県内でやるための施策とかは話が出てるのか、もしくは、鳥栖市としてどういう発信をしているのかっていうのは、現状どうなんですか。

**槇浩喜保険年金課長**

令和12年をめどに税率一本化ということの中で、事務も統一していこうというような話で、その中で当然、保健事業につきましても、各市町、特定健診なり、どういったふうにやってるのかとかいうことを話しながら進めている段階というところでございます。最も効果的な、医療費削減とかのためにそういった保健事業ができるのかということを含めて、今ちょうど県内の市町のほうで話をしているところでございます。

以上です。

**中村直人委員長**

いいですか。

ほかにございませんか。

時間的に。いいですか。

### 楠和久税務課長

すいません。数字の修正をさせていただきます。

先ほど現年分の収納率を、93.68%と申し上げたんですが、主要施策の成果のとおり、93.67%でございます。すみません、修正させていただきます。

### 中村直人委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 議案乙第27号令和6年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

### 中村直人委員長

それでは次に、議案乙第27号令和6年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

### 槇浩喜保険年金課長

ただいま議題となりました、議案乙第27号令和6年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について、主なものにつきまして御説明申し上げます。

歳入、歳出決算書の289、290ページをお願いいたします。まず、歳入について御説明申し上げます。

款1後期高齢者医療保険料の収入済額は9億484万1,447円で、前年度と比較いたしまして14.4%の増となっており、団塊の世代の方の加入により、被保険者数が増加しているのが影響していると考えられます。

そのうち、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料につきましては、年金受給者からの年金天引きによる保険料収入額でございます。

また、目2普通徴収保険料につきましては、納付金または口座振替等による保険料収納額でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金のうち、備考欄、事務費繰入金は、県広域連合の共通経費負担金を繰入れたものでございます。また、保険基盤安定繰入金につきましては、保険料軽減分を補填するため、県4分の3、市4分の1の負担割合で繰入れたものでございます。

款4繰越金につきましては、令和5年度後期高齢者医療特別会計決算に伴う繰越金でございます。歳入についての説明は、以上でございます。

293ページ、294ページをお願いいたします。歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費及び項2徴収費につきましては、事務及び保険料収納に係る経費でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、備考欄記載の保険料等負担金で、市が徴収しました後期高齢者医療保険料のほか、広域連合に対する共通経費負担金や保険料軽減を補填する保険基盤安定負担金などを県後期高齢者広域連合に納付したものでございます。なお、不用額につきましては、納付金のうち、保険料の納付額が見込み少なかったためでございます。

以上、議案乙第27号についての説明を終わります。

### 中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

よろしいですか。

質疑を終わります。

~~~~~

中村直人委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、明日9月30日は休会、10月1日は午前10時より委員会を開会したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは本日はこれをもって散会いたします。

午後0時3分散会

令和7年10月1日(水)

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 伊藤克也

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 江副康成

委員 永江ゆき

委員 松隈清之

委員 池田利幸

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

政策部長 松雪努

総合政策課企画政策係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長 小柳洋介

総務部長 小柳秀和

総務課長 田中秀信

総務課長補佐兼庶務係長 斎藤了介

市民環境部長 緒方守

市民協働課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼市民相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長 築地美奈子

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 野口晶子

5 日程

自由討議

議案審査

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第26号令和6年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

議案乙第27号令和6年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

[総括、採決]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時開会

中村直人委員長

これより本日の総務常任委員会を開会いたします。

~~~~~

自由討議

中村直人委員長

これより委員間での、自由討議を行いたいと思いますが、何か付託された議案を含めてありますましたら、お願ひしたいと思います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

よろしいですか。それでは自由討議を終わります。

~~~~~

中村直人委員長

執行部を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前10時 1分休憩

~~~~~

午前10時 6分再開

中村直人委員長

再開いたします。

~~~~~

報告（総務課）

市庁舎への落雷被害について

中村直人委員長

まず総括に入る前に、議案外の報告があるということありますので、その議案外の報告を受けた後、総括に入りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、お願ひします。

田中秀信総務課長

9月17日夕方に発生いたしました、市庁舎への落雷被害について報告いたします。

被害状況といたしましては、火災感知器及び中継器、中央監視装置、電気時計、特別会議室4画面マルチディスプレー、施設管理カメラ、ケーブルテレビ、北別館エレベーターモニター及びカメラ、それから湯中ポンプ制御盤、それから個別空調機の室外機を確認いたしております。

以上で説明終わりいたします。

中村直人委員長

ありがとうございました。

それでは、何か委員の皆さんが必要なことなどがあったらお願ひしたいと思いますが、よろしいですか。

池田利幸委員

すいません落雷の影響で、議会、議場の時計とかもずれとったりということで、不具合は全部もうきれいに修正されているんですか。

齊藤了介総務課長補佐兼庶務係長

今、メインのところですね、例えば、中央監視装置であったり火災感知器等については仮復旧という形で行っています。ただ、本復旧につきましては、改めて今、見積り等徴収をしておりますので、今、調整中でございます。

以上でございます。

中村直人委員長

よろしいですか。

江副康成委員

鳥栖、基山と両方に落雷があったということをお聞きしまして、鳥栖も少し被害があったということは知っているんですけども、鳥栖は避雷針か何かに落ちたというようなことも聞いて、避雷針であればそこに落ちるとですよ、地球に向けてっていうか、あまり被害が拡

大しないようなイメージがあったんですけども、それなりに被害があったんだなというふうに今感じたんですけども、その辺りの関係はいかがでしょうか。

齊藤了介總務課長補佐兼庶務係長

庁舎の屋上に避雷針2つございまして、9月7日の落雷につきましては、そのうちの1つに落ちております。

通常避雷針っていうのは、庁舎の建屋全体とか、人的な被害を防ぐものでございまして、地中にそのままアースでいきます。ただ、放電であったり、地中からまた戻ってきたりっていうので、少なからず影響というのはございます。

以上でございます。

江副康成委员

民間っていうか、私的なところであると落雷あったとしても保険対応って形でしてもらうことが多いあるじゃないですか。この庁舎の場合は、その辺りのリスクに対する備えみたいなやつはどうなってたのかなというのをちょっと確認させていただきたいと思います。

齊藤了介總務課長補佐兼庶務係長

保険につきましては、財政課のほうで建物の保険に入っていますので、一旦市のほうで修理等の負担はありますけれども、保険対応と考えております。

以上でございます。（「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

中村直人委員長

いいですね。

それでは、議案外の報告を終わります。

総括

中村直人委員長

これより総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますけれども、何か審査を通じて、総括的に御意見等がありましたら、お願いしたいと思います。

江副康成委員

それでは総括的に意見、要望をさせていただきます。3点ございます。

まず1点目、駅周辺整備について。

令和6年度には駅周辺整備課が政策部の目玉として組織されました。鉄道のまち鳥栖市が新しい鉄道体系にいかに組みしていくか、まさに百年に一度の取組です。鳥栖駅周辺整備は短期施策の方向性が示され、長年停滞していた問題が一歩踏み出したことに対して、率直に敬意を表したいと思います。しかし、本題は今後百年、二百年、それ以上続くまちづくりの礎をつくることであり、中長期的観点からの議論が最も重要であることは否めません。

そうした中、佐賀大学生が中心となり作成した鳥栖駅周辺再開発に関する提言は、山口知事も関心を持って聞いておられ、また、向門市長も鳥栖市として議論のテーブルには載せたいと、自民党議員団の要望活動の席でお話いただきました。ぜひ進めていただきたいと思います。

ところで、西九州新幹線、新鳥栖 - 武雄温泉駅間がどうなるか分からぬことが執行部として鳥栖駅周辺高架事業を議論しづらい雰囲気にさせているようです。最近の報道によると、佐賀県知事、長崎県知事、JR九州社長が一堂に会し、佐賀県の負担を減ずること及び国が責任を持って解決案を提示することで一致されたということあります。

また、西九州新幹線による光と影——影に当たる肥前鹿島駅に多額の県予算が投入され、駅周辺整備がなされます。また、江北駅に新幹線をとめることに対して積極的な議論がなされているようでございます。

こうした状況を考えると、そう遠くない時期に、フル規格に向けた結論が出るんではないかと期待しています。こうした状況変化が起こった場合に対しても対応できる形で、鳥栖駅東短期施策は進めていただきたいとお願ひいたします。

また、新鳥栖駅東側についても、静かに課題整理が行われているものと承知しております。しかし、新鳥栖駅周辺整備は、西九州新幹線が新鳥栖駅より分岐することに対応するためが一番の目的であり、そうしたまちづくりであることは、鳥栖駅周辺整備と同じ前提条件となります。中長期的視点を大事にしながら、今後とも進めていきたいと重ね重ねお願い申し上げます。

2点目、企業版ふるさと納税について。

株式会社C y g a m e s様より、今回も2億4,000万円の多額の寄附を受けます。個人版ふるさと寄附金は返礼品等により半分を経費としているのに対し、企業版ふるさと納税は丸々その寄附を事業費に充てることができ、こうした観点からも大変ありがたいものでございます。

現在、国民の手取りが疲弊している状況において、個人版ふるさと寄附金を獲得する環境としては厳しい状況にあります。一方で、企業活動は特に大企業を中心に旺盛で社会貢献活動に熱心な企業さんにとって、その活用先を探しているところも多いのではないかと思いま

す。ぜひ、企業版ふるさと納税取得にもっともっと取り組んでいただき、その企業版ふるさと納税で事業化できたものには、その名を刻し、広く人々に知らせることをお願いいたします。

3番目、ゼロカーボンシティ宣言について。

鳥栖市はゼロカーボンシティ宣言をいたしました。2050年の時点に身を置いたとき、その目標に向かって、今、何をなすべきか、そうした取組だと理解しています。これは国全体、世界全体で取り組まなければ決して達成できないことだと私も思います。

鳥栖市が定めた目標において一喜一憂することは全くないと考えますが、中長期的観点に立ったとき、その取り得る手段はきちんとしたマイルストーンを持っていなければなりません。

鳥栖市は慶應義塾大学大学院及びパナソニックエレクトリックワークス社と協定書を結びました。当然、中長期的観点からのアドバイスを受けているものと期待しております。

そこで、ペロブスカイト太陽電池の件ですが、庁舎及びまちづくり推進センターでは、太陽光パネルを載せる計画があります。まちづくり推進センターに既存の重量のシリコン太陽光パネルを載せるためには、屋根等を補強する必要があるのかどうかという事業を行ったという説明がありました。既に鳥栖市内の事業所や家屋において太陽光パネルを設置しているところがあります。経費をかけて、既存のシリコン太陽光パネルを行政施設に載せる行政目的は何なのか、甚だ疑問です。

ゼロカーボンシティ宣言をして、それなりのシンクタンクに御意見を求めるのであれば、広く、また先を見据えた政策として具現化していただきたいとお願いいいたします。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

令和6年度なんですかとも、基本的に、財政としては順調に推移していると思いますけれども、人事院勧告で給与改定ってありましたよね。義務的経費が増加するわけじゃないですか。それに伴ってなのか、今回、経常収支比率、上がってるんですよね、87.8。前年度と比べると2.9ポイント上がってるわけなんですよ。これは、なかなか実際こういう数字は少ないかもしれませんけれども、70から80%が望ましいとか、全国的にそんなに多分ないと思うんです。

ただ、現実的には弾力性が小さくなっているっていうことは否めませんで、人事院勧告、今後も当然、賃上げの方向に行くんではないかと想定するんですけど、大きく見て財政的に

困窮してるわけではないんだけれども、一方で柔軟性がやや落ちてきてるのかなという気もしますので、そういうことも含めて、令和7年度以降、弾力的な財政運営ができるような手を——今のところ私アイデアありませんけれども。

いや、基本的には税収増していかないかいけないと思うんですよ。そのためには、地区計画等含めて、いろんな企業誘致だったり、人口増の施策を探っていくっていうのが王道なんだろうと思いますし、それ以外には、市街化区域内での用途地域等の見直し等、鳥栖市にまだ需要があるうちに、人口増の施策について、今後とも取り組んでいただきたいと思います。

中村直人委員長

ほかには。

永江ゆき委員

令和6年度、実質収支8億円という黒字を出されてますけど、健全で財政運営がなされていることは本当評価されるところだと思います。

この黒字っていうことは大変いいことだと思いますけど、市民の生活の実感として、じゃあそれが生かされてるのかって言ったら、なかなか私はそう感じないです。

なので、困窮者世帯も多くなりましたし、あと、子供たちの不登校への教育の機会を確保されているのかといったら、まだまだそうじゃないと思いますので、やっぱりその辺も財政の健全さとか福祉とか教育とか環境に対して、もっと充実につながるように、今後の運営に期待したいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

池田利幸委員

令和6年度全般といいますか、令和6年度のときもずっと職員さん的人材育成をってお願いのことを言わせていただきよったんですけど、令和7年度になってから、大分ちょっといろんな窓口で、市民の皆さんから窓口対応がえらく厳しい——厳しくなったっていうか、言い方を変えると窓口対応がおかしいっていうような声をいろんな部門のところから、部門に関して、今、来られてる部長さんたちのところじゃないところからももちろん聞いてて、今まで人材育成、窓口対応充実をって、いろんなＩＴ入れて、要らない時間は削ってその分市民サービスの向上にってお願いしてる中で、若干、窓口でのトラブル案件を聞くことが増えてまして、その辺も、ちょっと見直しをしてもらいたいというふうに思ってます。

結構、上から抑えつけられたような言い方をされるっていうところ。これは福祉の部門でちょっと多く聞かれる話なんですけど、窓口は総務、総務がそこの管轄ではあるでしょうから、市民環境部でもちよこちよこお伺いしますけど、担当さんが変わったら対応が変わるっていうのはちょっと違うのかなっていう部分も思いますし、その辺の窓口対応っていうものをもう一回見直しをぜひお願ひできればと思います。

やっぱり市民サービス、職員さんの仕事を軽くしていくことと、最終的に求められてるのは、市民サービスの向上っていう部分になりますんで、いろいろな案件にもよるんでしょうけど、結構、いろんな個人さんにも、関係者としても、その声が大きくなってるっていうことだけはお伝えしておかんばなと思いまして、お伝えしておきます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

総括を終わります。

~~~~~

### 採 決

### 中村直人委員長

それでは、これより採決を行います。

~~~~~

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について

中村直人委員長

まず、議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について、当総務常任委員会付託分の採決を行います。

本案は、認定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。

よって、議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について、当総務常任委員会付託分については認定することに決しました。

~~~~~

## 議案乙第26号令和6年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

### 中村直人委員長

次に、議案乙第26号令和6年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について、採決を行います。

本案は、認定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。

よって、本案は認定することに決しました。

~~~~~

議案乙第27号令和6年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

中村直人委員長

次に、議案乙第27号令和6年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について採決を行います。

本案は、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決しました。

~~~~~

### 中村直人委員長

以上で、総務常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任をいただくということでよろしい

でしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

中村直人委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて令和7年9月定例会総務常任委員会を閉会いたします。

午前10時23分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務常任委員長 中 村 直 人

